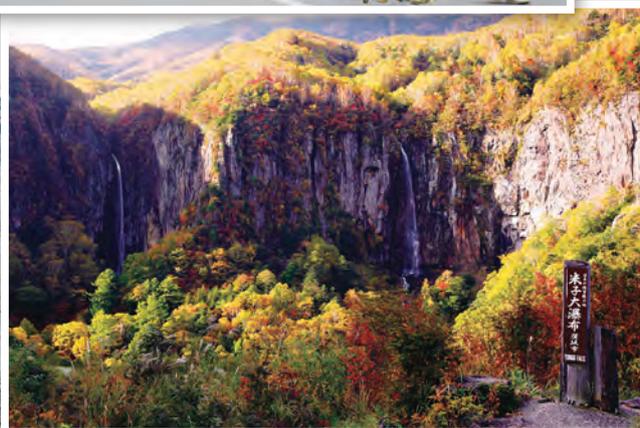
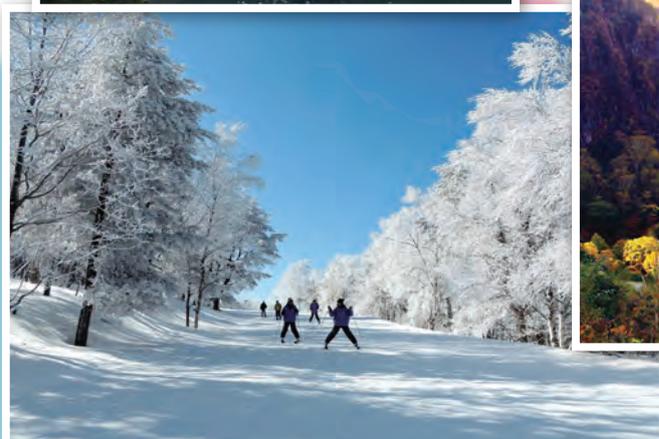
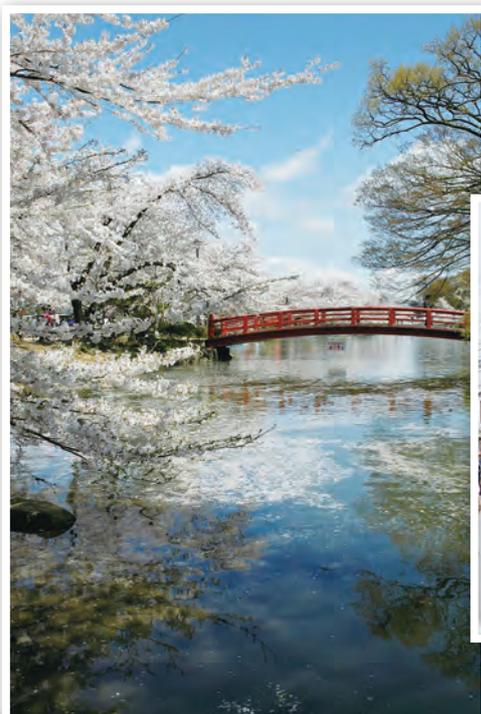


第六次須坂市総合計画 2021 ▶ 2030

須坂みらいチャレンジ2030



長野県須坂市

「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂 を“オール須坂市”で実現



2021年度を始期とする第六次須坂市総合計画は、複雑かつ多様化する社会課題や地域課題に対し、これまで築き上げてきた須坂市の有形・無形の資産（「ほんものの誇り」、「つながりの安心」、「すこやかさの活力」）を活かし、各主体（ステークホルダー）が目標年度である2030年に向かって総力を挙げ“チャレンジ”する決意を込め、計画の愛称を「須坂みらいチャレンジ2030」として策定しました。

現在、新型コロナウイルス感染症により全世界が様々な面で困難な状況にあります。加えて、日本は、少子超高齢社会、多発する大災害などの課題を抱えています。しかし、このような状況であるからこそ、「須坂みらいチャレンジ2030」は大きな役割を果たします。

今後10年間の計画を進めるにあたり、「継承」・「進化」・「学びと行動」という3つのチャレンジ指針（まちづくりの基本指針）を設けるとともに、各施策には共創のまちづくりに向けた各主体の役割として、「市民」・「企業」・「活動団体」・「行政」それぞれの役割を明記しました。各主体がそれぞれの強みを発揮しながら切磋琢磨する姿がまさに須坂市の「共創」です。

須坂市は、課題解決・進歩に有用といわれる社会関係資本が豊かな地域です。「自利利他円満」（他者の利益になることが、同時に自らの利益になることであり、自らの利益になることが、同時に他者の利益にもなること）、「One for All, All for One」（一人はみんなのために、みんなは一つの目標のために）、堀直虎公が大切にされた「義」（利欲にとらわれず、なすべきことをすること）という言葉にあるように、須坂市の強みである社会関係資本を大いに活かし、これからも安心して希望を持って住み続けられる須坂市を「共」にチャレンジし、「創」り上げてまいりましょう。

須坂市長

三木正夫

目次

第1部 総合計画の概要	5
1. 総合計画策定の背景	6
2. 総合計画の役割と位置づけ	6
3. 計画の策定方針と策定方法	6
4. 計画の構成・期間と進行管理	7
第2部 基本構想	9
1. 「須坂」の魅力と特徴	10
(1) 豊かな自然と暮らしが両立した環境	10
(2) 本格的な少子高齢社会のなか、人口を維持しています	11
(3) 子育て世代に選ばれています	12
(4) 多様な産業がバランス良く発達しています	13
(5) 市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、元気な高齢者が活躍しています	14
(6) 地域活動が活発で、人と人とのつながりが維持されています	15
(7) 市民が愛着と住みやすさを感じています	16
(8) 政策評価では、健康や安心・安全に関する施策が高く評価されています	17
(9) 共創のまちづくりには市民・企業・活動団体・行政の協力が必要です	18
2. 2030年への展望～未来に起こりうる変化と目指すシナリオ	19
3. 将来像	20
4. まちづくりの基本的な視点	22
(1) チャレンジ指針(まちづくりの基本指針)	22
(2) 4者共創によるまちづくり	23
(3) 国際目標「SDGs」(持続可能な開発目標)や経営指標「ESG」との関連	24
5. 基本目標(分野別総合政策)	25
6. 土地利用に関する基本構想	27
(1) 土地利用の基本理念	27
(2) 土地利用の基本方針	27
(3) 利用区分別の土地利用の基本的方向	28
(4) 地区別土地利用構想	29
7. 須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略	31
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	31
(2) 総合計画と総合戦略の関係性	31
(3) 総合戦略の4つの柱(重点戦略)	31
(4) 将来目標人口	33
(5) 重点戦略	35
第3部 前期基本計画	43
1. 施策体系図	44
2. 前期基本計画の構成	44
3. 施策の展開	46
基本目標1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	46
基本施策1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	46
基本目標2 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち	49

基本施策2	健康長寿のまちづくり	49
基本施策3	みんなで支えあう福祉のまちづくり	59
基本目標3	子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	65
基本施策4	安心して子育てができるまちづくり	65
基本施策5	次代を担う人材を育むまちづくり	68
基本目標4	一人ひとりが学び、高め合うまち	73
基本施策6	主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	73
基本施策7	文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	75
基本目標5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	79
基本施策8	安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	79
基本施策9	快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	90
基本施策10	豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	100
基本目標6	活力と賑わいのある自立したまち	106
基本施策11	多様な産業の活力あふれるまちづくり	106
基本施策12	交流と賑わいのあるまちづくり	116
基本目標7	市民とともにつくる持続可能なまち	122
基本施策13	未来志向型の行政経営を行うまちづくり	122
基本施策14	活力にみちた共創のまちづくり	131
4. 国土強靱化地域計画		135
(1) 国土強靱化の概要		135
(2) 国土強靱化にかかる基本目標		136
(3) 強靱化に向けた取組み		138
(4) 起きてはならない最悪の事態と分野別施策との対応一覧表		140
資料編		143
1. 須坂市人口の将来展望(人口ビジョン)		144
(1) 年齢3区分の人口と構成比の推移		144
(2) 人口ピラミッド		145
(3) 合計特殊出生率の推移		145
(4) 自然増減と社会増減の推移		146
(5) 将来人口の独自推計		147
(6) 人口の将来展望を踏まえた課題の整理		148
2. 「市民総合意識調査」の主な結果(抜粋)		149
(1) 重点プロジェクト(総合戦略の基本目標)の評価		149
(2) 総合計画基本目標・施策の評価		150
(3) まちの評価		151
(4) まちの将来像について		154
3. 「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点戦略と総合計画における各施策との対応表		155
4. 総合計画前期基本計画施策とSDGs(持続可能な開発目標)との関係		156
5. SDGsの17の目標及び169個のターゲットと総合計画における施策との関係		158
6. 計画づくりの体制		170
7. 審議会委員名簿(敬称略)		170
8. 計画づくりの経過		171
9. 第六次須坂市総合計画づくりにおける市民の方の参加経過		172
10. 答申書		173

第 1 部 総合計画の概要

1. 総合計画策定の背景

総合計画は、長期的な展望に基づいて須坂市が目指す将来像を描き、その実現に向けてどのような行政経営を行っていくかを取り決める最上位の計画です。第五次総合計画が2020年度で終了するため、新たな10年間（2021年度～2030年度）のまちづくりの羅針盤となる第六次総合計画を策定しました。

前回の計画策定から10年が経過し、本市を取り巻く状況はさらに大きく変化し続けています。わが国が本格的な少子高齢化の時代を迎えるなか、次の10年は人口減少をいかに最小限に抑え、まちを維持するかが重要な課題となります。また、新型コロナウイルスや気候変動による大災害など、新たな脅威に危機感を持って対応していくことが必要です。

こうした厳しい時代ではありますが、本市には先人が築いてきた有形・無形の資産があります。これらの資産を大切に継承し、ときには時代変化に応じて進化させながら、須坂市らしさを磨いていくことが重要です。

2. 総合計画の役割と位置づけ

総合計画は、行政経営の羅針盤となるものですが、多様化し複雑化する地域課題に対応するには、行政だけでは限界があります。このため、本計画には、市民・企業・活動団体・行政が協働で取り組む共創のまちづくりの指針という側面も持たせています。

また、本計画は、人口減少抑制、地方創生に戦略的に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく「須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づく「国土強靱化地域計画」を統合し、一体的に策定しています。

3. 計画の策定方針と策定方法

第六次総合計画は、次の基本的な考え方に基づき、以下の手法を用いて策定しました。

策定方針	策定手法
①市民とともに作る計画	市民意識調査等の実施による民意の反映
②未来起点からの発想	過去起点ではなく未来起点の発想手法（バックキャストिंग）の採用による計画検討
③メリハリのある計画	地域資源を有効に投入するため、重点的に取り組むべき事項を明確化
④共創のまちづくり	市民・企業・活動団体・行政が協働で取り組む共創のまちづくりの方向性を示し、それぞれの立場に期待される役割を明確化

4. 計画の構成・期間と進行管理

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成し、それぞれの計画期間は以下の通りです。

- 👉 基本構想（将来像、まちづくりの基本的な視点、基本目標、土地利用に関する基本構想、須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略）：10年（2021年度～2030年度）
→総合戦略は総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、5年ごとに見直し
- 👉 基本計画（基本施策、施策）：5年
（前期基本計画 2021年度～2025年度／後期基本計画 2026年度～2030年度）
- 👉 実施計画（事務事業）：3年

基本構想、基本計画は計画期間に合わせて、見直し評価を行います。実施計画と総合戦略（重点プロジェクト）については、事務事業の行政評価の仕組みと連動させ、毎年PDCAサイクル（※）により進捗評価を行います。

※「PDCAサイクル」…Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組み。

総合計画の体系及び進捗評価の行程表

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
基本構想	基本構想（10年間）										
	須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略（10年間）※総合戦略は5年ごとに見直し										
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）					
実施計画	実施計画（2021～2023）			実施計画（2022～2024）			実施計画（2023～2025）			実施計画（2024～2026）	
	実施計画は1期3年で毎年見直し										
	実施計画（2026～2028）			実施計画（2027～2029）			実施計画（2028～2030）				
	実施計画は1期3年で毎年見直し										
行政評価 （内部評価）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総合戦略 評価	○	○	○	○	○ 見直し	○	○	○	○	○ 見直し	
行政評価 （外部評価）			○ 中間評価		○ 次期策定			○ 中間評価		○ 次期策定	

第2部 基本構想

1. 「須坂」の魅力と特徴

長い時間をかけて形成されてきた「須坂」には、10年後も守り、残していきたい有形・無形の資産が数多くあります。ここでは、地理的条件や各種統計データ等からまちの魅力や特徴を振り返ります。

(1) 豊かな自然と暮らしが両立した環境

◎地理的に有利な立地

千曲川を挟んで県庁所在地の長野市に隣接し、長野駅への交通アクセスにも恵まれています。東京都心からは新幹線と私鉄長野電鉄を利用して約2時間、自動車でも練馬インターチェンジから須坂長野東インターチェンジ（以下、須坂長野東IC）まで約2時間30分など、都市部からの移住地にも適しています。



◎特色ある自然・景観と農ある暮らし

上信越高原国立公園に属する「峰の原高原」、花の百名山「根子岳」、長野県内最大級のレンゲツツジとエゾリンドウの群生地「五味池破風高原」、国指定名勝「米子瀑布群」など景勝地に恵まれ、国立公園から流れ出る河川によって形成された扇状地と千曲川により形成された沖積地の美しい田園風景が広がっています。



肥沃な土壌や気候条件などに恵まれ、本市では農業が盛んです。特に降水量が少なく昼夜の寒暖差が大きいため、果樹栽培に適しており、果樹園が広がる風景は本市の特徴ある景観の一部となっています。

◎歴史と文化を感じられる町並みや公園

製糸業が繁栄した面影を残す歴史的建造物と産業遺産、本多静六林学博士の設計でさくら名所100選及び日本の名松100選の臥竜公園、東日本最古最大級の積石塚古墳「八丁鎧塚古墳」などがあります。

豊かな自然だけでなく、こうした歴史・文化を感じられる町並みが須坂市を特徴づけています。

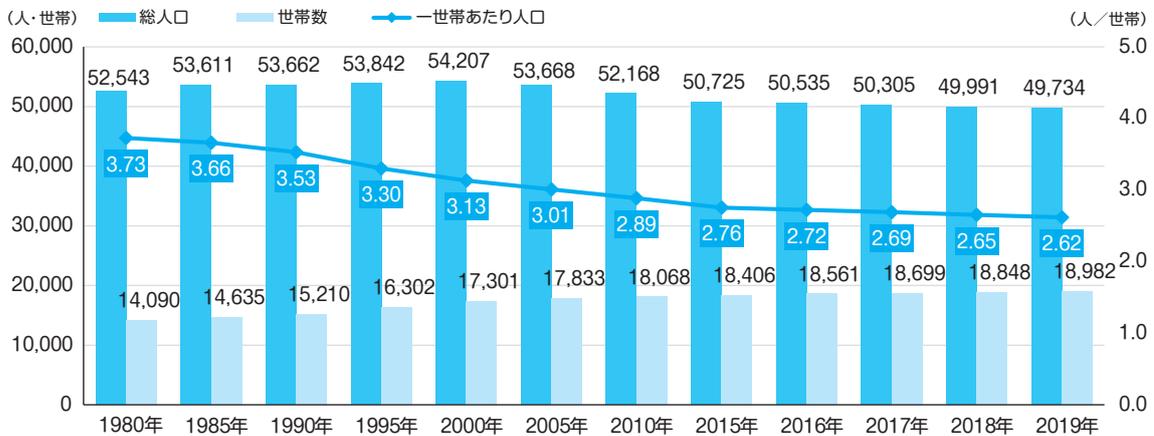


(2) 本格的な少子高齢社会のなか、人口を維持しています

国は本格的な人口減少時代を迎えています。少子高齢化や人口減少の傾向は、産業・医療・福祉・介護への影響をはじめ、空き家の増加や地域の担い手不足など、地域社会への影響が生じています。須坂市の総人口は2000年にピークを迎え、以後は減少局面に入りましたが、近年は約5万人程度を維持しています。

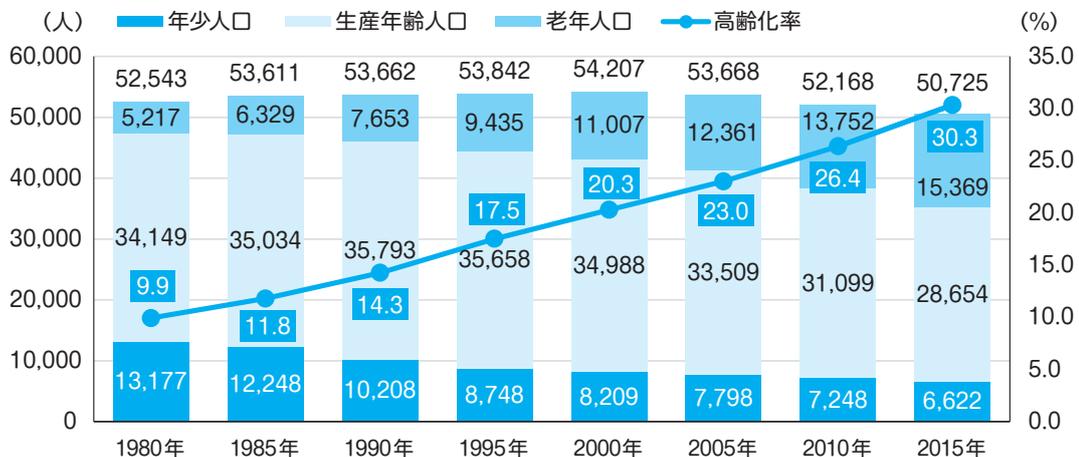
人口構成をみると、年少人口（0歳～15歳未満）、生産年齢人口（15歳～65歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。高齢化は進みますが、経験豊かな高齢者がいきいきと地域で活躍し、若者世代に知恵や伝統を受け継いでいく本市の良さはこれからも引き継いでいく必要があります。

人口と世帯数の推移



出典：1980～2015年：総務省「国勢調査」2016～2019年：長野県毎月人口異動調査（10月1日時点）

年齢区別の人口推移



※総人口は年齢不詳を含む。

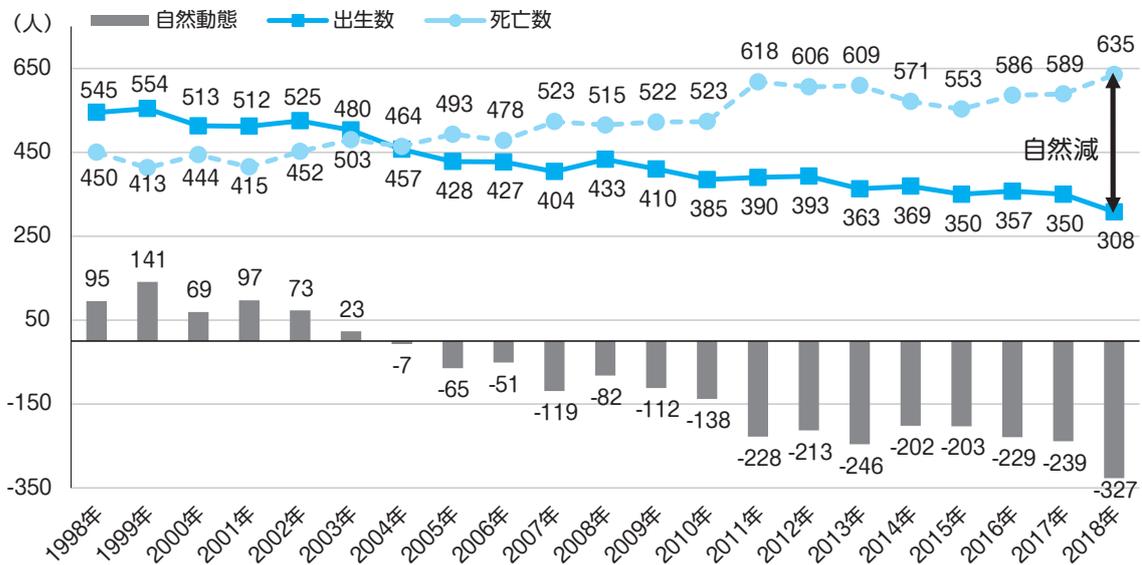
出典：総務省「国勢調査」

(3) 子育て世代に選ばれています

本市の自然動態（出生と死亡）は2004年を境に出生数を死亡数が上回り、自然減の状況が続いています。一方、社会動態（転入と転出）は長年、市外への転出超過が続いていましたが、近年は転入と転出がほぼ均衡し、2018年にはわずかに転入が上回っています。

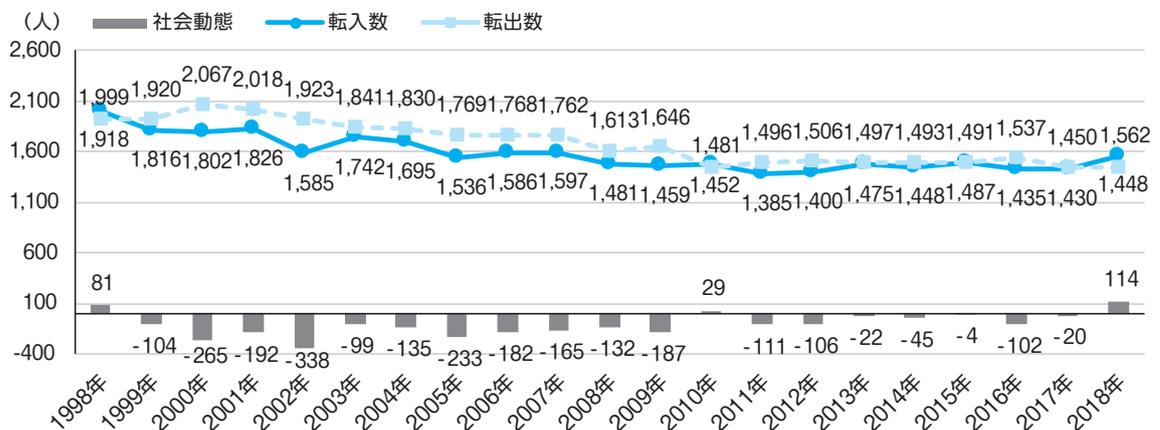
年齢階級別の転入・転出の状況を見ると、10代後半から20代前半にかけて大きく転出超過となっており、進学や就職で市外に出る若者が多いことがわかります。逆に20代後半では転入超過となり、以降の子育て世代ではマイナスになっていません。就職や結婚、子育てのタイミングで本市にU・Iターンする人が多いことを示しており、子育て世代に選ばれています。

自然動態の推移



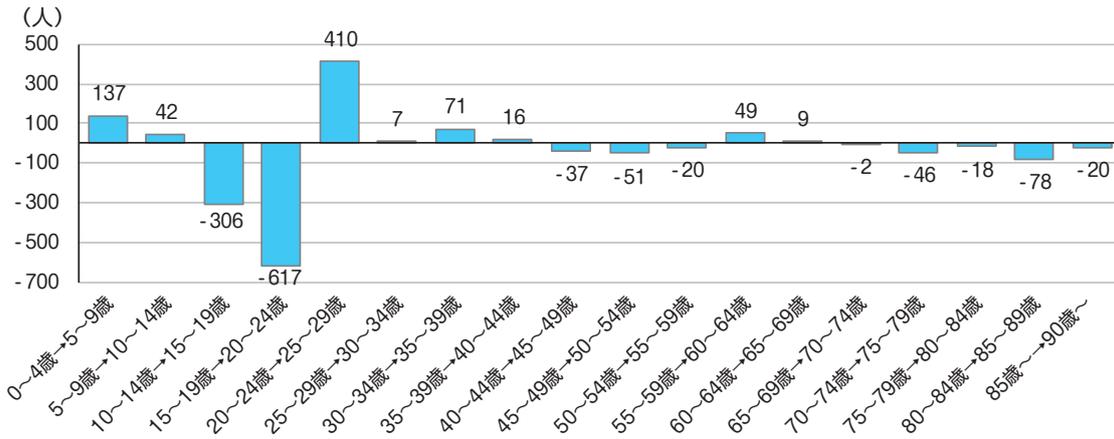
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

社会動態の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

年齢階級別の転入・転出超過数（2010年～2015年）



※グラフ横軸は5歳ごとの年齢階級区分がそれぞれ次の区分に移動することを意味している。

出典：内閣府「REASAS」2010年～2015年データを活用

(4) 多様な産業がバランス良く発達しています

本市には基幹産業である製造業をはじめ、農業、卸売・小売業、各種サービス業、医療・福祉など、バランスよい産業構造を持っているまちといえます。製造業はリーマンショックや東日本大震災で落ち込みましたが、その後は回復基調にあります。また、農業においては、新しいことに果敢にチャレンジする農業者により生産されるぶどうを中心とした果物の農業産出額が増加しており、全国有数の果物王国を築いています。

こうした特徴は須坂市の経済的発展を目指す上での強みとなります。

製造品出荷額等の推移



出典：経済産業省「工業統計調査 市町村別 確報」

農業産出額（果実）の推移



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

(5) 市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、元気な高齢者が活躍しています

本市は「保健補導員制度」発祥の地として知られ、地域の女性からなる保健補導員を中心に、市民の健康増進活動が熱心に行われてきました。そうした地道な健康づくり活動の積み重ねに加え、須高地域で形成する地域医療・福祉・介護の安全・安心ネットワークの構築や介護予防へのいち早い継続的な取り組みにより、県内19市と比較して要介護認定率、介護保険料とも低い水準となっています。

要介護認定率と要支援・要介護認定者数の19市比較（2019年）

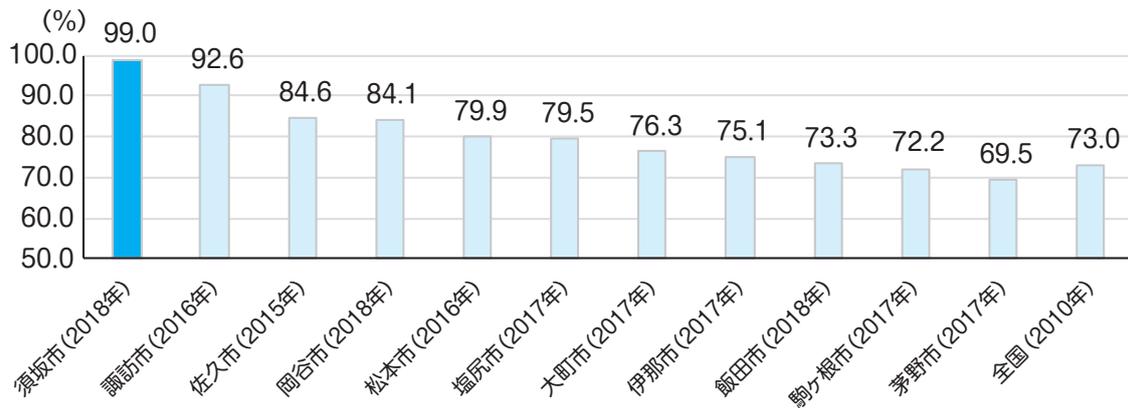


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報（暫定版）」2019年1月末

(6) 地域活動が活発で、人と人とのつながりが維持されています

本市は自治会加入率の高さが表すように、地域活動が盛んな歴史があり、それを支える地域のつながりが現在も保たれています。代表的な地域自治の取組みとして、住民と市が協働して道路などを整備する「手作り普請協働事業」、全自治会に設置されている要配慮者の見守り組織「新・地域見守り安心ネットワーク」及び子どもたちの見守りをする「地域安全サポーター」の活動などがあります。

自治会加入率



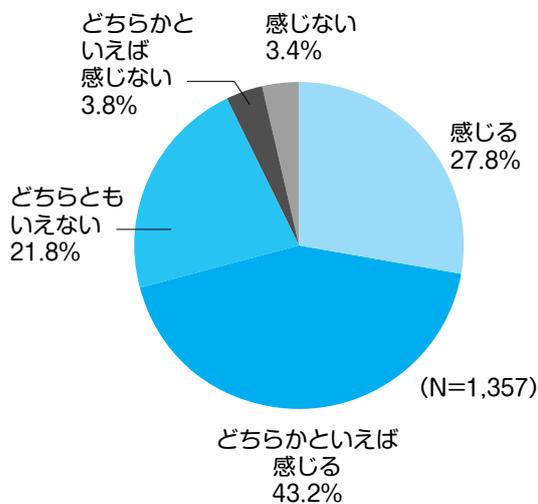
出典：市 各市の最新の総合計画より／全国 内閣府「全国生活選好度調査」2010年

(7) 市民が愛着と住みやすさを感じています

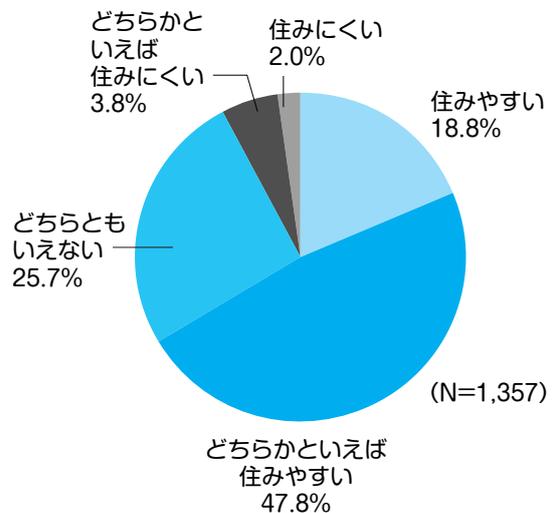
市民意識調査の結果をみると、市民の71.0%が「須坂市に愛着を感じる」としているほか、「住みやすいまち」と評価する人は66.6%、本市に「住み続けたい」という市民は90%以上に達します。多くの市民が地域に対する深い愛着を持ち、住み続けたいと感じています。

また、10年後にも残したい須坂市の強みや魅力として、最も多くあげられたのが「美味しい果物・農産物」で、蔵の町並みをはじめとする歴史的文化財や豊かな自然や景観なども多く挙げられており、こうした資産が市民による地域への愛着と住みやすさにつながっているといえます。

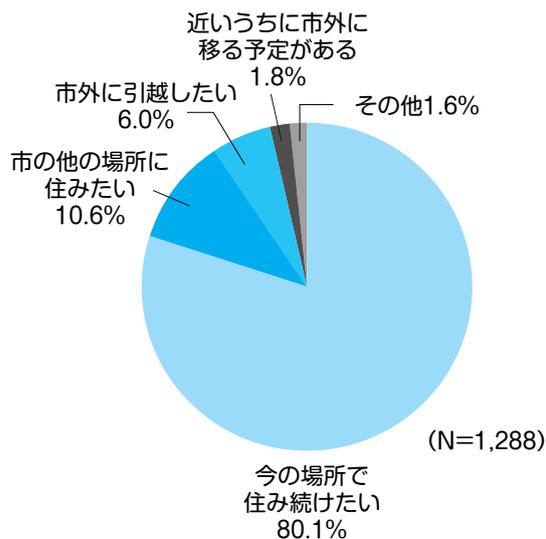
須坂市への愛着度評価



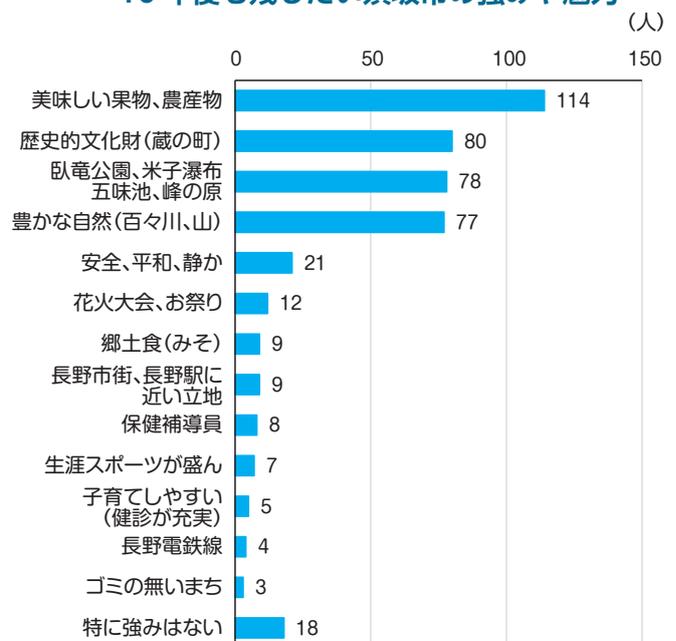
住みやすさ評価



継続居住の意向



10年後も残したい須坂市の強みや魅力

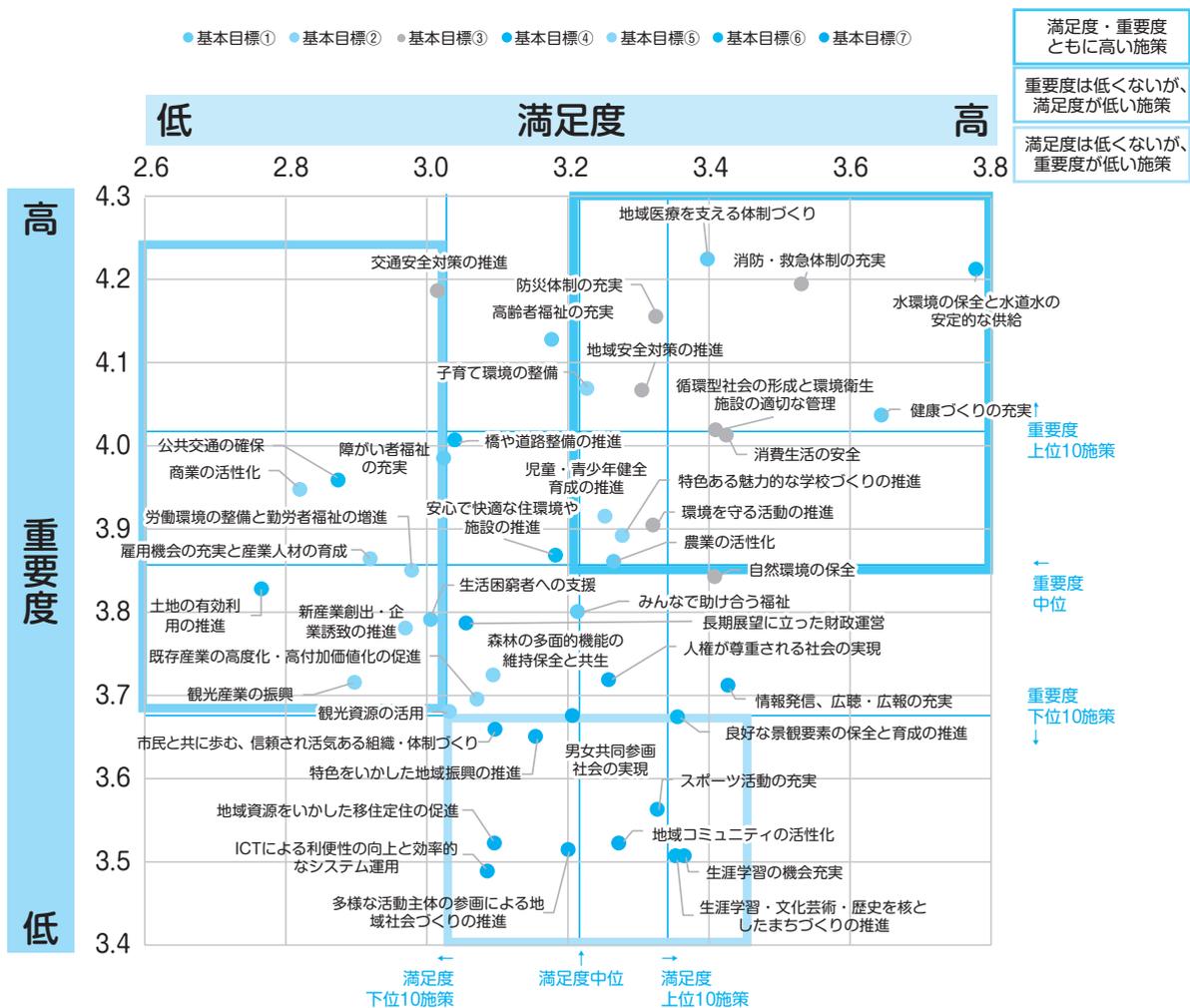


出典：「市民総合意識調査」2019年7月

(8) 政策評価では、健康や安心・安全に関する施策が高く評価されています

第五次総合計画後期基本計画の施策について、市民意識調査で満足度と重要度を聞いた結果です。満足度・重要度ともに高い施策は「水環境の保全と水道水の安定的な供給」「健康づくりの充実」「消防・救急体制の充実」「地域医療を支える体制づくり」などがあげられ、高く評価されています。一方、「商業の活性化」や「公共交通の確保」「雇用機会の充実と産業人材の育成」などは重要度が高いが満足度が低いため、今後、取組みを強化すべき施策といえます。

施策の満足度と重要度評価



【視点化の方法】
 「満足 / 重要」を5点、「どちらかといえば満足 / 重要」を3点、「どちらかといえば不満 / 重要でない」を2点、「不満 / 重要でない」を1点として各基本目標の平均点を算出

出典：「市民総合意識調査」2019年7月

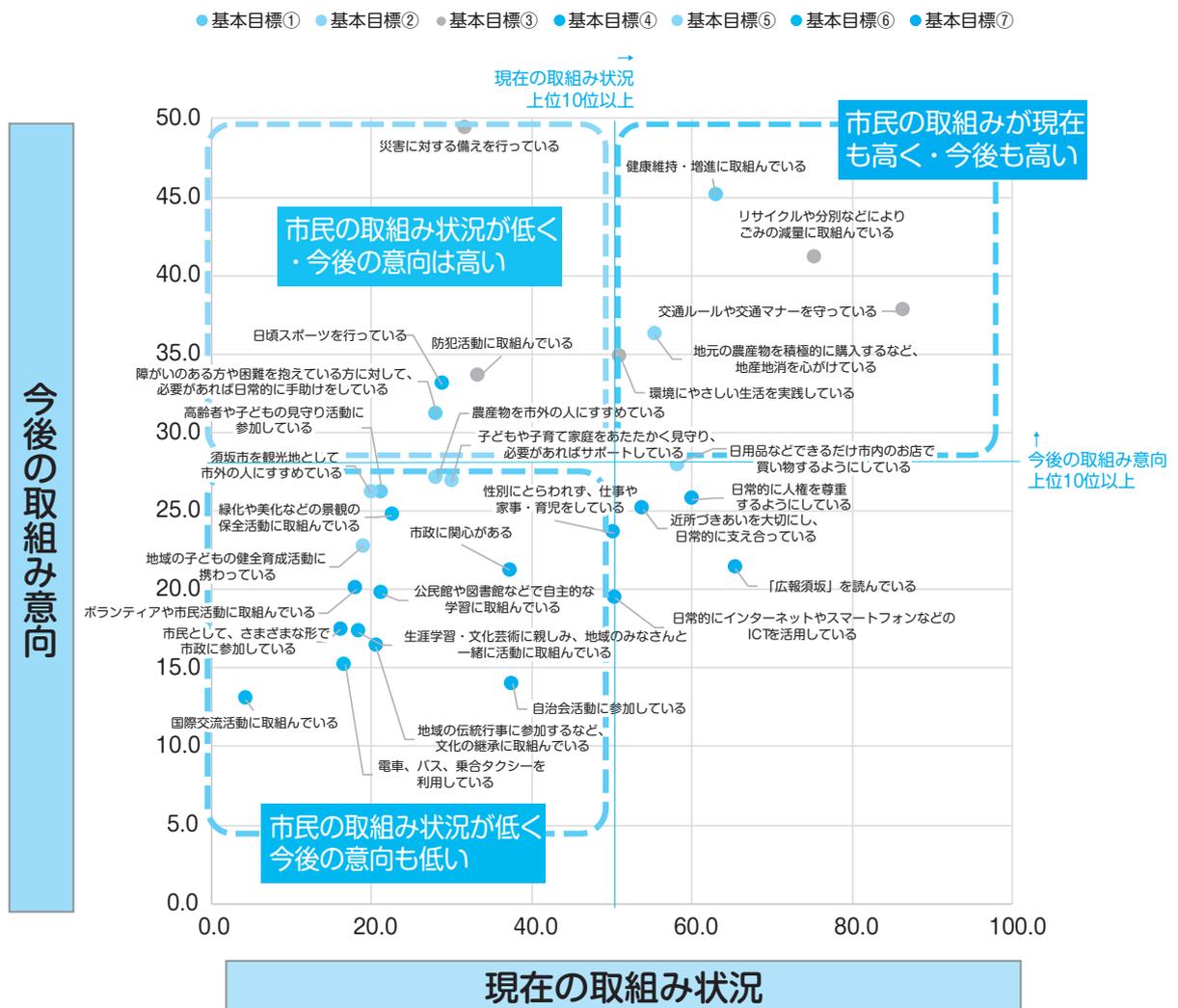
(9) 共創のまちづくりには市民・企業・活動団体・行政の協力が必要です

市民意識調査で施策に関する活動に市民の皆さんがどの程度取り組んでいるか、これから取り組みたいかを聞いた結果です。多くの市民の皆さんが取り組んでいるのが「健康維持・増進」「ごみの減量」「交通ルール・マナー遵守」「農産物の地産地消」「環境に優しい生活」で、今後の取組意向も高くなっています。

また、現在は活発ではないが、今後の取組意向が高い活動としては、「災害に対する備え」「防犯活動」「スポーツ」「障がい者等への手助け」があげられています。

現在、市民の取組状況が低い活動については、市民・企業・活動団体・行政それぞれの立場を活かして協力し、共創のまちづくりを行うことが重要です。

施策に関する取組みへの市民の活動状況・今後の意向



2. 2030年への展望～未来に起こりうる変化と目指すシナリオ

2. 2030年への展望～未来に起こりうる変化と目指すシナリオ

世界規模で未来に起こりうる変化の兆しを踏まえながら、2030年の須坂市が目指すべきシナリオを描きます。

	2030年までに起こりうる主な変化	本市の目指す姿（シナリオ）
社会・人口の変化	新型コロナウイルス等の感染拡大や気候変動による過去に例のない規模の豪雨や台風災害のリスク	行政、市民、地域が一体となってリスク管理に取り組み、感染症や災害と共存できる柔軟な対応力を持った強い社会を形成
	ウィズコロナ時代の「新しい生活様式」やソーシャル・ディスタンス（フィジカル・ディスタンス）が標準となった社会	市民一人ひとりの健康づくり意識、地域のつながりなどの無形資産が支える健康長寿モデル「須坂 JAPAN」が世界的に注目される
	団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、さらに少子高齢化が進み、各産業で人手不足が深刻化	AI（※）やロボットなどの先端技術を活用して効率化・自動化を図り、高齢化や人手不足等の社会課題に対応
	人材不足を背景に、あらゆる分野で、男性や女性、若者や高齢者、障がいの有無などの区別なく、多様な人材の活用が進む	健康づくりや福祉の先進地域として、特に女性や高齢者が活躍できるフィールドが豊富にあり、誰もがいきいきと自分らしく活動している
	ICT（情報通信技術）化の進展や働き方改革、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、地方暮らしを選択する人が増加	豊かで美しい自然と快適で便利な都市生活が両立できるまちとして、特に子育て世代の移住者に選ばれている
	少子化が進む一方、子育てや教育分野を取り巻くニーズが多様化・複雑化し、子育てしやすい環境や豊かな教育機会があることが、若い世代に選ばれるまちの必要条件となる	次代を担う宝である子どもたちの育成に地域全体で関わり、地域への愛着や誇りを持った人材を育む特色ある地域教育が行われており、須坂独自の教育モデルとして近隣から注目されている
産業・経済の変化	人生100年時代を迎え、健康寿命の延伸や健康増進ニーズが高まる	健康長寿の伝統やノウハウの蓄積を生かし、健康分野で新たな価値を創出している
	ロボットやAI等の革新的な技術の導入やウィズコロナ時代にも対応した働き方改革が進み、雇用のあり方が大きく変わる	人間にしかできない付加価値の高い仕事分野で人材活用が進むとともに、デジタル通信技術等を活用したりリモートワークにより須坂に住みながら柔軟に働く人が増える
	須坂長野東IC周辺開発により県内外から新しい人の流れが生まれる	観光集客施設エリアと蔵のまちの伝統が息づくエリア双方がうまく融合した魅力のあるまちとして知られ、まちのファンが増加
	地球温暖化がさらに進み、全国有数の産地として知られるぶどうなどの果樹栽培が大きな影響を受ける	温暖化の克服に向けて、新しい品種の開発や栽培方法等の研究などが産学官連携で進められ、新しい農業の高付加価値化や競争力強化が実現

※「AI」…Artificial Intelligenceの略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

環境変化やリスクに対応し、10年後も選ばれるまちになるために

本市には今後起こりうる環境変化やリスクに対応し、乗り越えるために活かせる有形・無形の地域資源が豊富にあります。本市の強みであるバランスの良い産業や地域のつながりを活かし、さらに磨き上げながら、人手不足や新型コロナウイルスをはじめとする感染症・災害といった社会リスクに対応していくことが求められます。

3. 将来像

将来像は本市が目指すまちづくりの基本的な考え方を表すとともに、より良いまちづくりに市民・企業・活動団体・行政が一丸となって取り組むための合言葉（スローガン）です。2030年に向けて本市が目指す将来像を以下のように設定します。

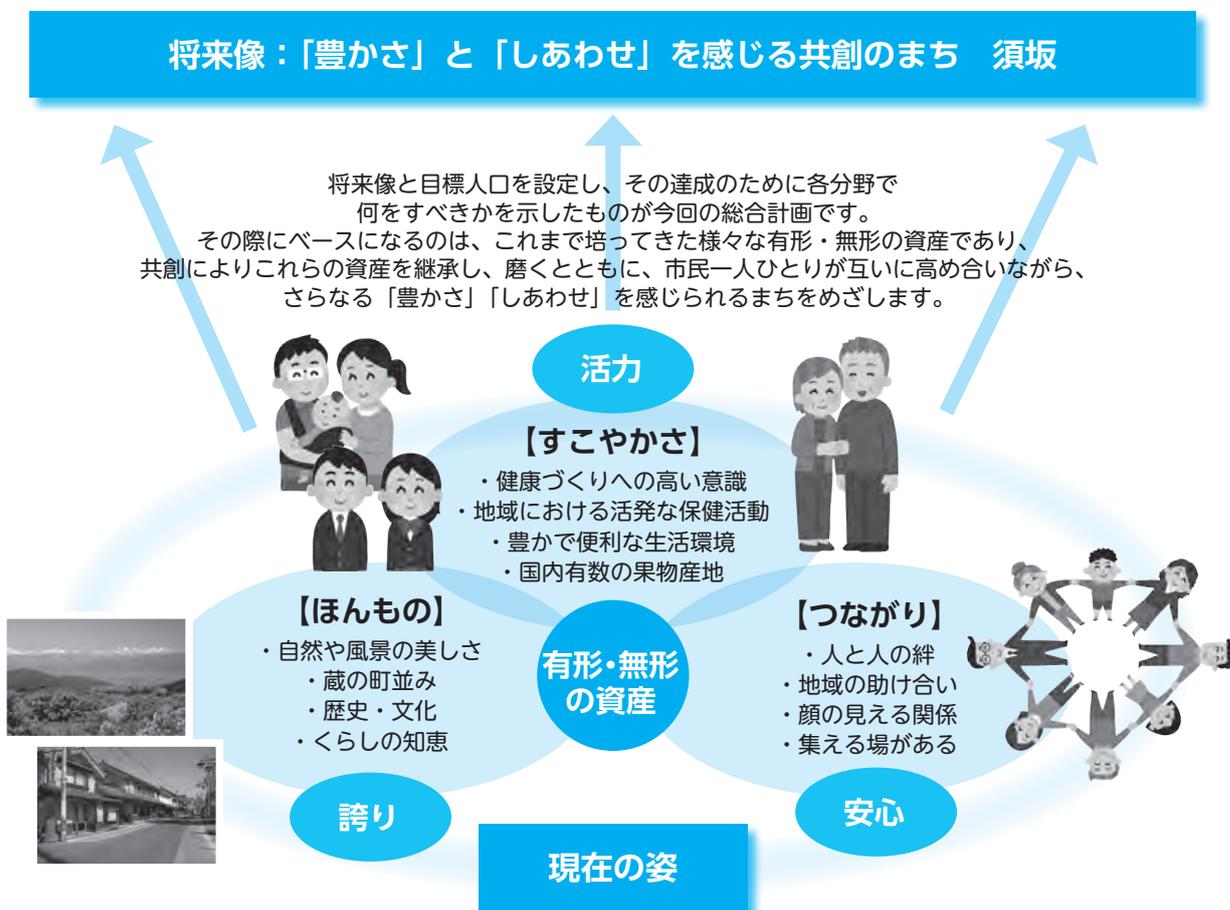
「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

●将来像に込めた思い

本市がめざす究極の目標は、市民一人ひとりの「豊かさ」と「しあわせ」です。一人ひとりにとって「ありたい」目標は異なっても、それぞれが多様性を生かし、切磋琢磨し協力することで、「豊かさ」や「しあわせ」の実感を共有することができます。

これまでに蓄積してきた有形・無形の資産を活かして「豊かさ」と「しあわせ」を実感できるまちを創りあげることで、この地を愛する人や企業を集積させていくことが、須坂市の地方創生です。市民・企業・活動団体・行政が連携し、有形・無形の資産を時代変化に対応した新たな価値に高めるべく、様々な挑戦を重ねていきます。

将来像設定のイメージ



●須坂市が持つ有形・無形の資産とは

◆「ほんものの誇り」

美しい自然や歴史・文化、そのなかで育まれてきた地に足の着いた豊かな暮らしが、市民の誇りや心のよりどころとなっています。

◆「つながりの安心」

人は独りではしあわせにはなれず、誰もが支え合いのなかで生きています。ウィズコロナ時代の背景もあり、人と人の関係が一層希薄になりがちですが、須坂市は地域のつながりを大切にし、一人ひとりに居場所や活躍の場があり、地域の中で孤立せず孤独を感じることがない、やさしく、あたたかいまちとなっています。

◆「すこやかさの活力」

健康づくりを中心とした市民活動の蓄積や農業をはじめとする産業がバランスよくあることが、まちの活力につながっています。こうした営みは市民・企業・活動団体・行政の努力や切磋琢磨から生まれ、その共創がまちの原動力となっています。

4. まちづくりの基本的な視点

市が目指す将来像の実現は、多くの主体が意識し、戦略的に取り組むことで、はじめて現実的なものとなるため、本計画を進めていくうえで、広く共有すべき視点を示します。

(1) チャレンジ指針（まちづくりの基本指針）

本計画では人口減少という大きな社会課題を筆頭に、さまざまな時代変化に対して臨機応変に対応していく前向きなチャレンジが必要になります。そこで、すべての政策分野に共通する取組方針を「チャレンジ指針」として定めるとともに、計画の愛称を「須坂みらいチャレンジ 2030」とし、あらゆる主体が一丸となって将来像の実現に向けて取り組みます。

■チャレンジ指針1：『継承』

ICT（情報通信技術）化やグローバル化の進展により、地域がもつ個性が希薄になりがちですが、選ばれる地域になるためには、須坂の強みや魅力を磨き育てることが必要です。守るべき有形・無形の資産（「ほんものの誇り」、「つながりの安心」、「すこやかさの活力」）を次代に継承していくための仕組みと担い手をつくります。

■チャレンジ指針2：『進化』

情報化社会の次にくる新しい社会として、国は「Society5.0（※）」を提唱し、経済的発展と社会的課題の解決を目指しています。Society5.0の実現に向けて、IoT（インターネットと様々なものが接続されること）、ビッグデータ（巨大で複雑なデータの集合）、AI（人工知能）、ロボットといった新たなICT（情報通信技術）を行政運営、産業、暮らしの各方面に取り入れ、積極的に推進します。

■チャレンジ指針3：『学びと行動』

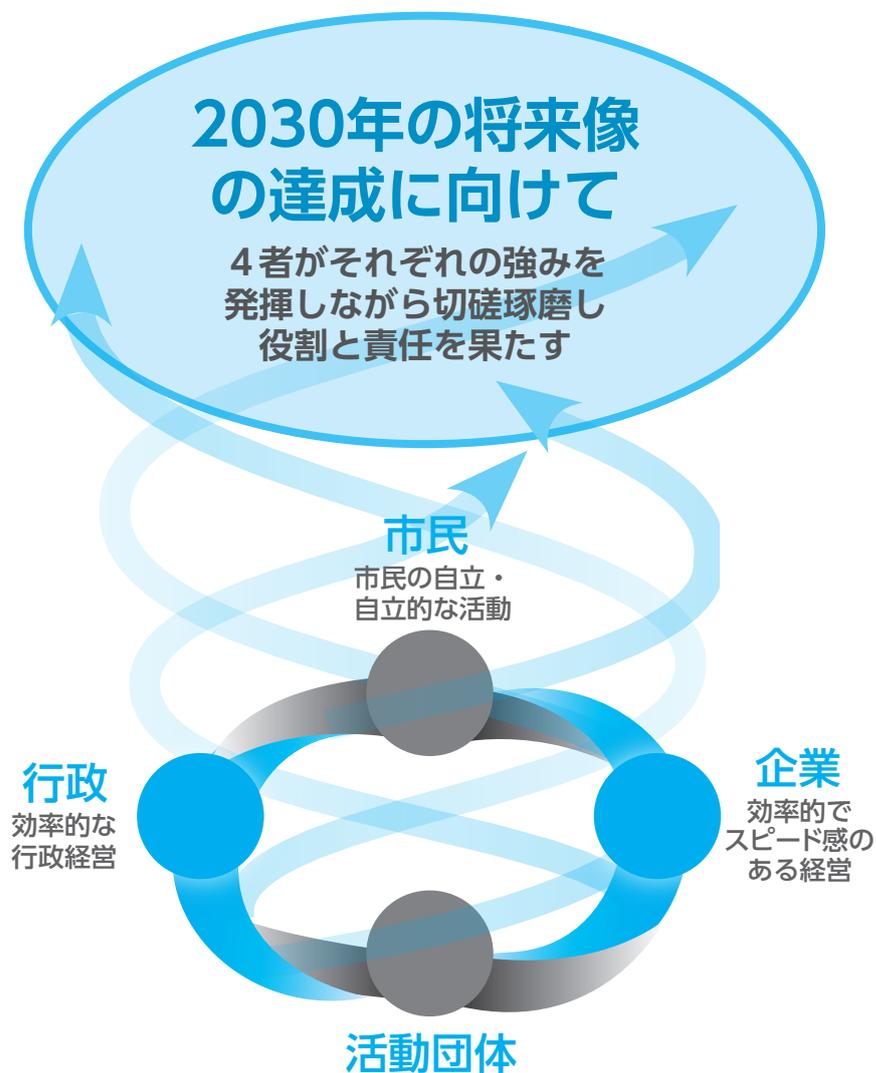
人口減少時代にあっても、一人ひとりが自分事として地域の課題に向きあい、主体的に学び、地域や周囲の人々のために行動することで地域の活力を維持することは可能です。須坂市には保健指導員制度発祥の地という学びと行動の歴史があります。この精神を受け継ぎ、一人ひとりの学びと行動を促し、共創による強く安定した地域づくりを目指します。

※ 「Society5.0」…国が提唱する未来社会の概念。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）のこと。

(2) 4者共創によるまちづくり

これからの10年間は、これまで以上に厳しい財政状況を迎えることが予想されます。こうしたなか、これからのまちづくりでは「市民・企業・活動団体・行政」の4者が知恵を出し合い、それぞれの立場で役割と責任を果たすことがこれまで以上に重要になります。第六次総合計画は行政計画であるとともに、4者が切磋琢磨し、協力して「共創」による活力あるまちづくりを行うための共通の指針となるものです。

4者による共創のまちづくり



(3) 国際目標「SDGs」(持続可能な開発目標) や経営指標「ESG」との関連

第六次総合計画では、世界規模で顕在化している社会課題との連動にも注目しながら施策に取り組むため、国際目標「SDGs(エス・ディ・ジーズ)」や企業経営の指標となっている「ESG(イー・エス・ジー)」との関連を踏まえて策定しています。

各施策にSDGsの17の目標を関連付け、国際的な目標の方向性との対応を意識しながら、施策を進めていきます。

■ SDGs とは

「SDGs」(Sustainable: 持続可能な / Development: 発展 / Goals: 目標 の頭文字をとったもの) は、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国だけでなく、先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境等の諸問題を総合的に解決することを目指したものです。

国では、県及び市町村が地域の諸問題の解決にSDGsを活用することにより、地方創生を推進するよう推奨されています。



■ ESG とは

企業への投資を判断する基準として掲げられた「Environment(環境)」、「Social(社会)」、「Governance(統治)」の3つの指標で、SDGsの達成や地方創生につながる投資の観点として注目され、産学官金一体で社会課題に取り組む指標となるものです。地域の企業がこれらを目的に掲げ、事業を進めることが企業の成長・発展につながり、さらなる地域の活力創出と持続的な発展につながります。

5. 基本目標（分野別総合政策）

将来像を実現するため、政策分野別に2030年までに目指すまちの姿を基本目標として以下のように定めます。

政策分野	基本目標（目指すまちの姿）
人権・共生・ 全員活躍	基本目標① 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち
	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 性別・国籍・障がいの有無などの特性を超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会を目指します。 ☞ 誰もが自分らしく輝ける活躍の場を持てる共生社会を目指します。
健康・社会福祉	基本目標② みんなで支えあい健やかに暮らせるまち
	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 市民主体の健康づくり活動を継続し、人生100年時代にふさわしい先進モデルの確立を目指します。 ☞ 高齢になっても安心して地域で過ごせる支えあいの地域包括ケアシステム（※）を推進します。 ☞ 高齢者も子どもも障がいがある人もない人も、全ての人が地域の中で孤立することなく誰もが安心して暮らすことができ、地域全体で見守り、寄り添い、支えあうまちを目指します。
子育て・教育	基本目標③ 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち
	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 安心して子育てができる地域の子育て力の強化やワンストップの子育て支援により、子どもがのびのび育ち、子育て世代に選ばれるまちを目指します。 ☞ 刻々と変化する社会の中にあっても、自分の長所を見失わずに、チャレンジ精神をもって、いきいきと活躍できる人材を育む、特色ある教育が受けられるまちを目指します。
文化・スポーツ・ 生涯学習	基本目標④ 一人ひとりが学び、高め合うまち
	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 市民主体の学びやスポーツの活動を維持・発展させることを目指します。 ☞ 人生100年時代を文化的で豊かに自分らしく生きることのできるまちを目指します。 ☞ 地域の歴史・文化を学び地域に愛着を持ち、次の世代へ受け継がれるまちを目指します。

政策分野	基本目標（目指すまちの姿）
安全・安心・ 環境・生活基盤	<p>基本目標⑤ 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 自然災害の教訓を活かし、気候変動の時代に向けて災害に強いまちを目指します。 ☞ 交通安全や防犯、消費生活の安全に対して自主的な活動が行われ、啓発意識が高いまちを目指します。 ☞ 自然と調和しながら、先進的で快適な生活を享受できるまちを目指します。 ☞ 豊かな自然環境を未来の世代に引き継ぐため、環境保全に対する意識が高いまちを目指します。
産業・観光・ 雇用	<p>基本目標⑥ 活力と賑わいのある自立したまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 農林業、商工業・観光業・サービス業との連携を進めるなど、既存産業の高付加価値化や新産業創出を目指します。 ☞ 個々の属性に関わらず雇用機会が豊富にあり、起業にチャレンジしやすいまちを目指します。
行財政・共創・ 移住定住・結婚 支援	<p>基本目標⑦ 市民とともにつくる持続可能なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ ICT化を進めるとともに、民間活力を活かしたスピード感のある効率的な行政運営を目指します。 ☞ 地域の魅力を発信し、住みたいまち、選ばれるまちを目指します。 ☞ 対話や信頼関係に基づき、住民や自治組織と行政が共創するまちづくりを目指します。

※「地域包括ケアシステム」…誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援・が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

基本目標ごとの「目指すまちの姿」について、市民総合意識調査により達成状況を確認します。

6. 土地利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本理念

須坂市の区域における国土（以下「市土」という。）は、現在及び将来における市民生活に必要な限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤です。

このことから、市土の利用にあたっては、市民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然・歴史的環境との調和に配慮し、本市の特性を十分にいかした、安全・安心かつ、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。県計画を基本とし、かつ、須坂市の基本構想等に沿って、行政だけではなく、市民の皆さんをはじめ、多様な主体の直接的間接的な参加と共創により、市土利用のあるべき姿の実現と、須坂市の将来像である、『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」にふさわしい土地利用を総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 土地利用の基本方針

①市土の適切な保全と有効活用のための土地利用

都市機能を維持するため、地域の特性に十分配慮しながら、市街地では都市機能の集積化を考慮し、周辺地域では安全・安心で快適な生活機能を維持するとともに、公共サービスのあり方や住環境の維持保全等も念頭においた低未利用地や空き家の有効利用を促進します。地域経済の活性化や雇用を確保するための土地利用については、既存産業用地の活用をはじめ、須坂長野東 IC 周辺地区に開発予定の物流関連産業施設・観光集客施設・ものづくり産業施設からなる新複合交流拠点の開発を中心に、周辺環境と調和した土地利用を進めます。農林業生産に係る土地利用については、市の強みである農業の基礎となる優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、土地の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

②自然環境と美しい景観等を保全・活用するための土地利用

優れた自然環境を将来にわたって保全するとともに、個性ある景観の保全、再生、創出を念頭に、里地里山等の良好な管理と効果的な利活用を図りながら、自然と調和・共生した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。

また、自然環境に影響を与える、外来種への対策や鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動が高度に調和した環境保全を進め、自然の持つ防災や水質浄化などの機能を将来にわたって維持することを基本とした土地利用を進めます。

③安全・安心を実現するための土地利用

ハード事業とソフト事業を適切かつ効果的に組み合わせ、防災・減災措置を実施し、いつ起きてもおかしくない災害に対して強靱なまちを築くとともに、災害リスクの高い地域については、地域特性に応じた適切な土地利用を図るなど、安全・安心の実現に資する土地利用を進めます。

(3) 利用区分別の土地利用の基本的方向

区 分		基本的な考え方
農 用 地		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 耕作放棄地の発生防止と再利用による農用地の確保と整備 ☞ 良好な管理による多面的機能の維持 ☞ 安全・安心な農産物の供給や環境負荷の軽減に配慮した農業生産の推進
森 林		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 林業の持続的かつ健全な発展と多面的機能維持のために多様で健全な森林の整備と保全 ☞ 鳥獣被害対策を考慮した里山の整備と保全、及び森林の適正な利用
原 野		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生
水面・河川 水 路		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 河川氾濫地域における安全性の確保（減災対策の促進） ☞ 既存用地の持続的な利用
道 路		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 交流・連携の促進、市土の有効利用や生活・生産基盤の整備を進めるために必要な用地の確保 ☞ 農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な管理のために必要な用地の確保 ☞ 既存用地の持続的な利用 ☞ 幹線道路網や生活道路の整備改良
宅 地	宅 地	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 既存住宅ストックの有効活用や耐震・環境性能を含めた質の向上と良好な居住環境を形成するために必要な用地の確保 ☞ 都市における土地利用の高度化、低未利用地の有効利用の促進
	工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 工場跡地等未利用地の有効活用 ☞ 産業集積を進める上で必要な用地を確保
	その他の宅 地	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 中心市街地における産業の活性化 ☞ 郊外の新複合交流拠点について、周辺の土地利用との調整や景観との調和に配慮
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ☞ 空き店舗等都市の低未利用地や耕作放棄地の積極的な再利用・有効利用 ☞ 住民意向・環境保全に十分配慮した公園や福利厚生施設等の整備

(4) 地区別土地利用構想

① 須坂地区

生活・文化・交流の中心となる地区であり、「蔵の町並み」の整備・保全を図りながら、中心市街地内の多くの歴史・観光・自然資源を活かし、多くのひとが交流する快適な都市空間を形成するための土地利用を進めます。

② 日滝地区

地区南部の市街地とその北側に広がる農地、産業・工業団地からなる地区であり、農業や産業の振興を図りながら、住み良い環境を形成するための土地利用を進めます。

③ 豊洲・旭ヶ丘地区

優れた河川景観を有する千曲川、松川、八木沢川や農地が広がる中に、古くからの集落と住宅団地や産業拠点となる産業・工業団地が共存してきた地区であり、豊かな田園風景の保全と住・工・農の調和を図りながら、暮らしやすい環境を形成するための土地利用を進めます。

④ 日野地区

国道406号沿い及び長野電鉄長野線沿いの市街地とその周辺の農地・集落からなる地区で、交通利便性が良い地区であり、農地・集落の環境を守りつつ、利便性が高く、市街地として住み良いまちを目指すための土地利用を進めます。

⑤ 井上地区

須坂長野東ICがある交通要衝の地であり、周辺環境との調和を図りながら、拠点整備を推進し、地域の魅力向上と須坂市の活性化を牽引するまちづくりを行うための土地利用を進めます。

⑥ 高甫地区

広い農地の中に、集落・住宅団地が点在する地区であるため、豊かな田園風景の保全を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

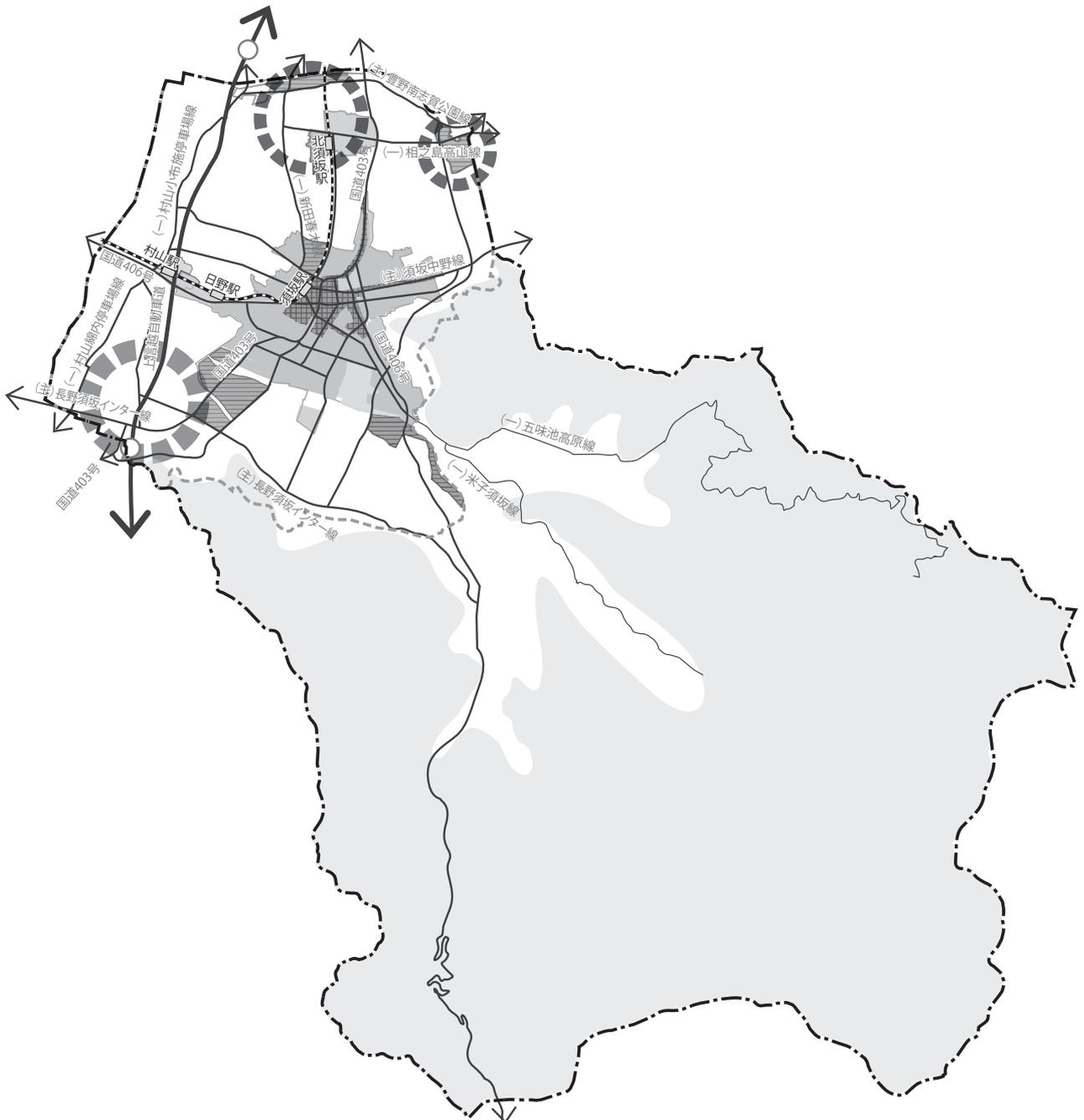
⑦ 仁礼地区

国の名勝にも指定されている「米子大瀑布」（指定名称は「米子瀑布群）」、「峰の原高原」、温泉施設などの観光資源を有する豊かな森に抱かれた地区であり、自然環境の保全とリゾート地としての活用を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

⑧ 豊丘地区

「五味池破風高原」をはじめとする豊かな自然に抱かれた地区であり、豊かな農村としての環境や自然環境の保全を図りながら、暮らしやすいまちを目指すための土地利用を進めます。

◆将来土地利用構想図



凡 例

-  商業・業務地
-  工業系用地
-  住居系用地
-  農地・集落
-  自然環境地

-  新複合交流拠点
-  工業拠点
-  高速道路、インターチェンジ
-  骨格道路
-  その他道路

-  鉄道・鉄道駅
-  都市計画区域
-  行政界



7. 須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しています。

このため、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を国と地方が一体となって目指すことを目的として国は2019年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

「まち・ひと・しごと創生法」第10条では、市町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、各市町村の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（市町村「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）を定めるよう努めなければならないとされています。

(2) 総合計画と総合戦略の関係性

須坂市は2015年に「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」～健康長寿発信都市「須坂JAPAN」の実現に向けて～を策定し、人口減少対策と地方創生の実現に取り組んできました。

この計画期間が2020年度で最終年度となることから、これまでの取組みを踏まえつつ、時代の潮流に合わせた新たな戦略の策定が必要となります。

人口減少や少子高齢化の進行が一段と進むことが予想される中においても、この地で暮らすことに「しあわせ」を感じることができ、将来に向け更に発展できる持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

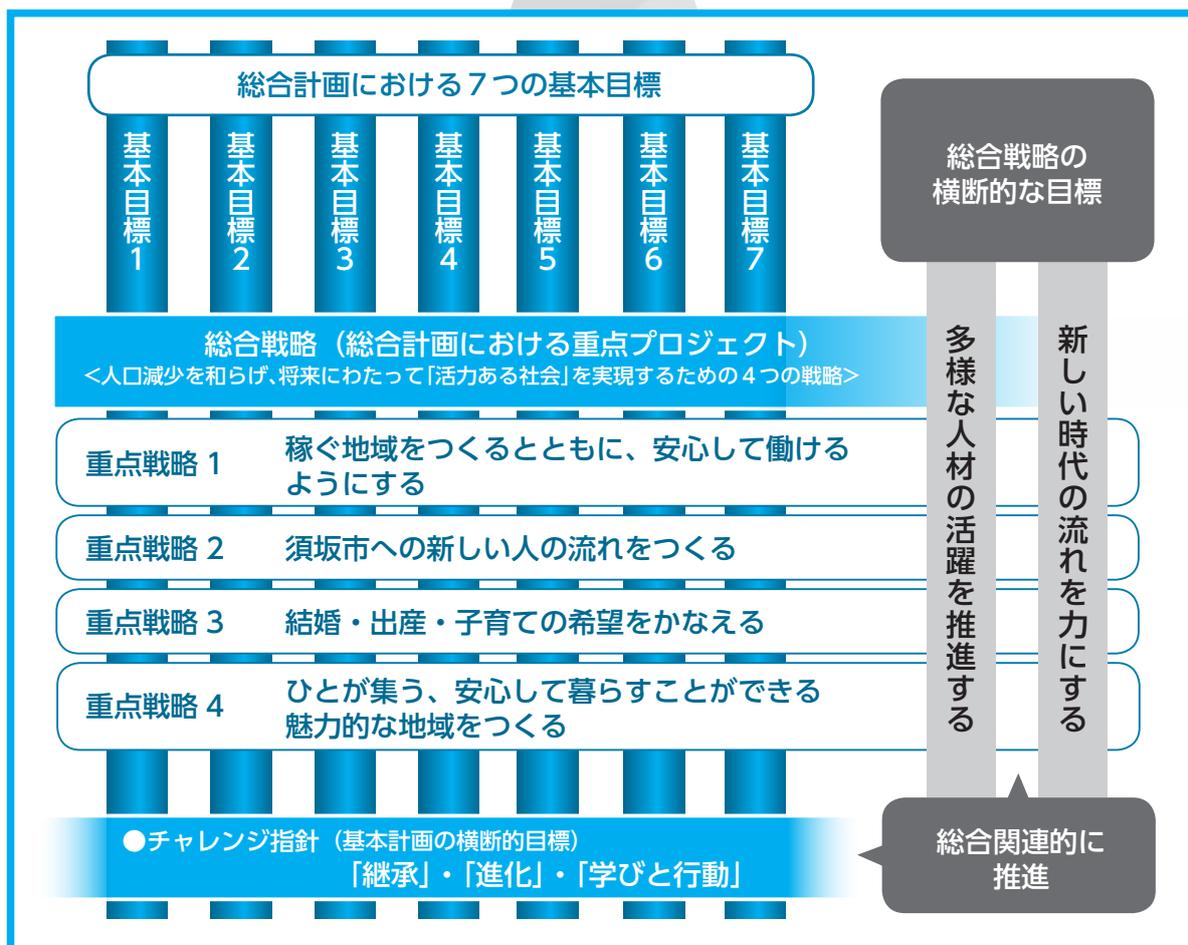
最上位計画である総合計画の将来像実現を目標に、将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつ、より効果的に進めるため、優先的・重点的に取り組む施策を総合戦略（＝総合計画における重点プロジェクト）として位置付け、実効性のあるPDCAサイクル、KPI（成果指標）の検証と進捗管理を毎年度実施し、効果的に各施策を展開していきます。

(3) 総合戦略の4つの柱（重点戦略）

総合戦略の4つの柱（重点戦略）
① 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
② 須坂市への新しい人の流れをつくる
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

《 総合計画と総合戦略の関係 》

将来像
「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂



須坂市が有する社会関係資本(ソーシャルキャピタル)を活かした

健康長寿発信都市「須坂JAPAN」の取組み

— 歴史や伝統、社会・地域における人々の信頼関係や結びつき —

健康長寿発信都市「須坂 JAPAN」とは……

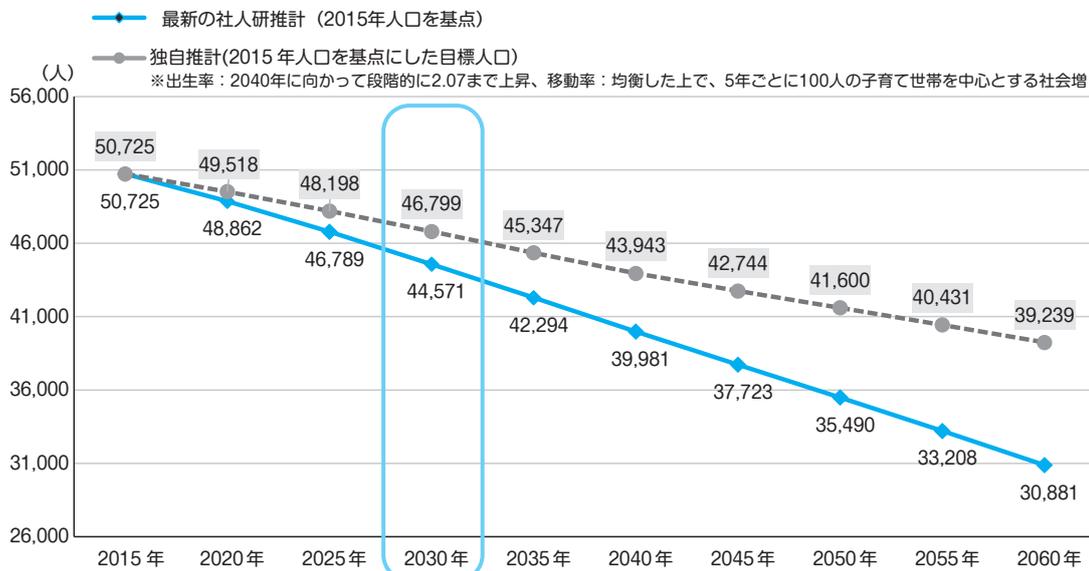
これまでの保健指導員を中心とした住民の健康増進活動に関する取組みを軸とし、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の高い地域特性を活かし、地域資源（市民力、匠、農業、商業、工業、観光など）を活用した新たなネットワークで、新たな価値を市民・企業・活動団体・行政が「共創」することで地域の活性化を目指す取組み。

(4) 将来目標人口

2030年の目標人口 46,800人

目標人口は総合戦略の最上位の成果目標であり、総合計画における将来像の実現とともに達成していくべきものです。総合戦略における4つの柱（重点戦略）によって、目標人口の達成を目指します。

最新の国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の人口推計を基準として、合計特殊出生率が2040年にかけて人口置換水準の2.07に上昇した後は均衡して推移するとともに、純移動率が2015年の後は均衡し（±ゼロで推移）し、加えて子育て世帯を中心に移住政策などを強化することにより5年ごとに100人の社会増が起これると仮定し、推計人口を算出しました。その結果、本市の2030年の目標人口を46,800人に設定します。



社人研の推計人口に対し、本市の政策誘導によって2030年までに獲得する目標人口は約2,200人です。結婚・子育て支援等による合計特殊出生率の上昇、須坂長野東IC周辺開発や「移住支援信州須坂モデル」の強化等による移住促進などの攻めの政策により人口を上乗せし、目標達成を目指します。

政策誘導人口の目標

2030年までに政策誘導により約2,200人増を目指す

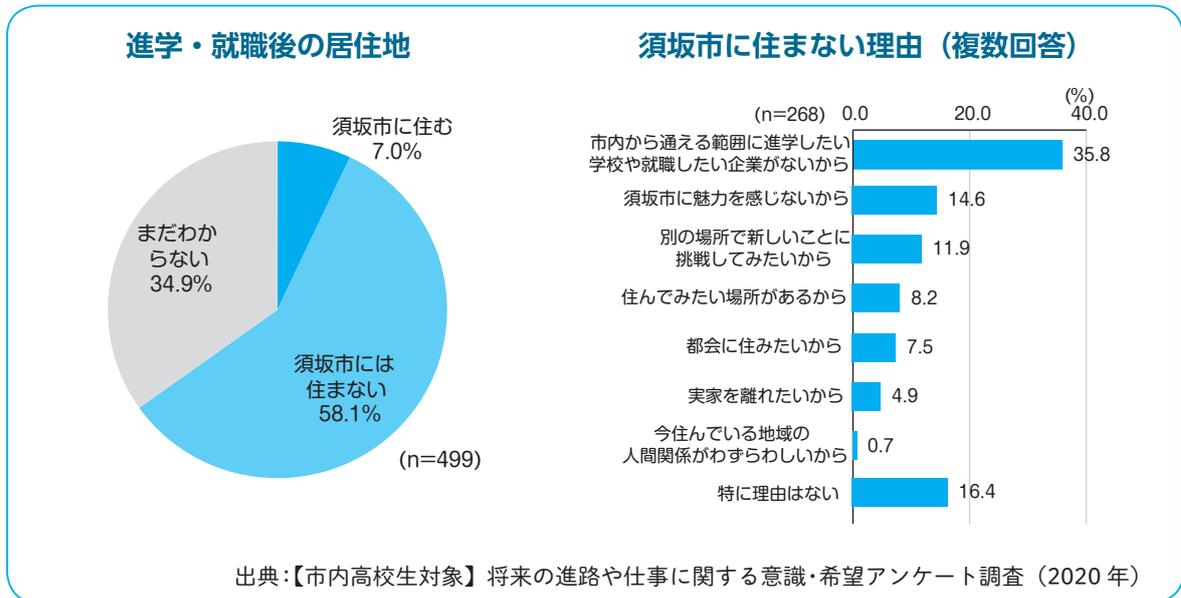


目標設定の内容	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
a. 自然動態による上乗せ(2040年にかけて人口置換水準2.07に上昇後、均衡推移すると仮定)	12	25	37	50	62	111	160	209	258	307	381	456	530	604	678
b. 社会動態による上乗せ(純移動率が2015年の後は±ゼロで推移すると仮定)	99	198	296	395	494	576	657	739	821	902	972	1,042	1,111	1,181	1,250
c. 市独自の攻めの政策による上乗せ(子育て世帯への移住政策強化により5年ごとに100人増と仮定)	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200	220	240	260	280	300
(a+b+c) 上乗せ目標人口・計(累計)	131	262	394	525	656	807	958	1,108	1,259	1,410	1,573	1,737	1,901	2,065	2,228

(5) 重点戦略

重点戦略 ① 「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」

本市では、10代後半に主に進学のために市外に転出し、その後も市外で就職する若者が多い一方、子育て世代では本市を選んで転入してくるケースが増えています。若者世代の就職によるUターンを促進するとともに、子育て世代が本市で希望する仕事に就き、安定した暮らしができるよう、稼ぐ力の強い産業の創出と魅力ある雇用機会の充実に重点的に取り組みます。



① 成果指標

指標項目	現状値（年度）	目標値（2025年）
農業産出額（千万円）	866（2018）	950
製造品出荷額（百万円）	133,766（2018）	130,015

② 取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ☞ 須坂の土地や気候を活かした付加価値の高い農業が活発に行われ、市内外から新規就農する人が生まれるまち。
- ☞ 生産性の高いものづくりやサービス産業がおこなわれているまち。
- ☞ 働く意欲を持った人たちが、その知識や能力をいかし、豊かな生活を送ることができるまち。
- ☞ 個性的で魅力のある店が集まり、歴史ある町並みを感じながら歩いて買い物を楽しむまち。

③ 総合計画・前期基本計画において特に関連の強い施策

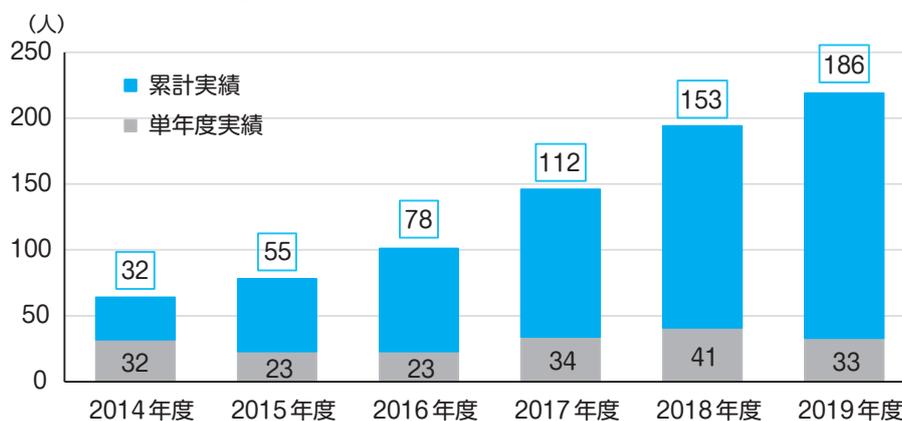
特に関連の強い施策	
施策 28	農業の活性化
施策 30	強みを活かした新産業の創出
施策 31	雇用機会の充実と産業人材の育成
施策 32	商業の活性化

重点戦略 ② 「須坂市への新しい人の流れをつくる」

本市では「移住支援信州須坂モデル」を掲げ、住まいから仕事の確保まで一人ひとりの希望に沿ったきめ細かい移住支援を行うことにより、徐々に成果が出はじめています。2019年には、第五次総合計画後期計画重点プロジェクトで掲げた「行政のサポートによる移住者数」の目標値（2020年）の60人をすでに上回る186人の実績をあげています。

この独自のモデルを定着・強化させていくとともに、須坂長野東IC周辺の大規模開発等により、新たな交流人口を獲得するための施策に重点的に取り組みます。

行政のサポートによる移住者数の推移



出典：須坂市

① 成果指標

指標項目	現状値 (年度)	目標値 (2025年)
「観光産業の振興」の満足度 (%)	12.4 (2019)	25.0
行政のサポートによる移住者数の累計 (人)	186 (2019)	336

② 取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ☞ 蔵の町並み、素晴らしい自然や景観などの観光資源を磨き、須坂でしかできない体験を観光客に提供できるまち。
- ☞ 豊かな自然と歴史文化に恵まれた観光資源を磨き、市民にも訪れた人にもやさしいまち。
- ☞ 須坂市の様々な魅力が全国に発信され、全国に広く認知されることにより、産業の活性化や交流人口・関係人口の増加につながるまち。
- ☞ 県内外の移住定住希望者の様々なニーズに応えられるよう、相談体制・情報発信・受け入れ体制を充実させ、更なる移住定住者が増えるまち。

③ 総合計画・前期基本計画において特に関連の強い施策

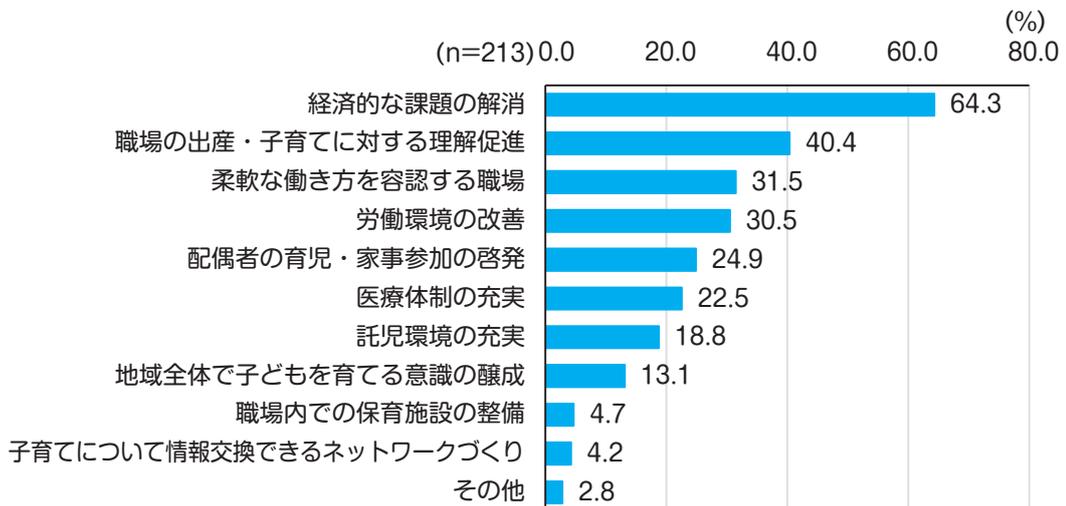
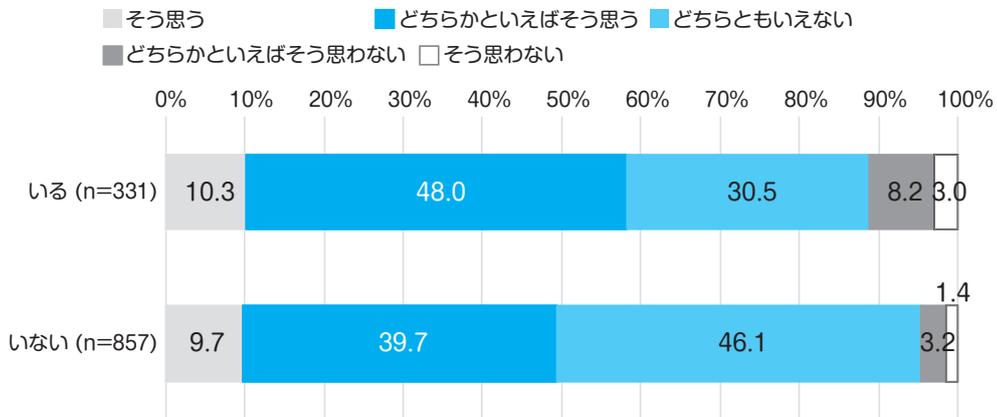
特に関連の強い施策	
施策 33	地域資源を活かした観光の振興
施策 34	特色を生かした地域振興の推進
施策 38	移住定住の促進及び若者の結婚支援

重点戦略 ③ 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

市民総合意識調査の結果では、18歳未満の子どもがいる世帯の58%が「須坂市は子育てしやすいまち」と評価しており、18歳未満の子どもがいない世帯よりも高く評価しています。一方、若者を対象としたアンケートでは、経済的な課題や職場の出産・子育てに対する理解がネックとなり、希望する子どもの数をあきらめている現状が垣間みられます。

本市の豊かな自然環境や地域全体で子育てを見守る環境を強みとしながら、希望する数の子どもを持つことができるよう若者世代の経済的な安定につながる産業基盤を整備するとともに、出産・子育てに対する職場や地域の理解促進を図り、さらに子育てしやすい地域を目指す施策に重点的に取り組みます。

須坂市は子育てしやすいまちだと思いますか【18歳未満の子どもの有無別】



出典：若者対象アンケート調査（2020年）

① 成果指標

指標項目	現状値（年度）	目標値（2025年）
「男女共同参画社会（※）の実現」の満足度（%）	22.3（2019）	25.0
「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合（%）	51.8（2019）	53.0

※「男女共同参画社会」…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

② 取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ☞ 互いの人権を尊重し合い、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよいまち。
- ☞ 性別・国籍・年代等に関係なく、家庭や地域・学校・職場などあらゆる場面ですべての人が個性と能力を発揮し輝けるまち。
- ☞ 一人ひとりの子どもが、地域全体に見守られながらのびのび育ち、安心して子育てできるまち。
- ☞ 地域の子は地域で育てる基本理念の下で、主体的・対話的で深い学びや ICT の活用等を推進し、次代を担うたくましい人材を育む教育のまち。
- ☞ 子どもたちが家庭や地域の中で様々な体験や交流を通じて自ら生きる力を育み、生まれ育った地域への誇りや愛着をもてるまち。
- ☞ 若い世代の結婚希望者が結婚しやすいまち。

③ 総合計画・前期基本計画において特に関連の強い施策

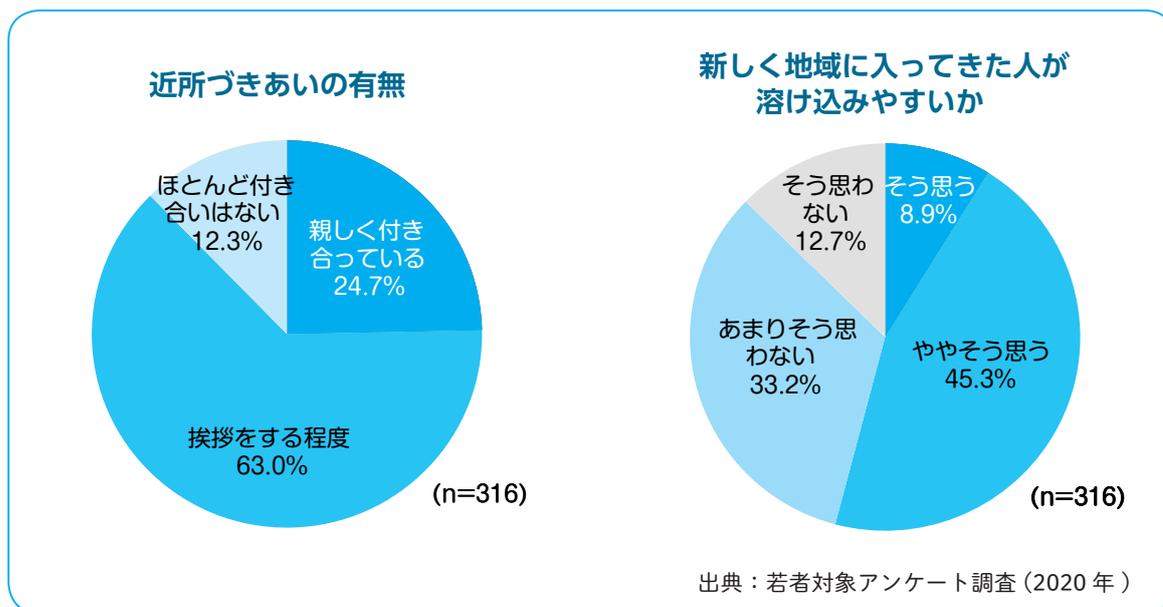
特に関連の強い施策	
施策 1	人権尊重・共生社会の実現
施策 9	切れ目のない子育て支援の充実
施策 10	特色ある教育の推進
施策 11	児童・青少年健全育成の推進
施策 38	移住定住の促進及び若者の結婚支援
※「重点戦略3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、経済的な課題の解消や働き方への理解等も背景的な課題であるため、「重点戦略1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」とも相互に関連を持たせながら戦略を推進します。	

重点戦略 ④ 「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」

本市は保健指導員制度発祥の地として、伝統的に住民主体の健康づくり活動が盛んな地域であるとともに、防災・防犯活動等においても、長年、地域組織が大きな役割を果たしてきました。しかし、少子高齢化の進展とともに、自主的な活動や地域組織の担い手が不足し、近所づきあいが希薄になるといった傾向は本市でも課題となっています。

若者を対象としたアンケートの結果では、親しく近所づきあいをしている人は4人に1人程度となっているほか、「新しく地域に入ってきた人が溶け込みやすいか」については「そう思わない」と回答する人も少なくありません。

時代変化に応じた地域組織のあり方を模索しながら、健康づくりや防災・防犯などの地域活動に参加しやすく、互いに学び合える地域づくりを市民の皆さんとともに重点的に取り組みます。



① 成果指標

指標項目	現状値（年度）	目標値（2025年）
「健康維持・増進に取り組んでいる」人の割合（%）	63.0（2019）	80.0
「みんなで助け合う福祉の充実」の満足度（%）	28.1（2019）	30.0
「生涯学習の機会充実」の満足度（%）（%）	34.2（2019）	40.0
「防災体制の充実」満足度（%）	35.1（2019）	40.0
「消防・救急体制の充実」の満足度（%）	48.2（2019）	50.0
市内での犯罪発生件数（件／年）	160（2019）	108
市街化区域のうち、都市的土地利用の割合（%）	88.4（2019）	89.0

② 取組みの基本的方向性（目指すまちの方向性）

- ☞ 「自分の健康は自分でつくり守る」という市民主体の健康づくりの意識や活動が根付いているまち。
- ☞ 高齢者も子どもも障がいがある人もない人も、全ての人が地域の中で孤立し、孤独になることのないよう、地域全体で見守り、寄り添い、支援をすることができるまち。
- ☞ 生涯にわたって学びたいときに学べる機会と場所があり、市民同士が互いを高め合えるまち。
- ☞ 「自助・共助・公助」の意識を共有し、日頃から災害に対する備えが十分になされ、災害が起きた後、速やかに復旧・復興ができ、地域の防災力が充実しているまち。
- ☞ 広域連携での消防・救急体制や設備が整い、安心して暮らせるまち。
- ☞ 地域ぐるみで見守り活動など地域のつながりを強め、市民・地域・行政が連携しながら犯罪を未然に防ぐまち。

- ☞ 低未利用地や耕作放棄地の減少及び須坂長野東インターチェンジ周辺地区の有効な土地利用など、社会資本のストック効果（※）が発現されたまち。

※ 「ストック効果」…「フロー効果」と併せインフラの整備効果を表す言葉。整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。

③ 総合計画・前期基本計画において特に関連の強い施策

特に関連の強い施策	
施策 2	健康づくりの推進
施策 6	地域福祉の推進
施策 12	多様な生涯学習の推進
施策 15	防災体制の充実
施策 16	消防・救急体制の充実
施策 19	地域安全活動の推進
施策 20	土地の有効利用の促進

第 3 部 前期基本計画

第 3 部 前期基本計画

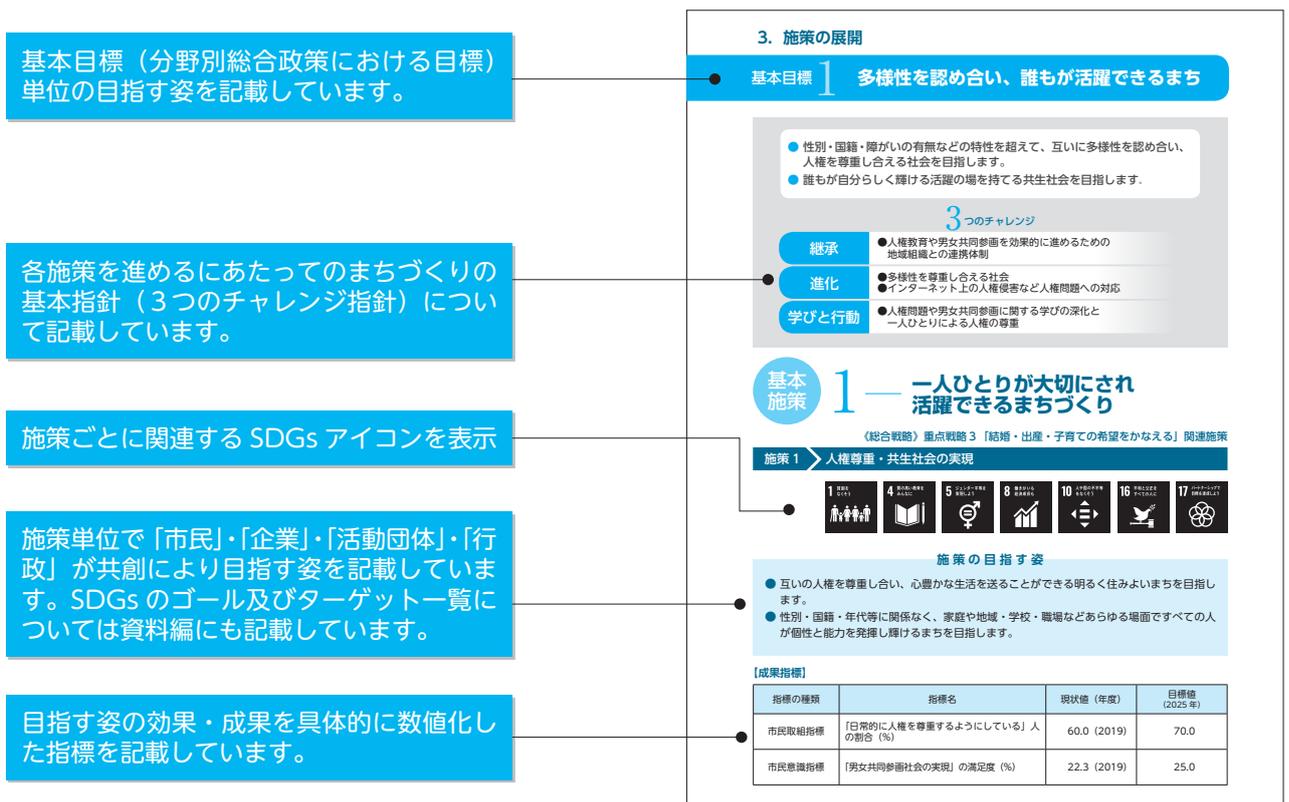
1. 施策体系図

将来像

「豊かさ」と「しあ

基本目標	1	2		3		4												
	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	みんなで支えあい健康やかに暮らせるまち		子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち		一人ひとりが学び、高め合うまち												
基本施策	1	2		3		4		5		6		7		8				
	一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	健康長寿のまちづくり		みんなで支えあう福祉のまちづくり		安心して子育てができるまちづくり		次代を担う人材を育むまちづくり		主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり		文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり		安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり				
施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	人権尊重・共生社会の実現	健康づくりの推進	地域医療支援体制の推進	生きがいづくりと介護予防の推進	高齢者福祉の充実	地域福祉の推進	障がい者福祉の充実	生活困窮者への支援	切れ目のない子育て支援の充実	特色ある教育の推進	児童・青少年健全育成の推進	多様な生涯学習の推進	文化・芸術・交流活動の推進と継承	スポーツ活動の充実	防災体制の充実	消防・救急体制の充実	交通安全対策の推進	消費生活の安全確保と意識向上

2. 前期基本計画の構成



わせ」を感じる共創のまち 須坂

5 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち					6 活力と賑わいのある自立したまち					7 市民とともにこころ持続可能なまち																			
9 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり					10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり					11 多様な産業の活力あふれるまちづくり					12 交流と賑わいのあるまちづくり					13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり					14 活力にみちた共創のまちづくり				
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39									
地域安全活動の推進	土地の有効利用の促進	安定的な上下水道の運営	道路整備や治水対策の推進	安心で快適な住環境の促進	公共交通の確保	自然環境の保全	須坂らしい景観づくりの推進	循環型社会の推進と地球温暖化対策	農業の活性化	森林の保全・活用	強みを活かした新産業の創出	雇用の育成	商業の活性化	地域の資源を活かした観光の振興	特色を生かした地域振興の推進	広聴・広報の充実	ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進	長期的展望に立った財政運営	移住定住の促進及び若者の結婚支援	協働・市民参画の推進									

これまで推進してきた施策について、現状と今後取り組んでいかなければならない課題について記載しています。

◆現状と課題

- 人権問題学習会やや減少傾向にある
- 男女共同参画意識や長い時間をかけて形づくられてきた社会通念・慣習等における不平等感が存在しています。
- 外国籍の方が暮らしやすい地域づくりについては、国・県からの情報を庁内で共有する程度にとどまっています。

◆施策の取組方針

- 人権問題を一人ひとりが自らの課題として考え連携できるよう、地域・学校・企業における人権教育を推進します。

「現状と課題」を踏まえた上で、「施策の目指す姿」を実現するために取り組む方向性を記載しています。

◆主な取組内容

(1) 人権尊重

人権同和政策課 / 人権同和教育課

取組項目	具体的な内容
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校や社会・家庭などにおける人権教育の推進 感染症に伴う人権問題を含めたあらゆる人権問題に関する、学習活動の支援や推進体制の整備
人権問題解決に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種市民団体の活動に対する効果的な支援・育成
市民参画	<ul style="list-style-type: none"> 「施策の取組方針」に沿って実施する具体的な内容を記載しています。
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携による人権問題の解決に向けた相談・支援体制の充実 人権交流センターの総合相談窓口における人権問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた相談・支援体制の充実 人権交流センターで実施している総合相談窓口の周知促進

(2) 男女共同参画

男女共同参画課

取組項目	具体的な内容
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「須坂市男女共同参画計画」に基づく各課の取組みの推進 須坂市が設置する審議会・委員会等における女性委員の登用による政策・方針の立案への参画促進 女性団体連絡協議会など各方面で活躍している女性の発掘と人材バンクの構築
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画いきいきフォーラム」や「男女共同参画地域学習会」等の開催と参加促進 啓発情報誌「いきいき通信」や広報須坂・ホームページ等の活用による男女共同参画意識の向上
自分らしい生き方・働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性の積極的な社会参加や様々な分野での活躍を促進するためのイベント企画・運営のサポート及び女性のチャレンジ支援 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発 一人ひとりが自分らしい生き方や働き方ができるような地域づくりの啓発

(3) 多文化共生

人権同和政策課 / 政策推進課

取組項目	具体的な内容									
外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない市民への適切な生活情報の提供 									
【プロセス指標】	<p>指標</p> <p>町別人権問題学習会への年間延べ参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>2019年</th> <th>2020年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の審議会等における女性の委員の割合 (%)</td> <td>34.4 (2019)</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>区の運営に関わる女性役員がいる区の数 (区)</td> <td>49 (2019)</td> <td>69 (全区)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	2019年	2020年	市の審議会等における女性の委員の割合 (%)	34.4 (2019)	40.0	区の運営に関わる女性役員がいる区の数 (区)	49 (2019)	69 (全区)
指標	2019年	2020年								
市の審議会等における女性の委員の割合 (%)	34.4 (2019)	40.0								
区の運営に関わる女性役員がいる区の数 (区)	49 (2019)	69 (全区)								

「施策の目指す姿」の実現及び「成果指標」の達成のためのプロセス（工程）を数値化した指標を掲載しています。

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	地域の学習会、行動し
企業	多様な働き方、従業員への
活動団体	行政、市民

「施策の目指す姿」の実現に向けて、「市民」・「企業」・「活動団体」が果たす役割について記載しています。

3. 施策の展開

基本目標 1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち

- 性別・国籍・障がいの有無などの特性を超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会を目指します。
- 誰もが自分らしく輝ける活躍の場を持てる共生社会を目指します。

3つのチャレンジ

継承

- 人権教育や男女共同参画を効果的に進めるための地域組織との連携体制

進化

- 多様性を尊重し合える社会
- インターネット上の人権侵害など人権問題への対応

学びと行動

- 人権問題や男女共同参画に関する学びの深化と一人ひとりによる人権の尊重

基本 施策

1 一人ひとりが大切にされ 活躍できるまちづくり

《総合戦略》重点戦略3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」関連施策

施策 1 人権尊重・共生社会の実現



施策の目指す姿

- 互いの人権を尊重し合い、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよいまちを目指します。
- 性別・国籍・年代等に関係なく、家庭や地域・学校・職場などあらゆる場面ですべての人が個性と能力を発揮し輝けるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値 (年度)	目標値 (2025年)
市民取組指標	「日常的に人権を尊重するようにしている」人の割合 (%)	60.0 (2019)	70.0
市民意識指標	「男女共同参画社会の実現」の満足度 (%)	22.3 (2019)	25.0

◆現状と課題

- ☞ 人権問題学習会や「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」の参加者がやや減少傾向にあります。誰もが気軽に参加しやすい取り組みや工夫が必要です。
- ☞ 男女共同参画意識が高まっていますが、いまだに性別による固定的な役割分担意識や長い時間をかけて形づくられてきた社会通念・慣習等における不平等感が存在しています。
- ☞ 外国籍の方が暮らしやすい地域づくりについては、国・県からの情報を庁内で共有する程度にとどまっています。

◆施策の取組方針

- ☞ 人権問題を一人ひとりが自らの課題として考え連携できるよう、地域・学校・企業における人権教育を推進します。
- ☞ インターネット上の人権侵害に係るモニタリングの体制構築に向け、県と連携して取り組みます。
- ☞ これまでの活動により、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は上昇しているため、引き続き、啓発活動や女性審議会委員等の登用を促進することにより、男女共同参画社会の推進を強化します。
- ☞ グローバル化の進展などによる外国人住民の増加、また SDGs への対応やインバウンド（※）の増加を考慮し、多文化共生のまちづくりを推進します。
※インバウンド…外から内へ入ってくる流れや方向を表す言葉。ここでは、「外国人の日本旅行（訪日旅行）」あるいは「訪日外国人観光客」という意味で用いている。

◆主な取組内容

(1) 人権尊重

人権同和政策課 / 人権同和教育課

取組項目	具体的な内容
人権教育の推進	◇学校や社会・家庭などにおける人権教育の推進 ◇感染症に伴う人権問題を含めたあらゆる人権問題に関する、学習活動の支援や推進体制の整備
人権問題解決に対する支援	◇各種市民団体の活動に対する効果的な支援・育成
市民意識の把握	◇「須坂市人権政策推進基本方針」の改訂（2024年予定）に向けた「人権に関する市民意識調査」の実施
啓発活動	◇「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会」の開催と参加促進 ◇広報などによる啓発・情報提供の強化
相談・支援体制の推進	◇関係機関との連携による人権問題の解決に向けた相談・支援体制の充実 ◇人権交流センターの総合相談窓口における同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた相談・支援体制の充実 ◇人権交流センターで実施している総合相談窓口の周知促進

(2) 男女共同参画

男女共同参画課

取組項目	具体的な内容
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「須坂市男女共同参画計画」に基づく各課の取組みの推進 ◇須坂市が設置する審議会・委員会等における女性委員の登用による政策・方針の立案への参画促進 ◇女性団体連絡協議会など各方面で活躍している女性の発掘と人材バンクの構築
男女共同参画の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇「男女共同参画いきいきフォーラム」や「男女共同参画地域学習会」等の開催と参加促進 ◇啓発情報誌「いきいき通信」や広報須坂・ホームページ等の活用による男女共同参画意識の向上
自分らしい生き方・働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇女性の積極的な社会参加や様々な分野での活躍を促進するためのイベント企画・運営のサポート及び女性のチャレンジ支援 ◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発 ◇一人ひとりが自分らしい生き方や働き方ができるような地域づくりの啓発

(3) 多文化共生

人権同和政策課 / 政策推進課

取組項目	具体的な内容
外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本語を母語としない市民への適切な生活情報の提供 ◇それぞれの文化や生活習慣などを正しく理解し尊重しあうための国際理解教育の推進 ◇友好都市などとの国際交流活動を通じた多文化共生への理解促進

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
町別人権問題学習会への年間延参加者数（人）	3,633（2019）	4,000
市の審議会等における女性の委員の割合（％）	34.4（2019）	40.0
区の運営に関わる女性役員がいる区の数（区）	49（2019）	69（全区）

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	地域の学習会やイベントに参加し、人権問題や男女共同参画を自分ごととして考え、行動します
企業	多様な働き方のできる職場づくりを進めます 従業員への人権問題に関する教育・啓発活動を行います
活動団体	行政、市民と連携して、人権問題や男女共同参画の啓発活動を行います

基本目標 2 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち

- 市民主体の健康づくり活動を継続し、人生 100 年時代にふさわしい先進モデルの確立を目指します。
- 高齢になっても安心して地域で過ごせる支えあいの地域包括ケアシステムを推進します。
- 高齢者も子どもも障がいがある人もない人も、全ての人が地域の中で孤立することなく誰もが安心して暮らすことができ、地域全体で見守り、寄り添い、支えあうまちを目指します。

3つのチャレンジ

継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民自らが健康づくりを主体的に実践する地域のつながり ● いち早く取り組んできた須高地域の地域医療福祉介護のネットワーク推進
進化	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健指導員会や食生活改善推進協議会など健康づくりを推進する地区組織の社会状況の変化に応じたあり方や事業内容の見直し ● 支えあいの地域づくりのさらなる推進 ● 健診・医療・介護のデータの活用 ● 健康づくり・介護予防から社会参加促進まで幅広い高齢者支援を行うための関係部門の横断的な連携
学びと行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民を対象とした講座や企業と連携した研修会の開催による健康づくり等の推進 ● 地域課題の共有と解決のための場づくり

基本施策

2 — 健康長寿のまちづくり

《総合戦略》重点戦略4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」関連施策

施策 2 健康づくりの推進



施策の目指す姿

- 「自分の健康は自分でつくり守る」という市民主体の健康づくりの意識や活動が根付いているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	健康寿命（平均自立期間（※））（歳）	男性 80.6 女性 84.9 (2019)	須坂市の 平均余命
市民取組指標	「健康維持・増進に取り組んでいる」人の割合（%）	63.0（2019）	80.0

※「自立期間」…日常生活動作が自立している期間

◆現状と課題

- ☞ 心疾患や脳血管疾患、悪性新生物が、死因の約5割を占めており、継続した生活習慣病予防が大切です。健診受診歴がある人の方が、疾病の重症化リスクが低い傾向が見られます。
- ☞ 若い頃からの生活習慣病予防、重症化予防のために、積極的な健診受診を勧奨し、病気の早期発見治療と共に生活習慣の見直しを促していくことが必要です。
- ☞ 乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児、3歳児）は、2019年度96.1%であり、100%に向けて更なる受診率向上のための取組が必要です。
- ☞ 妊娠期から継続支援が必要となる理由には、母の健康状態、妊娠の受け止め、育児不安等があります。
- ☞ 食事（朝食）を一人で食べる中学生の割合が増加、朝食を毎日食べる市民（成人）の割合が減少しています。
- ☞ 自殺の背景として、健康上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が重なっています。

◆施策の取組方針

- ☞ 健康づくりの指針となる「健康づくり計画」に基づき、健康寿命延伸につながるよう、保健指導や健康講座等を実施し、市民の皆さんが健康づくりを主体的に実践できるよう取り組みます。
- ☞ 8020運動を推進するため、子どもの頃からの歯科保健事業に加え、妊婦・成人の歯科健診を実施します。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症予防のためにも、日頃の基本的な感染症予防の啓発を継続し実施します。
- ☞ 職域との連携による「働きざかりの健康づくり研究会」や「保健補導員会」の地域の健康を守る活動を支援します。
- ☞ 健康長寿をキーワードとして開発したスムージードレッシングなどを活用し、減塩や高血圧予防などの健康増進を図ります。
- ☞ 「須坂市母子保健計画」に基づき、すべての親と子が健やかに、心豊かに育つよう支援します。
- ☞ 新生児訪問・乳児訪問の未訪問や健診未受診者の状況を把握し、受診勧奨します。

- ☞ 周産期メンタルヘルスケア実務検討会により、継続した支援を必要とする母子への支援について多職種で検討を行い、産後うつ病の早期発見など、安心して子育てができるよう支援します。
- ☞ 「須坂市食育推進基本計画」に基づき、人、食、地域のつながりを強め、家庭、学校、地域等が互いの役割を確認し、食育に取り組みます。
- ☞ 「須坂市自殺予防対策計画」に基づき、「みんなが助け合い、健康に暮らせるまちづくり」を目指して自殺予防対策を総合的に推進します。
- ☞ 市民の皆さんを対象とした講座の開催や企業と連携した研修会を開催し、こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい知識の普及を図ります。

◆主な取組内容

健康づくり課

取組項目	具体的な内容
健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇保健事業の強化により生活習慣病の発症予防や糖尿病などの重症化予防を継続 ◇健診・検診データを活用し、市民の皆さんと協働で地域の健康づくり活動を推進 ◇保育園や小中学校と連携した歯科保健への取組みと、成人（妊婦を含む）の歯科検診の強化 ◇生活の中に気軽に運動が取り入れられやすい、ウォーキング等の取組みを推進 ◇各種予防接種や健康診査・人間ドック等の受診しやすい環境の整備 ◇職域との連携による働きざかりの健康づくり研究会の活動支援 ◇保健補導員会、食生活改善推進協議会等の地域の自主活動の推進 ◇市民の健康増進において中心的な役割を担ってきた保健補導員会と連携した取組みの強化 ◇野菜と果物の摂取量を増やすため、商品化されたスムージードレッシング等の市民向け商材としての活用・PR 促進 ◇市民向け健康応援教室の開催による健康づくり意識の向上
母子保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇新生児・乳児訪問の実施と未訪問や健診未受診者への受診勧奨による全ての子どもが健全に発育・発達ができるための支援 ◇周産期メンタルヘルスケア実務検討会で継続した支援を必要とする母子への支援について多職種で検討 ◇「妊娠・子育てなんでも相談おひさま」など、妊娠期からの子育て期の相談支援体制を充実
健康のための食育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「須坂市食育推進基本計画」に基づく、家庭、学校、地域等それぞれにおける食育の推進 ◇共に食べるとおいしい楽しい「共食」の推進 ◇子どもたちの栄養バランスのよい食生活と規則正しい食習慣の普及 ◇子どもたちが食事を作る力をつける取組みの推進
こころの健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民対象講座の開催や企業と連携した研修会の開催による、こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい知識の普及 ◇市民からの相談にワンストップで対応できる関係機関のネットワークづくり

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 (2025年)
保健補導員のうち、毎日血圧測定する人の割合（%）	15.0（2020）	30.0
尿中塩分量 10.0g 未満の人の割合（%）	57.6（2019）	72.0
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施している人の割合（%）	36.2（2019）	40.0
特定健診の受診率（%）	45.1（2019）	60.0
乳幼児健康診査平均受診率（1歳6か月児、3歳児）（%）	96.1（2019）	100
朝食を毎日食べる子どもの割合（市内小学3年生）（%）	93.6（2019）	100

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	主体的に健康づくりに取り組み、自己管理を行います
企業	従業員の健診受診促進やメンタルヘルスの維持に取り組みます
活動団体	地域の健康増進活動を支援します

施策 3 地域医療支援体制の推進



施策の目指す姿

- 市民がいつでも安心して必要な医療を受けられるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民指標	かかりつけ医を持っている人の割合	67.8（2020）	80.0

◆現状と課題

- ☞ 須高三市町村が主体となり、医師会、歯科医師会、薬剤師会と須高地域の病院や福祉と介護事業者が連携し、地域医療福祉のネットワークを構築し、感染症及び大規模災害時の医療体制整備と在宅医療福祉介護の取組みにより、新型コロナウイルスや大規模災害など、新たなリスクに対応するため、地域医療福祉ネットワークのさらなる連携強化が必要です。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症対応の実践をもとに、どのように将来の対策を検討していくかなど、感染症対策のための研修会等の実施と連携した対応を進めていく必要があります。
- ☞ 在宅医療福祉介護について、医師会等の関係機関と連携し、地域課題解決に向けた取組みや、リビング・ウィル（※1）、人生会議（※2）の普及啓発等の在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、医療と介護の連携のため継続・強化していく必要があります。
- ☞ 国民健康保険の税率は市町村ごとに定めていますが、2018年度から県が財政運営の実施主体となったことに伴い、今後は統一水準を見据えつつ、税率を設定する必要があります。
- ☞ 必要な医療を受けられるよう、障がい者や乳幼児などへの医療費を助成していく必要があります。

※1「リビング・ウィル」…人生の最終段階における医療・ケアについての生前の意思表示のこと。

※2「人生会議」…もしものときのために、望む医療・ケアについて前もって考え、家族等と繰り返し話し合い、共有する取組みのこと。

◆施策の取組方針

- ☞ 安心できる医療体制を整備するため、保健・医療・福祉・介護のネットワーク構築をさらに強化します。
- ☞ 医師会、歯科医師会、薬剤師会と須高地域の病院や福祉・介護事業者が連携した地域医療福祉のネットワークのさらなる進化と、感染症及び大規模災害時の医療体制整備、在宅医療福祉介護の取組みを進めます。特に、新型コロナウイルス感染症対策は、長野県と連携し対応します。
- ☞ 国民健康保険の健全な運営のため、県内における保険税（料）の水準統一に向けて、業務の広域化等を推進し、業務効率化を図ります。

- ☞ 福祉医療費の支援における乳幼児・児童の対象年齢引き上げが全国的な流れとなっているため、財政状況等を勘案し、必要な時に必要な医療を受けられる体制を整備します。
- ☞ 病院群輪番制病院を維持・継続します。

◆主な取組内容

健康づくり課

取組項目	具体的な内容
安心できる医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇須高三市町村、三師会等と連携した大規模災害における医療救護活動に関する研修・訓練等の実施 ◇安心して産み育てられる地域づくりの取組みの継続実施と信州医療センターとの連携強化 ◇リビング・ウィル、人生会議の住民への啓発普及 ◇医療と介護の連携の強化 ◇感染症早期探知システム（安心ネット）による須高地域の保育所・学校等の欠席者情報を活用し、感染症の早期探知と情報提供・注意喚起 ◇病院群輪番制病院運営事業・須高休日緊急診療室運営事業の安定的な運営強化 ◇難病の人の相談支援の充実
国民健康保険の健全な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇資格の管理や給付の適正化 ◇県内保険税水準の統一の検討と、統一を見据えた税率改定 ◇オンライン資格確認等システムを活用した過誤請求や保険者の未収金の減少 ◇県内国保事業に係る事務の標準化を目指した市町村事務処理標準システムの導入の検討 ◇マイナンバーカードの保険証利用開始に伴う、円滑な取得促進 ◇県内統一保険料を視野に入れた国保業務の広域化等の推進による業務効率化
福祉医療費による支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者や乳幼児などへの医療費助成の実施

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
特定健診の受診率（%）	45.1（2019）	60.0
生活習慣病予防のための生活改善に取り組んだ者の割合（特定保健指導を終了した者の割合）（%）	52.6（2019）	60.0

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもちます 国民健康保険税を納期内に納めます
企業	医師会・歯科医師会・薬剤師会と地域の病院や福祉・介護事業者が連携します
活動団体	

施策 4 生きがいつくりと介護予防の推進



施策の目指す姿

- 人生 100 年時代において一人ひとりが健康寿命を延ばし、地域の中で生きがいを持ちながら元気に生活できるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	ボランティア活動や生涯学習に取り組んでいる高齢者の割合（%）	24.0（2019）	27.8
統計指標	元気な高齢者の割合（%）	83.8（2019）	83.8（維持）

◆現状と課題

- ☞ 今後、後期高齢者が増加する 2030 年に向けて、後期高齢者の健康課題を適切に分析し、重症化予防の保健事業と介護予防が一体的に実施できるよう体制を整備していく必要があります。
- ☞ 介護の専門人材をより必要とする人（重度の方や処遇困難者）に集中させるため、元気な高齢者を増やす必要があります。
- ☞ 企業・団体等では定年延長、再雇用制度が進んでいます。また、退職後のライフスタイルの多様化が一層見込まれることから、高齢者の活躍の場について再考していく必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 庁内関係機関と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け取り組みます。
- ☞ 高齢者の健診・医療・介護状況のデータ分析を行い、重症化予防の対象者を明確にし、関係機関と連携しながらフレイル（※）予防に取り組めます。
- ☞ 元気な高齢者を増やすため、高齢者が身近に通える場や高齢者の社会参加を促す仕組みを整備します。
- ☞ 支えあいの地域づくりをさらに推進していくため、地域資源の発掘や住民主体の担い手の育成、住民主体のサービスなどを充実します。
- ☞ 社会教育や生涯スポーツ、シルバー人材センターなどの地域貢献や社会参加等、通える場の情報を集め、相談を受けた時に情報提供できるよう関係機関と連携します。

※「フレイル」…加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。要介護に至る前の状態と位置づけられる。

◆主な取組内容

高齢者福祉課

取組項目	具体的な内容
生きがいづくりと社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者が地域で生きがいを持って社会参加できる就業環境づくりとボランティア活動参加支援 ◇地域で高齢者を支えるための地域資源の発掘と担い手の育成 ◇移動支援など住民主体のサービスの開発 ◇生涯学習や自主的団体の活動支援 ◇シニアクラブ会員の確保支援や助成 ◇須高広域シルバー人材センターへの会員・受注獲得支援 ◇社会参加促進のための移動支援や関係機関との連携
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇フレイル予防、介護予防の知識の普及・啓発と事業の充実 ◇介護予防を地域で進めるための介護予防サポーターの育成と活動支援 ◇通いの場等の拡充と高齢者の社会参加を促す仕組みの整備

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
介護予防サポーター養成講座累計受講者数（人）	352（2019）	440
一般介護予防事業の延べ参加者数（人）	4,405（2019）	4,700
月2回以上の住民主体の通い場数（箇所）	27（2019）	35

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	自らフレイル予防・介護予防に取り組みます
企業	介護予防事業を実施します 高齢者の就業機会をつくります
活動団体	地域のフレイル予防・介護予防活動を支援します

施策 5 高齢者福祉の充実



施策の目指す姿

- ひとり暮らしや介護を必要とする状態、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「高齢者や障がいのある方など困難を抱えた人が安心して暮らせるまち」と思う人の割合（%）	39.3（2019）	45.0
統計指標	介護サービス利用者の在宅介護率（%）	70.8（2019）	70.8（維持）

◆現状と課題

- ☞ 2030年は現役世代や前期高齢者が減少し、後期高齢者数が最も多い時代を迎えます。人口構成の変化や定年延長など、社会環境に対応した、新たな支えあいの地域づくりや多職種連携のさらなる深化が求められます。
- ☞ 個別の在宅医療と介護連携に関する相談支援や切れ目のない提供体制を構築推進するための会議等の開催、須高地域医療福祉推進協議会の第2専門委員会により、在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、医療・介護分野での地域包括ケアシステムを構築してきました。
- ☞ 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成やフォローアップ研修を行い、地域における認知症の人への支援体制を構築してきましたが、今後認知症の人が増加することが予想される中、実践力向上に向けた取組み強化が必要です。
- ☞ 地域で高齢者を支えるため、総合事業などにより、地域の実情に合わせた地域資源の発掘、担い手の育成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、高齢者の移動支援、生活支援などの整備を進める必要があります。
- ☞ 地域課題を把握する体制を充実させ、課題解決のための施策につなげる必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 直営の地域包括支援センターを基幹型・機能強化型センターに位置付け、併せて委託型地域包括支援センターを設置し、住民にとってより身近に相談できる体制を整え、センターの機能強化を図ります。
- ☞ 認知症地域支援推進員の配置を充実させるとともに、認知症サポーターとキャラバン・メイトの活動の活発化を図り、認知症の人にやさしい地域づくりを目指します。
- ☞ 高齢者の権利擁護を推進するため、2021年度に須高3市町村で須坂市社協と連携し、須高地域成年後見支援センターを立ち上げます。
- ☞ 設立する成年後見支援センターを活用し、制度の利用が必要な方の利用を促進します。

◆主な取組内容

高齢者福祉課

取組項目	具体的な内容
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合相談窓口である地域包括支援センターの周知と体制の充実 ◇地域ケア会議等による地域課題の把握と課題解決のための施策の推進 ◇一人暮らし高齢者、高齢者世帯が安心して暮らせる支援制度の見直し ◇関係者のネットワーク化
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◇認知症サポーター及びキャラバン・メイトの養成と活動支援 ◇相談体制の充実と認知症の早期発見・早期支援体制の充実 ◇認知症地域支援推進員の増員
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見支援センター及び成年後見制度の普及・啓発 ◇成年後見支援センターの相談体制の充実と制度の利用促進
介護保険制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域密着型サービスの施設整備の推進 ◇総合事業のサービスのあり方の検討 ◇介護保険制度を円滑に運営するための介護給付費適正化の推進 ◇介護保険料の滞納対策の推進

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
地域ケア個別会議の開催回数（回／年）	10（2019）	15
認知症サポーター養成講座累計受講者数（人）	8,898（2019）	10,000
成年後見支援センターにおける相談件数（高齢者）（件）	—	70

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	高齢者を見守り、地域の支えあいに主体的に関わります
企業	従業員が家族を介護しやすい環境にします 見守り支援事業に協力します
活動団体	地域の活動を支援します

基本
施策

3 — みんなで支えあう福祉のまちづくり

《総合戦略》重点戦略4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」関連施策

施策6 地域福祉の推進



施策の目指す姿

- 高齢者も子どもも障がいがある人もない人も、全ての人が地域の中で孤立し、孤独になることのないよう、地域全体で見守り、寄り添い、支援をすることができるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	福祉ボランティア活動の年間参加者数（人）	1,767（2019）	2,300
市民意識指標	「みんなで助け合う福祉の充実」の満足度（%）	28.1（2019）	30.0
市民取組指標	「高齢者や子どもの見守り活動に参加している」人の割合（%）	21.3（2019）	30.0

◆現状と課題

- ☞ 単身世帯や高齢者世帯、核家族世帯の増加により高齢者や子育て世代の孤立化を防ぐため、地域での見守りと声かけの必要性は高まっています。
- ☞ 支援が必要な方に対する日常の見守りや災害時における避難支援のための「新・地域見守り安心ネットワーク」が全町で整備されています。また、地域で行っている「ふれあいサロン」の整備も進んでいます。
- ☞ 一方、少子高齢化、仕事との両立が難しいことなどにより、地域組織の役員の担い手確保が難しくなっています。

◆施策の取組方針

- ☞ 地域の中でお互いに支えあい、助け合いながら、将来にわたり生まれ育った場所で安心して生活できるまちづくりを進めるために、「権利擁護の支援」「新・地域見守り安心ネットワーク」や社会福祉協議会の「助け合い起こし事業」を推進します。
- ☞ 社会福祉協議会と連携して、地域住民が主役となる福祉のまちづくりを目指すため、「助けて!」と言いやすい地域環境の整備を進めます。

- ☞ 一人ひとりが互いに認め合い尊重される地域をつくるため、地域や企業、学校において、特性や多様性を理解し、共に暮らし、働くために、社会福祉協議会と協力し福祉教育を進めます。
- ☞ 市民がボランティア活動や地域参加の場を自ら選択できるよう、地域で行っているサロンやボランティア活動について分かりやすく情報提供します。

◆主な取組内容

福祉課

取組項目	具体的な内容
助け合いと見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「新・地域見守り安心ネットワーク」の登録促進 ◇社会福祉協議会による助け合い起こし事業の推進 ◇民生児童委員の活動支援
ボランティア活動の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア人材の発掘と養成・活動支援 ◇活動拠点としての「福祉ボランティアセンター」の一層の活用
地域福祉の実現	<ul style="list-style-type: none"> ◇連携・協働による課題解決のためのネットワークづくり ◇地域のふれあいサロン活動など様々な活動団体の連携による安心して暮らせる地域づくり
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度の普及啓発と利用促進

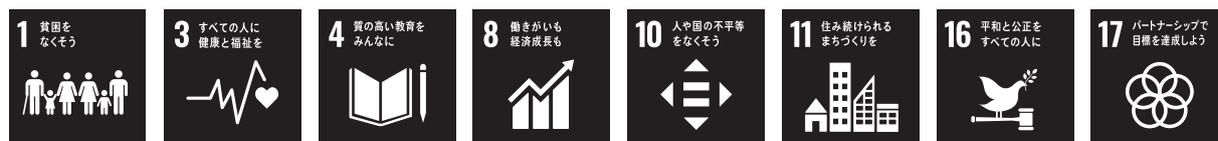
【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
福祉ボランティア講座年間延べ参加人数（人）	454（2019）	500
成年後見制度普及啓発講座実施回数（累計）	0（2019）	20

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	身近な地域での助け合いや見守り活動を行います 地域課題を共有し、自身の生活課題として取り組みます
企業	地域や行政との協働により事業を実施します
活動団体	地域課題解決に向けて様々な団体と連携しながら活動します

施策 7 障がい者福祉の充実



施策の目指す姿

- 障がいのある人が必要な支援やサービスを安心して受けられ、地域の一員として、共に自分らしく安心して暮らせるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「困難を抱えた人が安心して暮らせるまち」と思う人の割合（％）	39.3（2019）	50.0
統計指標	一般就労移行者数（※）（人）	4（2019）	6
市民取組指標	「障がいのある方や困難を抱えている方に対して、必要があれば日常的に手助けをしている」人の割合（％）	28.1（2019）	39.0

※支援等により、福祉的就労によらない就労に移行した者の数

◆現状と課題

- ☞ 地域で生活を継続し、本人の希望や状況にあった生活ができるよう個別課題（医療的ケアや重度障がい児者の在宅サービス利用など）への対応が必要です。
- ☞ 発達障がいのある方がライフステージの変化に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の連携体制を強化する必要があります。
- ☞ 福祉サービスの充実に向けて、人材確保や相談支援担当者の質を確保するため、須高地域自立支援協議会や長野圏域での連携を促進していく必要があります。
- ☞ 公共施設については、障がい者用トイレや駐車スペース、歩道段差解消などバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進んでいます。

◆施策の取組方針

- ☞ 誰もが安心して生活できる環境づくりや福祉制度を進めるために、ノーマライゼーションの理念や障がいについての学びを深め、地域共生社会をめざします。
- ☞ 障がいのある人が必要な配慮を求めるためのヘルプマーク（ヘルプカード）等の理解と普及を強化します。
- ☞ 医療的ケアが必要な人の支援と発達障がいのある人への切れ目ない支援を充実します。
- ☞ 障がいを理由とした差別の解消を推進します。
- ☞ 障がい者の権利擁護として成年後見制度の理解と利用を進めます。

◆主な取組内容

福祉課

取組項目	具体的な内容
相談支援の充実	◇相談支援専門員の確保 ◇相談の強化による地域支援体制の充実
社会参加の促進	◇障がい者スポーツ大会や障がい者文化芸術祭等のイベント実施支援 ◇身体障害者福祉協会等、障がい者団体の存続支援 ◇自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部助成による社会参加促進
コミュニケーション手段の充実	◇聴覚障がい者への手話通訳遠隔支援の導入 ◇要約筆記等のボランティア養成における長野圏域での取組みの検討 ◇声の広報作成や朗読奉仕員養成における図書館との連携強化
在宅生活への支援	◇在宅介護サービスの充実や福祉機器の普及 ◇地域生活支援拠点等整備事業の一層の推進
福祉サービスの充実	◇須高地域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携による課題共有と協議 ◇相談支援専門員を中心とした必要なサービスの提供 ◇医療的ケアを要する方や強度行動障がい有する方の受け入れに向けた事業所の対応力向上支援 ◇障がい児通所事業所の拡大
雇用機会の確保	◇企業の障がい者雇用の促進への働きかけ
障がい者理解の促進と権利擁護	◇ヘルプマーク等を活用した啓発活動 ◇成年後見支援センターの設置と中核機関及び連携ネットワークの構築推進 ◇須崎市社会福祉協議会など関係機関との連携強化
環境の整備	◇公共施設におけるバリアフリー対策の推進 ◇ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設の整備

【プロセス指標】

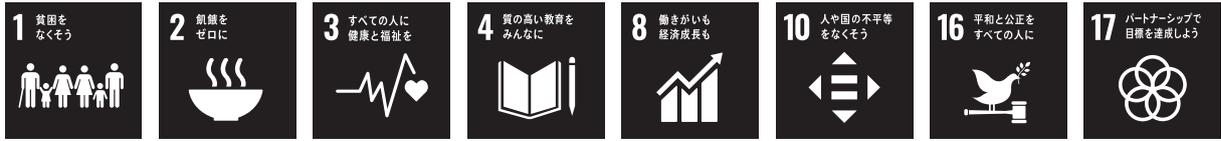
指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
地域移行者数（人）（※）	3（2019）	2

※施設や病院から地域に生活拠点を移した者の数

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	障がいに対する理解を深めます 見守りや必要な支援について学びます
企業	障がいに対する理解と雇用を促進します
活動団体	須高地域自立支援協議会などにおいて、個別課題や地域課題の共有と解決に向けて検討します

施策 8 生活困窮者への支援



施策の目指す姿

- 生活に困窮している人が適切な相談・支援を受け、自立と尊厳が確保され、健康で文化的な生活を送ることができるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	自立した被保護世帯の割合（％）	34.4（2019）	40.0
統計指標	生活困窮者自立支援事業の就労支援による累計就業者数（人）	23（2019）	125

◆現状と課題

- ☞生活保護世帯数・保護率ともに減少傾向にあります。近年、複合的な課題を抱えた個人や世帯が増加しており、引き続き、生活保護に至る前の段階での自立支援が必要です。
- ☞生活に関する相談は複雑多岐にわたり、支援に携わる職員（自立相談支援機関や福祉事務所）の専門性の向上が求められています。
- ☞早期に問題解決につなげるためには、各相談窓口の継続した周知や関係機関との連携体制の強化が必要です。

生活保護の状況



出典：須坂市の統計

◆施策の取組方針

- ☞ 生活に困窮している人が安心して生活できるように包括的な相談・支援体制の強化を図り、自らSOSを発しやすい地域をつくります。
- ☞ 複合的で多様な課題を解決するため、地域の福祉、就労、教育、住宅等の生活困窮者支援に関わる関係機関、民間団体と連携し柔軟に取り組みます。
- ☞ 被保護者の健康管理支援体制を構築します。

◆主な取組内容

福祉課

取組項目	具体的な内容
相談・支援体制の充実	◇関係機関との連携による相談対応と必要なサービスの提供
生活困窮者支援の充実	◇行政、関係機関、民生委員等の地域住民との協働により地域全体で困窮状態にある世帯の就労支援や生活支援 ◇生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等による将来の自立に向けた支援の実施
生活保護の適正実施	◇適切な医療や健康診断等の提供、就労支援事業の活用、他法他施策の活用等による被保護世帯の自立促進 ◇制度を活用した生活困窮の状況に応じた迅速な対応

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
生活支援相談延べ件数（件）	93（2019）	100
生活困窮者自立相談延べ人数（人）	2,539	3,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	地域での見守りや声かけ等、自分のできる支援を行います
企業	生活困窮者自立支援事業に協力するとともに、関係機関と連携します 生活困窮者の就労を受入れます
活動団体	地域での見守りやネットワークづくりを行います 行政、関係機関等とのパイプ的役割を果たします

基本目標 3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち

- 安心して子育てができる地域の子育て力の強化やワンストップの子育て支援により、子どもがのびのび育ち、子育て世代に選ばれるまちを目指します。
- 刻々と変化する社会の中にあっても、自分の長所を見失わずに、チャレンジ精神をもって、いきいきと活躍できる人材を育む、特色ある教育が受けられるまちを目指します。

3つのチャレンジ

継承	● 地域の子は地域の力で育てる意識醸成
進化	● 子どもたち一人ひとりが、主体的に、かつ様々な人と協働しながら学び、答えを導き出す力の育成 ● 日々進化する情報通信技術等の新しい技術を活用した教育により、子どもたち一人ひとりに最適化された学びを提供
学びと行動	● 家庭や地域の教育力向上

基本施策

4 — 安心して子育てができるまちづくり

《総合戦略》重点戦略3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」関連施策

施策9 切れ目のない子育て支援の充実



施策の目指す姿

- 一人ひとりの子どもが、地域全体に見守られながらのびのび育ち、安心して子育てできるまちを目指します。

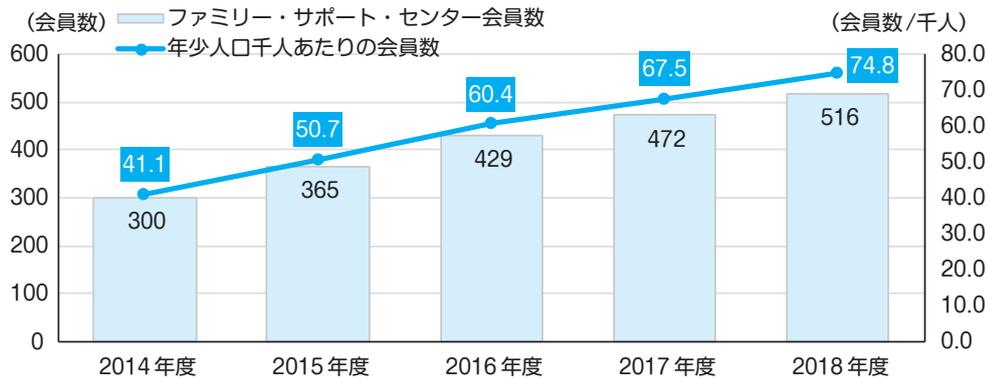
【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値 (年度)	目標値 (2025年)
市民意識指標	「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合 (%)	51.8 (2019)	53.0
市民取組指標	「子どもや子育て家庭をあたたく見守り、必要があればサポートしている」人の割合 (%)	30.0 (2019)	32.0

◆現状と課題

- ☞ 共働き世帯等が増え、ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員は年々増加していますが、提供会員は高齢化が進んでいます。
- ☞ これまで保育園の待機児童ゼロを維持してきましたが、共働き家庭等が増え、3歳未満児の入所希望が増加傾向にある中で、不足する保育士をどう確保していくかが課題となっています。
- ☞ 子育て支援センターは中央児童センターと併設のため、施設が狭いことに加え、駐車場の少なさや授乳室がないことなどが課題となっています。

ファミリー・サポート・センター会員数の推移



出典：須坂市 子ども課

◆施策の取組方針

- ☞ 「第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもは“宝”プロジェクト」により子育て施策全般の充実を図ります。
- ☞ 地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発などを進めます。
- ☞ 子どもとその家庭、特に要支援児童・要保護児童等に対し必要な支援を行うため、「須坂市子ども家庭総合支援拠点」を設置し体制強化を図ります。

◆主な取組内容

子ども課 / 学校教育課

取組項目	具体的な内容
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇中央児童相談所や健康づくり課等との連携と情報共有による継続した支援の実施 ◇子育て世代包括支援センターによるワンストップ相談『おひさま』の実施 ◇子育て支援センターの子育て講座や交流事業などの充実とシルバー人材センターとの交流 ◇子育て支援センターの施設整備と指定管理者制度導入の検討 ◇「須坂市子ども家庭総合支援拠点」の設置による専門性をもった体制の整備 ◇ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の登録促進 ◇子育て家庭の経済的負担軽減

取組項目	具体的な内容
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇保育園の待機児童ゼロ維持に向けた保育士確保の強化 ◇非正規保育士の処遇改善や保育環境の整備 ◇市内保育園全園と認定こども園での0歳児保育の実施 ◇第2子及び多子世帯の経済的負担軽減 ◇保育の質や保育士の専門性向上のための研修実施 ◇私立保育園等と連携した特別保育事業（延長保育、病児・病後児保育等）の充実 ◇子ども一人ひとりの“食べる力”の育成 ◇小学校の英語学習への滑らかな移行を図るための早期の英語活動の実施 ◇小学校の放課後及び長期休暇期間中の児童の適切な遊び、学びの場の提供
地域の子育て環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇様々な活動をおこなう団体や子育て支援サービスなどのネットワーク構築 ◇子育て応援メルマガなど様々な媒体を活用した子育て情報の提供 ◇祖父母の子育て参加促進 ◇産業連携開発課との連携による企業の育児休業制度などの普及と啓発 ◇CAP研修（人権教育プログラム）の実施
特別な支援が必要な児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◇関係機関との連携による児童虐待防止対策の充実と早期発見・早期支援 ◇すこやか相談事業による発達障がい等の早期発見・早期支援と保育士や保護者に対する支援の充実 ◇支援が必要な児童の小学校就学へのスムーズな引継ぎの実施 ◇保育園及び児童センター、放課後児童クラブにおける障がい児等の受入推進

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
子育て支援センター利用者数（人）	14,939（2019）	15,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	子育ての悩みを抱えずに、周囲やセンターに相談します 子育ての仲間をつくり、地域での交流を行います 子育て世代をあたたく見守り、できる範囲でサポートします
企業	子育てと両立しやすい職場環境をつくります
活動団体	子育てを支援するさまざまな活動を実施します

5 — 次代を担う人材を育むまちづくり

《総合戦略》重点戦略3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」関連施策

施策 10 特色ある教育の推進



施策の目指す姿

●地域の子は地域で育てる基本理念の下で、主体的・対話的で深い学びやICTの活用等を推進し、次代を担うたくましい人材を育む教育のまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「特色ある魅力的な学校づくりの推進」の満足度（%）	31.6（2019）	34.0
統計指標	自分には良いところがあると答える児童生徒の割合（%）	小学校 88.1 中学校 75.5 （2019）	小学校 92.0 中学校 82.0

◆現状と課題

- ☞ 基礎学力の向上に向けた児童生徒の個々の分析や検討に取り組み、対策を進めていますが、全国学力・学習状況調査や総合学力調査の結果を見ると、年度によって理解度に差が生じていることが課題となっています。
- ☞ 不登校対策として学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員等が連携し、家庭への支援も含め、児童生徒の将来的な「社会的自立」に向けたきめ細かな支援に努めていますが、不登校児童生徒の減少に至っていない現状があります。
- ☞ 情報教育に係るICT環境整備については、1人1台端末による新しい学びのあり方と効果的な学習方法を早期に確立し、それをいかに磨き上げていくかが課題となっています。
- ☞ 支援を必要とする児童生徒のために、インクルーシブ教育（※）の考え方もふまえ、適切な就学の間を選定し、個々に寄り添った丁寧な支援を行う必要があります。

※「インクルーシブ教育」…障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。人間の多様性の尊重等の強化と、障がい者がその能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的で行われる。

◆施策の取組方針

- ☞ いじめ防止対策及び不登校対策は、今後も最重要課題として捉え、子どもの気持ちに寄り添いながら、学校、関係機関等が連携し、家庭への支援も含め、児童生徒の将来的な「社会的自立」に向け、更にきめ細かい支援に取り組みます。
- ☞ 児童生徒の減少が予想される中、小中学校のあり方について検討を進め、学校規模適正化等の教育環境の整備を図ります。
- ☞ 地域の教育力を、学校教育やぶれジョブなどの活動とつなぎ合わせ、人材育成の循環環境を整えます。
- ☞ ICT 機器等を活用し、個別最適化した学習環境の整備と、自ら問いを立て、探究しながら答えを導き出す、主体的・対話的で深い学びを定着します。
- ☞ 教員が雑務に割く時間を減らし、児童生徒に向き合える時間を増やすことで、働き甲斐のある教育現場に変革します。

◆主な取組内容

学校教育課

取組項目	具体的な内容
基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇基礎学力の定着確認と指導改善 ◇教職員の研修の推進 ◇各校の優れた取組みや工夫を共有化するためのデータベースの検討 ◇学力向上担当指導主事の配置
特色ある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇社会科副読本「私たちの須崎市」の活用によるふるさと教育の推進 ◇各学校の自主性や地域性を活かした特色ある教育・学校づくりの推進 ◇職場体験に関する支援の検討 ◇「理科大好キッズ育成事業」「峰の原高原自然体験学習」など須崎市独自の特色ある教育の推進
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇関係機関との連携による障がいのある子どもやその保護者の相談支援（教育支援） ◇教員補助員の配置など子どもの特性に応じた適切な支援 ◇ぶれジョブ活動（支援を必要とする子どもたちの職業体験）の支援
不登校対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇指導主事や家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、専門職・関係機関の連携 ◇不登校児童生徒全体の支援の方向を検討するスクリーニング会議や個々の児童生徒の支援を検討する支援会議の実施 ◇中間教室の運営 ◇不登校児童生徒支援員の配置の推進
いじめ防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「須崎市いじめ防止基本方針」を踏まえた、いじめの早期発見と早期対応の実施
学校施設・設備など教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇更なる教育 ICT 環境の整備による情報活用能力の育成 ◇教員の業務量の縮減と働き方改革の推進 ◇小中学校のあり方等、教育環境の整備を検討
教育の機会均等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇就学援助制度による必要な家庭への適切な支援
学校と家庭・地域の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇「信州型コミュニティスクール（※）」の推進 ◇関係機関等との学校教育における現状及び課題の共有

取組項目	具体的な内容
食育の推進	◇「つながる食育推進事業」の展開 ◇各課と連携した地産地消の推進 ◇学校給食における食物アレルギー対応食提供事業の実施

※「信州型コミュニティスクール」…学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる仕組みを持った、地域と共にある学校のこと。

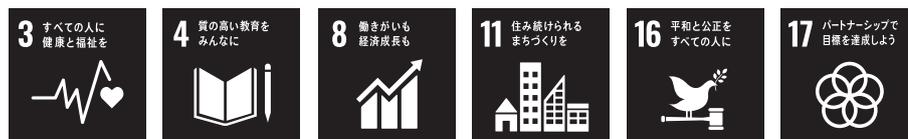
【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
朝食を毎日食べる児童生徒の割合（%）	児童 91.2（2019） 生徒 87.0（2019）	児童 100 生徒 100
不登校児童・生徒の新規人数（人）	児童 12（2019） 生徒 23（2019）	児童 10 生徒 18
教職員ストレスチェックにおける高ストレス判定者の率（%）	9.8（2019）	8.2

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	家庭の教育力向上のために講演会や PTA 活動に積極的に参加します 朝ごはん子どもたちの健康と体づくりを支えます 信州型コミュニティスクールに協力します
企業	地域教育など特色ある教育の実施受入等に協力します 学校やふれジョブ活動の職業体験に積極的に協力します
活動団体	支援の必要な児童・生徒への支援活動を行います 活動団体のノウハウを生かして学校活動を支援します

施策 11 児童・青少年健全育成の推進



施策の目指す姿

- 子どもたちが家庭や地域の中で様々な体験や交流を通じて自ら生きる力を育み、生まれ育った地域への誇りや愛着をもてるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「児童・青少年健全育成の推進」の満足度（%）	28.8（2019）	30.0
市民取組指標	「地域の子どもの健全育成活動に携わっている」人の割合（%）	19.0（2019）	20.0

◆現状と課題

- ☞ 少子化の進行や地域での関係の希薄化などにより、子育て家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しており、家庭や地域、学校とのさらなる連携が必要です。
- ☞ 家庭、地域、学校の連携により、的確に子どもたちを取り巻く状況を把握していく必要があります。
- ☞ インターネット・SNSの普及などにより外出する児童・生徒が少なくなり、子どもたちの活動実態が見えにくくなっています。これまでの児童青少年育成委員会による街頭補導活動など、健全育成のための活動を時代に応じたあり方に見直していく必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 「地域の子どもは、地域で守り育てる」ために、家庭・地域・学校が連携し、健全育成事業を推進します。
- ☞ 人と人の触れ合う機会が減少する中で、子どもたちが自ら考え行動できるよう家庭・学校、地域が連携し、子どもたちが様々な体験・交流する場を確保します。
- ☞ 須坂市の未来を担う児童青少年が自主性や社会性、協調性を身につけ、個性豊かにたくましく成長するため、子ども会・育成会を中心とする地域活動を支援します。

◆主な取組内容

子ども課

取組項目	具体的な内容
家庭・地域の教育力向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇家庭・地域の教育力を向上させるための、「子育てセミナー」等の開催 ◇「家庭の日」の普及啓発をすすめ、家族のふれあいを促進 ◇児童青少年育成委員会「善行賞」の推進 ◇地域でのあいさつ・愛の声かけ運動の展開
家庭・地域・学校の連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども会育成連絡協議会（各町育成会長の組織）との連携による子ども会活動や「子どもフェスティバル」など、子どもたちの主体的な活動の実施支援 ◇地域の子ども会のリーダー養成研修の実施 ◇小学校OBによる「須坂リーダーズクラブ」の活動支援 ◇健全な心身を育み、交流を深めるための屋外活動やスポーツ活動の充実 ◇地域の育成会が行う活動への支援 ◇自然や農業の楽しさ・厳しさを体験する「農業小学校」の実施 ◇姉妹都市三浦市との児童・生徒の親善交流の実施
非行防止・環境浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇街頭巡視補導活動など児童青少年育成委員の活動内容の見直し ◇表面化しないインターネット・SNS等、子どもを取り巻く犯罪・事件の未然防止 ◇インター周辺開発に伴う観光集客施設等における児童・青少年の犯罪・事件の未然防止

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
住んでいる地域の行事に参加している児童・生徒の割合（％）	89.8（2019）	90.0
子育てセミナーの年間件数（件）	52（2019）	52
児童青少年育成委員会善行賞の累計件数（件）	74（2019）	84

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	子どもと話し合い、家庭でインターネットやゲームの使用ルールを決めます
企業	児童・青少年を見守ります
活動団体	児童・青少年の健全育成にかかる地域活動を支援します

基本目標 4 一人ひとりが学び、高め合うまち

- 市民主体の学びやスポーツの活動を維持・発展させることを目指します。
- 人生 100 年時代を文化的で豊かに自分らしく生きることのできるまちを目指します。
- 地域の歴史・文化を学び地域に愛着を持ち、次の世代へ受け継がれるまちを目指します。

3つのチャレンジ

継承

- 公民分館等の活動を通じて地域の文化等を学び継承していく人材の育成
- 地域の宝（ほんものの誇り）を守り、須坂らしさを継承

進化

- ICTをはじめ、自由な発想でより参加しやすい学習の機会の提供
- 市民が主体的に取り組める場としての新しい公民館のあり方の検討
- 官民連携による「まるごと博物館」構想の具現化

学びと行動

- 学んだ者同士の連携と活動の拡大
- 須坂市の文化・芸術の学びと継承、発展

基本 施策

6 主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり

《総合戦略》重点戦略4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」関連施策

施策 12 多様な生涯学習の推進



施策の目指す姿

- 生涯にわたって学びたいときに学べる機会と場所があり、市民同士が互いを高め合えるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「生涯学習の機会充実」の満足度（%）	34.2（2019）	40.0

◆現状と課題

- ☞ 人生100年時代において一人ひとりが自分らしく生きがいを持ちながら暮らすため、学び直しや生涯学習は今後重要性が増していくと考えられますが、市民総合意識調査の結果では満足度は低くないものの、重要度はあまり高く評価されていません。
- ☞ 公民館等の利用者が減少傾向にあります。利用する年齢層が高齢化し、かつ固定化してきていることも要因の一つと考えられます。

◆施策の取組方針

- ☞ 時代やニーズを的確にとらえ、多様なライフステージに応じた生涯学習機会の充実を図ります。
- ☞ 市民の学びを支援し、「自ら学ぶ」意識の向上を図ります。
- ☞ 行政による積極的な地域公民館の活用をすすめます。

◆主な取組内容

生涯学習推進課

取組項目	具体的な内容
学習機会の拡大と充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ニーズを的確にとらえた魅力ある講座の実施 ◇生涯学習推進リーダーの育成 ◇他部署との連携強化・アンケートの実施、地域住民との対話による情報収集 ◇「生涯学習まちづくり市内推進委員会」を活用した地域公民館での事業展開 ◇生涯学習ポータルサイトの充実による関連情報の一覧性の向上と情報発信強化
学習の成果を発表する場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇活動の励みとして、公民館等の利用団体、講座修了者等への積極的な働きかけと機会の提供 ◇展示スペース等のPR ◇学んだことを実践に生かしていく活動の支援

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
生涯学習センター・地域公民館等の延べ使用者数（人）	156,437(2019)	180,000
出前講座の延受講者数（人）	5,990(2019)	8,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	学びたいこと、必要なことを積極的に学びます
企業	多様な学習メニューを提供します
活動団体	活動内容の発信と団体の活性化を図ります

基本
施策

7

文化・芸術・スポーツ活動に熱心な
まちづくり

施策 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承



施策の目指す姿

- 地域の歴史・文化や芸術を市民が学び、親しみ、活躍するまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値 (2025年)
市民意識指標	「生涯学習・文化芸術・歴史を大切にしたまちづくりの推進」の満足度（%）	33.9（2019）	50.0
市民取組指標	「生涯学習・文化芸術に親しみ、地域のみなさんと一緒に活動に取り組んでいる」人の割合（%）	18.4（2019）	30.0
市民取組指標	「地域の伝統行事に参加するなど、文化の継承に取り組んでいる」人の割合（%）	20.6（2019）	30.0

◆現状と課題

- ☞ 市域のあらゆるところで文化財に触れ、それらを通じて地域の文化を学ぶことのできる仕組み（＝まるごと博物館）の実現に向け、その核となる機能分散型総合博物館を他施設と連携させ構築していく必要があります。
- ☞ 歴史的建造物の減少が進んでいるため、都市計画と連携しながら保存・活用を進め、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組みを市民とともに進める必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 文化芸術振興ビジョンを融合させながら、機能分散型総合博物館、他の文化施設、観光施設などとの機能連携を図り、まるごと博物館構想を推進します。

◆主な取組内容

文化スポーツ課

取組項目	具体的な内容
全市をフィールドとした取組みの展開	<ul style="list-style-type: none"> ◇歴史的、文化的資源を学ぶことにより更なる文化を育て、文化が人を育てるという循環により、まちとしての価値を高める「まるごと博物館構想」を推進 ◇文化芸術振興を「ひとづくり」「まちづくり」の核としてとらえ、「市民力・産業力の創造」をめざす「文化芸術振興ビジョン」の推進

取組項目	具体的な内容
文化財保存・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇デジタルアーカイブ「須坂のまるごと博物館」の充実・情報共有の強化 ◇郷土史資料の収集・活用と郷土史研究家の育成 ◇重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指し、歴史的町並みを活かしたまちづくりの推進と住民の意識啓発
文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇様々な文化・芸術に接する機会の充実 ◇文化・芸術活動団体及び伝統芸能保存団体の支援

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
機能分散型総合博物館入館者数（人）	32,584（2019）	50,000
メセナホール入館者数（人）	81,170（2019）	90,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	子どもの頃から文化・芸術に親しみ（観覧も含め）、文化・芸術に生涯関わります
企業	従業者及び地域の文化・芸術活動を支援します
活動団体	主体的に活動に取り組みます

施策 14 ▶ スポーツ活動の充実



施策の目指す姿

- スポーツを通じ、健康で生き生きと学び挑戦する心を育み、地域の連帯感や活力が醸成されるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民取組指標	「日頃スポーツをする・観る・関わっている」人の割合（%）	—	40.0

◆現状と課題

- ☞ スポーツ団体の会員の減少や体育施設の利用者数の減少などにみられるように、スポーツに親しむ人が減少傾向にあります。
- ☞ 施設の老朽化に伴う維持管理費等の財源の確保が必要です。

体育施設利用者数



出典：須崎市 文化スポーツ課

◆施策の取組方針

- ☞ ライフステージに応じたスポーツ活動及び健康と絆づくりのため、ニュースポーツの普及を行います。
- ☞ プロスポーツクラブとの連携を強化し、広報することにより、スポーツ観戦やスポーツ活動のきっかけづくりを行います。
- ☞ 子どものころからスポーツに親しむ環境を充実させます。

◆主な取組内容

文化スポーツ課

取組項目	具体的な内容
スポーツ事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの頃からのスポーツの習慣化への取組みとそのためのスポーツ機会の提供 ◇年齢・体力・目的・ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進 ◇多くの市民が参加しやすい大会の開催 ◇国民スポーツ大会の地元開催に向けた対応
指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◇スポーツ推進委員の活動支援 ◇スポーツ団体加盟者及びスポーツ推進委員を中心とした人材の育成
スポーツ団体等の活動支援	◇スポーツ協会に加盟する各種競技団体の活動支援と各種スポーツ大会の開催支援
スポーツ施設の充実と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常の安全点検及び計画的な施設修繕 ◇スポーツ施設の計画的な環境の整備
学校体育施設の有効利用	◇学校体育館やグラウンドの共同利用の促進と利用者の責任・負担の周知徹底

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
スポーツ協会構成人数（人）	4,172（2019）	4,200
子ども向けスポーツ教室の参加人数（人）	1,356（2019）	1,400
市民一人あたりのスポーツ施設利用回数（回）	5.5（2019）	6.0

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	子どもの頃からスポーツに親しみ、生涯スポーツに関わります
企業	従業者及び地域のスポーツ活動を支援します
活動団体	主体的に活動に取り組みます

基本目標 5 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境が ともにあるまち

- 自然災害の教訓を活かし、気候変動の時代に向けて災害に強いまちを目指します。
- 交通安全や防犯、消費生活の安全に対して自主的な活動が行われ、啓発意識が高いまちを目指します。
- 自然と調和しながら、先進的で快適な生活を享受できるまちを目指します。
- 豊かな自然環境を未来の世代に引き継ぐため、環境保全に対する意識が高いまちを目指します。

3つのチャレンジ

継承	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な暮らしの基盤となる地域組織の連携強化 ●暮らしやすい市街地と田園や豊かな自然環境との調和
進化	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな感染症の流行や大災害の起こりうる時代における安全・安心な暮らしへの備えのアップデート ●災害予測へのICTの活用 ●須崎市版ネットワーク型コンパクトシティ（※）の形成
学びと行動	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが感染症や防災について学び、意識を高め、自助・共助を实践 ●環境保全や循環型社会づくりに向けた一人ひとりの実践

※「ネットワーク型コンパクトシティ」…都市の中の多様な魅力を複数の拠点として集約（コンパクト化）し、それを利便性の高い公共交通を中心とする多様な交通手段で連携（ネットワーク化）した都市のこと。

基本 施策

8 安全・安心で心穏やかに暮らせる まちづくり

《総合戦略》重点戦略4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」関連施策

施策 15 防災体制の充実



施策の目指す姿

- 「自助・共助・公助」の意識を共有し、日頃から災害に対する備えが十分になされ、災害が起きた後、速やかに復旧・復興ができ、地域の防災力が充実しているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「防災体制の充実」の満足度（%）	35.1（2019）	40.0
市民取組指標	「災害に対する備えを行っている」人の割合（%）	31.8（2019）	35.0

◆現状と課題

- ☞ 災害が大規模化、複合化するなか、日頃からあらゆる災害を想定した対応策を講じることが必要です。
- ☞ 災害だけでなく、新型コロナウイルスなどの感染症防止による生活の変容に応じ、感染症に対応した避難場所、避難所や装備品の確保、避難行動の確立など、新たな防災体制の確立が求められます。

◆施策の取組方針

- ☞ 災害は必ず起きるものと認識し、大規模化・複合化する災害に備えて、自助、共助、公助による防災体制を整備します。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症など、生活の変容に応じた新たな防災体制を整備します。
- ☞ 情報通信技術の発達に伴い、最も効果的な市民への情報伝達について研究し、採り入れていきます。

◆主な取組内容

総務課

取組項目	具体的な内容
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民、関係機関、行政の連携による防災訓練の実施 ◇自助・共助を踏まえた自主防災組織の防災訓練の推進 ◇新型コロナウイルス感染症に対応した訓練の在り方の研究と実施 ◇自主防災組織の強化に向けた研修会等の開催によるリーダーの資質向上
防災情報の取得と広報	<ul style="list-style-type: none"> ◇ICTによる災害予測や防災情報の取得、発信手法の研究と導入 ◇防災行政無線を含め、あらゆる手段による防災情報の発信 ◇防災情報を発信できるアプリなどの導入 ◇ハザードマップの更新
防災設備や避難対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇国等からの支援、日常の管理、活用、更新も念頭においた防災設備や避難場所、避難所の確保、備蓄物資の充実
地域防災計画、国民保護計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害対策基本法、国民保護法や県地域防災計画などに基づく、災害に対応できる計画の見直し ◇令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症を乗り越えた市民や職員の経験の活用
地域防災マップの更新	<ul style="list-style-type: none"> ◇「新・地域見守り安心ネットワーク」と連携した要配慮者の把握と迅速できめ細やかな対応 ◇いつでも・どこでも見ることができる「地域防災マップ」の電子化による更新の簡略化

取組項目	具体的な内容
災害応援受援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害が大規模化、避難者の多様化を踏まえ、近隣市町村や姉妹都市、企業など各種機関との応援協定による連携強化（例：緊急避難場所としての駐車場、物資の配送に関すること） ◇機動的な応援、受援体制の確立
業務継続性の確保	◇あらゆる災害や感染症を想定した業務継続計画（BCP）に基づく、迅速に復旧できる情報システムの構築や業務体制の整備

【プロセス指標】

指標名	現状値（年）	目標値（2025年）
地域の自主防災組織による防災訓練（災害図上訓練を含む）実施自治会数（町）	62（2019）	69
地域防災マップ更新自治会数（町）	63（2019）	69

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	「自分の命は自分で守る」ことを心がけ、災害に備えます
企業	業務継続計画（BCP）を策定し、災害時にも業務を継続し、被災者支援に協力します
活動団体	日頃から地域での防災活動を行います

施策16 消防・救急体制の充実



施策の目指す姿

●広域連携での消防・救急体制や設備が整い、安心して暮らせるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「消防・救急体制の充実」の満足度（%）	48.2（2019）	50.0

◆現状と課題

- ☞ 消防施設・設備の老朽化が進んでいます。
- ☞ 消防団員の負担軽減を図るため、消防団事業の更新計画の作成が必要です。
- ☞ 消防団については、「消防本部と消防団」組織同士の情報を共有しての取組みが重要です。
- ☞ 将来に向けての消防広域化は、より地域住民のためになるよう進めることが重要です。
- ☞ 予防対策は、地道ながらも指導と広報の繰り返しが必要です。
- ☞ 消防職員の大量退職期を見据えた職員採用により、人員の確保が必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ 老朽化した施設・設備の改修、更新を検討します。
- ☞ 普通救命講習を推進し、応急手当普及啓発の充実に努めます。
- ☞ 予防対策は、消防法などにに基づき推進します。
- ☞ 消防団幹部や地域と連携し、消防団員確保のための取組みを強化します。
- ☞ 将来に向けた消防広域化は、より地域住民のためになるよう配慮して進めます。
- ☞ 消防力の低下を招くことのないよう、人員の確保に努めます。

◆主な取組内容

消防本部

取組項目	具体的な内容
消防防災施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇長寿命化を見据えた施設整備 ◇女性職員の意見を活用し、消防庁舎施設の充実整備 ◇既存施設の改修、空き施設の活用 ◇消防車両、救急車、消防資器材等の計画的な整備・更新

取組項目	具体的な内容
消防防災施設・設備の充実	◇警鐘楼の老朽化に伴う存続の可否と代替機能として防災行政無線の活用を検討
救急業務の推進	◇救急救命士再教育の計画的な推進 ◇市民を対象にした普通救命講習の実施、e-ラーニングを活用した応急手当普及啓発の推進 ◇医療関係者との情報共有
予防対策の推進	◇防火対象物や危険物施設の立入検査体制を強化し、防火管理体制の充実 ◇高齢者などの要配慮者をはじめ市民の生命財産を火災から守る住宅用火災警報器の普及促進 ◇家庭防火訪問や広報強化による高齢者への火災予防に関する注意喚起 ◇SNSを活用したタイムリーで多様な広報の実施
消防団員活性化とイメージアップの推進	◇団員の入団適齢者層に被雇用者が多いことから、事業所の協力が得られるように長野県の取組みなどを広報 ◇魅力ある消防団づくりと新規入団者の確保促進 ◇組織人員、団員の負担軽減に向けた参加行事等の改善見直し ◇市報、ホームページに加え、SNSを活用した広報 ◇音楽隊、ラッパ隊及びカラーガード隊による、演奏会をはじめとした各種イベントへの参加 ◇消防団協力事業所、消防団サポート事業店の増強
消防体制の広域化の充実	◇広域消防のメリットを最大限に生かすための出動体制の研究
消防力の確保	◇大量退職期を見据えた段階的な人員確保による消防力の低下防止

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
消防団協力事業所・消防団サポート事業店数（件）	41（2019）	48
消防団員数（人）	866（2019）	881
応急手当講習受講者数（人）	7,217（2019）	8,967

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	自分や家族の生命、身体及び財産を保護するために、個人でできる応急手当や防火に対する備えを行います
企業	防火体制の不備等を改善し、自衛消防隊など自主防災意識を高めます 地域との連携を図ります
活動団体	地域の消防団や自主防災組織等と連携し、活動の充実を図ります

施策 17 交通安全対策の推進



施策の目指す姿

- 市民を交通事故から守り、安全に安心して外出できる道路交通環境の整備を推進するとともに、一人ひとりが交通安全とマナーを守るまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	市内での交通事故発生件数（件／年）	116（2019）	75
統計指標	市内での交通死亡事故件数（件／年）	0（2019）	0
市民意識指標	「交通安全対策の推進」の満足度（％）	26.3（2019）	30.0
市民取組指標	「交通マナーを守っている」人の割合（％）	86.5（2019）	90.0

◆現状と課題

- ☞ 交通事故件数は減少していますが、高齢者の免許保有率が年々上がっているため、高齢者の事故割合が増えています。安全運転サポート機能など高齢運転者に向けた情報提供や運転に不安がある人を免許返納につなげていくことが必要です。
- ☞ 近年、歩行者が巻き込まれる交通事故が多発しています。こうした事故を防ぐためにも、警察と連携して緊急性などを考慮しながら、優先順位をつけて整備を行っていく必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 高齢者の免許保有率が今後も増加することを踏まえ、高齢ドライバーに特化した安全対策（車両整備、運転技術の定期的な確認、運転のルール化など）を充実・強化します。
- ☞ 免許返納を推進するため、運転に不安のある高齢者やその家族に対し、関係部署等とも連携して、多方面から支援します。
- ☞ 通学路合同点検や未就学児の緊急安全点検を踏まえ、交通安全対策を推進します。

◆主な取組内容

市民課

取組項目	具体的な内容
交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◇安全な交通手段の選択肢である安全運転サポート車、安全運転装置や公共交通手段の周知 ◇事故の多い場所・時間帯の広報による注意喚起 ◇保育園、小中学校等で実施されている交通安全教室への交通指導員及びLPS隊員の派遣等による支援

道路河川課

取組項目	具体的な内容
道路交通環境の整備	◇認識しにくくなった市道の区画線の引き直し、見通しの悪い交差点へのカーブミラーの設置等による安全で円滑な交通の確保
歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路整備に合わせた歩道設置 ◇歩道が設置できない箇所へのグリーンベルトの設置

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
各種広報、街頭啓発、講習会などの実施回数（回／年）	50（2019）	65
免許返納者数（75歳以上）（人／年）	166（2019）	200

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	交通ルールを理解し、自分を守る行動をします
企業	職場における交通安全の徹底を図ります
活動団体	地域と連携し、地域の交通安全意識の向上を図ります

施策 18 消費生活の安全確保と意識向上



施策の目指す姿

- 消費者情報の提供や地域との連携により、消費者の安全を守るとともに、環境・社会に配慮した消費生活を送るまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	消費生活相談件数（件/年）	255（2019）	250

◆現状と課題

- ☞ 相談対応や出前講座等への対応が主となり、積極的な消費者教育事業が不足しています。
- ☞ 特に、ネット環境につながる機会が増えてきた児童生徒及び民法改正により契約年齢が引き下がる若年層を対象とした啓発事業の重要性が高まっています。
- ☞ 環境や地域社会に配慮した「エシカル消費」(SDGs) 啓発の取組みへの対応が必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ インターネットを使った簡易な消費活動（契約）の増加に伴い、今後ますます消費者トラブルが増加する可能性があります。相談体制の人的・質的充実を図り、消費者教育と適切な相談の両輪の体制により、市民の安全な消費生活を支援します。
- ☞ 長寿県の特徴として健康を加えた長野県版「エシカル消費」の啓発を進め、消費生活についての意識の向上を図ります。

◆主な取組内容

市民課

取組項目	具体的な内容
消費者、子ども、高齢者等に対する情報提供、消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費生活講座等、学びの場を提供 ◇若年層に向けた消費者教育 ◇出前講座メニューの新設
関係機関との連携による消費者保護・エシカル消費の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇北信消費生活センターや消費生活サポーターとの連携 ◇食品ロス、長野県版エシカル消費（県）等、新たな分野への取組み ◇市町村の努力義務である食品ロス削減推進計画の策定について、県の方針を踏まえた調査研究

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 （2025年）
消費生活に関する講座への参加者数（人／年）	195（2019）	250
各種広報、街頭啓発、講習会などの実施回数（回／年）	49（2019）	60

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	自ら進んで消費生活に関する必要な知識・情報の収集に取り組みます
企業	環境に配慮した製品の購入・製造等、社会貢献に取り組みます
活動団体	行政、県消費者団体連絡協議会、消費生活サポーターと連携し、消費者運動の啓発や人材育成に取り組みます

施策19 地域安全活動の推進



施策の目指す姿

- 地域ぐるみの見守り活動など地域のつながりを強め、市民・地域・行政が連携しながら犯罪を未然に防ぐまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	市内での犯罪発生件数（件／年）	160（2019）	108
市民取組指標	「防犯活動に取り組んでいる」人の割合（％）	33.3（2019）	50.0
統計指標	特殊詐欺被害認知件数（件／年）	2（2019）	0

◆現状と課題

- ☞ 犯罪被害防止のためには、地域のつながりが重要であるため、地域全体で犯罪被害をなくす意識の醸成が必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ 関係機関と連携し、地域のつながりを核とした顔の見える見守り活動の取り組みを支援します。
- ☞ 特殊詐欺被害対策については、情報提供に努めるとともに、関係機関、企業、地域活動団体等と連携した被害防止対策を実施します。
- ☞ 安全な地域づくりに向けて、持続可能な地域の自治組織の活動を支援します。

◆主な取組内容

市民課

取組項目	具体的な内容
自主防犯パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ◇防犯指導員による地域の実情に合わせたパトロールの実施 ◇防犯パトロール活動の意識啓発 ◇地域で役割が重複している活動を整理することによる防犯指導員の負担軽減 ◇講習を受講した地域安全サポーターによる青色パトカーを活用したパトロールの実施

取組項目	具体的な内容
日常的な見守り活動	◇地域安全サポーターによる通学路や地域の見守り活動等の継続的实施 ◇防犯カメラの設置に対する周辺の住民等の理解促進
防犯意識の啓発	◇防犯情報の発信による犯罪を未然に防止する環境づくり ◇効果的な情報発信の機会及び媒体の研究
防犯のための環境づくり	◇適切な防犯灯の設置、維持管理の推進 ◇LED 灯の交換に対する補助枠の拡大の検討

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 (2025年)
青パトを活用した自主防犯パトロール巡回件数（件／年）	60（2019）	100
防犯灯 LED 化率（％）	46（2019）	73.0
防犯メールの登録数（人）	2,953（2019）	4,500

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	危険箇所を把握し、犯罪に合わないよう行動します 地域内パトロールの実施やあいさつ運動などコミュニケーションを活発に行い、不審者を寄せ付けにくいまちづくりを進めます
企業	事業所の環境整備を行い、犯罪の起きにくい環境をつくれます 社用車にパトロールのステッカーを貼るなどして、防犯の意識をもって行動します
活動団体	地域と連携し、防犯意識の向上を促します

基本 施策

9 — 快適で便利な都市基盤のある まちづくり

《総合戦略》重点戦略4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」関連施策

施策 20 土地の有効利用の促進



施策の目指す姿

● 低未利用地や耕作放棄地の減少及び須坂長野東インターチェンジ周辺地区の有効な土地利用など、社会資本のストック効果が発現されたまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	市街化区域のうち、都市的土地利用の割合（%）	88.4（2019）	89.0

◆現状と課題

- ☞ インター周辺地区の開発が順調に進められるように、官民が連携して取り組む必要があります。また、人口減少と少子高齢社会に対応した持続可能なまちづくりの推進が求められます。
- ☞ 中心市街地をはじめ市街化区域においては、空き家や低未利用地の活用を促し、コンパクトシティの基盤が整った既存の都市機能を活かして、住宅や商業施設などの集積を促進する必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 2つの広域的な交流拠点である「都市交流拠点（須坂駅周辺）」と「新複合交流拠点（須坂長野東 IC 周辺）」の連携を進めます。
- ☞ 新複合交流拠点への産業集積に伴い、スマートシティを見据えた土地利用、基盤整備に取り組みます。
- ☞ 都市交流拠点では、人口減少に伴い中心市街地の空き家・空き店舗など、低未利用地が増加していることから、歴史・文化・暮らし・なりわいなどを活かし、市民や来訪者が魅力を感じることでできるまちづくりを進めます。

◆主な取組内容

まちづくり課 / 道路河川課

取組項目	具体的な内容
人口減少・地域コミュニティ維持への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市計画マスタープランに沿った戦略的な拠点整備 ◇インター周辺地区開発の計画的な推進 ◇まちの魅力と雇用環境の創出による住みやすさと働きやすさの両立したまちづくりの積極的な推進
低未利用地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用の推進 ◇民間活力による低未利用地の宅地化などに対する支援 ◇環境、景観に配慮した民間開発の指導
都市計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◇市街化調整区域内の既存産業用地や新複合交流拠点の市街化区域への編入
インター周辺地区の開発	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存ストックを有効活用した土地利用の推進 ◇新複合交流拠点として既存の観光拠点との連携を図るための動線づくり ◇スマートシティ拠点として将来を見据えた整備の実施 ◇公共交通と連携したアクセスしやすい施設整備の推進
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇優良農地の保全及び耕作放棄地の抑制と発生防止 ◇都市計画法第 34 条 11 号（※）による地域コミュニティの維持
地籍調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇土地の適正な保全と合理的な利活用のための、一筆地調査や地籍細部測量の実施 ◇調査成果である地籍図、地籍簿の作成

※「都市計画法第 34 条第 11 号」…市街化調整区域の人口減少、コミュニティ活力の低下や担い手不足による遊休農地の発生等といった課題の対策として一定の要件を満たす既存集落について指定を受けるもの。指定により、地区レベルでの計画的な土地利用の誘導と独自のまちづくりを進めることが可能となる。

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025 年）
市街化区域内でおこなう 1,000㎡以上の開発行為の累計面積 (ha)	—	8.0

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	農用地や道路などの保全活動、緑化活動など、地域の特性に応じた土地利用を行います
企業	環境の保全や景観の形成、土地利用の高度化を図ります
活動団体	担い手が不足している農林業などに対して、多様な主体による直接的・間接的なかわりにより、土地の有効利用の実現に向けた取り組みを進めます

施策 21 安定的な上下水道の運営



施策の目指す姿

- 生活に密接する水道が、安心・安定して供給され、持続的に水量・水質が確保できるよう水源地の保全が図られているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「上下水道の整備」の満足度（%）	63.9（2019）	65.0

◆現状と課題

- ☞ 水道施設の老朽化により漏水が増加傾向にあり、その対策が必要です。
- ☞ 下水道については、普及率 99% を超え、ほぼ整備は完了しており、宅内の水洗化率も 90% を超えていますが、さらなる水洗化率の向上が必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ アセットマネジメント等に基づき施設の更新・耐震化等を進めるとともに、配水系統毎に定期的な漏水調査等を行い、修繕・更新等を実施します。
- ☞ 水洗化率の向上に向け、普及促進を図ります。

◆主な取組内容

水道局 / 生活環境課

取組項目	具体的な内容
水環境の保全と水道水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ◇水源地域の環境保全 ◇水道水の安定供給 ◇須坂市峰の高原飲料水供給施設における水道水の安定供給
経営の安定化と効率的・効果的な施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇水道ビジョンに基づく計画的な施設の更新 ◇安定経営と効果的な維持管理を行うための体制整備 ◇浄水場直営職員の退職に備え、民間との連携による維持管理体制の構築の検討
下水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇300km以上に及ぶ管渠の長寿命化に向けた調査の実施 ◇国の交付金を効果的に活用した施設の維持管理
水洗化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇下水道が整備された区域内の未接続のお宅に対する説明と水洗化の促進

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 (2025年)
上水道の有効率（%）	82.7（2019）	85.0
下水道水洗化率（%）	90.1（2019）	92.0

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	水源となる環境を守ります 水洗化に協力し、下水道を適切に使用します
企業	
活動団体	

施策 22 道路整備や治水対策の推進



施策の目指す姿

- 長期的視点に立った橋や道路、治水施設などの整備や老朽化対策を行い、生活インフラの安全性が確保されたまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「橋や道路整備の推進」の満足度（%）	26.6（2019）	30.0

◆現状と課題

- ☞ 人口が減少し、交通量も減っていく傾向にあるが、移動時間の短縮による経済波及効果や交通安全対策のため必要な道路整備を行う必要があります。
- ☞ 橋梁及び舗装はライフサイクルコストを考慮し、長寿命化を推進していく必要があります。
- ☞ 近年の異常気象により令和元年東日本台風のような豪雨が今後も発生する恐れがあることから、河川をはじめ排水路や側溝の整備を推進するとともに、老朽化した排水機場の更新と能力向上を図る必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 須坂長野東インターチェンジ周辺開発に必要な道路の整備を確実に遂行するとともに、都市計画道路をはじめ生活道路や、交差点改良、歩道整備、橋梁及び舗装長寿命化について、優先順位をつけて計画的に事業を推進します。
- ☞ 治水対策では、緊急性の高い排水路や側溝の改良、河川の浚渫等を進め、老朽化している排水機場の更新を実施します。

◆主な取組内容

道路河川課 / まちづくり課

取組項目	具体的な内容
橋梁長寿命化修繕計画に沿った整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施 ◇ライフサイクルコストを考慮した計画的かつ適切な修繕による橋梁長寿命化の推進
幹線・生活道路網の整備及び修繕	<ul style="list-style-type: none"> ◇須坂長野東インターチェンジ周辺開発に必要な道路の整備促進 ◇都市計画道路八町線の道路整備 ◇狭あい生活道路の整備

取組項目	具体的な内容
幹線・生活道路網の整備及び修繕	◇舗装長寿命化修繕計画に基づく幹線道路の舗装修繕の推進 ◇事業未着手の都市計画道路の廃止を含めた再検討及び計画の見直し
快適な歩道空間の整備	◇道路改良に併せた歩道整備の推進
交差点改良の推進	◇交通渋滞の解消や交通安全の向上のため右折車線設置等の改良
治水対策事業の推進	◇河川、排水路や側溝などの整備 ◇河川の浚渫の推進 ◇令和元年東日本台風のような豪雨に備え、老朽化した相之島排水機場及び福島北排水機場の能力増強を含めた更新と適切な維持管理
旧屋代線跡地の整備	◇長野電鉄屋代線跡地活用基本構想に沿った具体的な活用案の検討 ◇社会情勢、財政状況及び地元住民のニーズ等の変化に合わせた縮小・廃止の検討

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
道路改良率（%）	52.3（2019）	53.0
修繕橋梁累計数	10（2019）	20
道路施設における歩行空間の整備（工事実施済の合計距離）（m）	85,060（2019）	95,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	道路・河川等に関する整備や修繕について提案します
企業	インフラ整備・維持管理に協力します
活動団体	活動を通して、道路・河川等の維持管理に協力します

施策 23 ▶ 安心で快適な住環境の促進



施策の目指す姿

- 耐震化やバリアフリー化など市民のみなさんが快適で安全に暮らせる居住環境が整い、空き家が適切に活用されているまちを目指します。

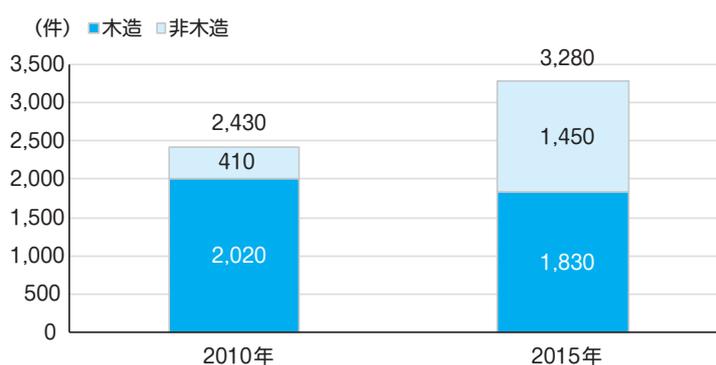
【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「安心で快適な住環境の推進」の満足度（%）	23.4（2019）	25.0

◆現状と課題

- ☞ 地震災害から生命と財産を守るため、住宅の耐震補強工事を進める必要がありますが、所有者の高齢化と自己負担額が多くなることから申請件数が上がっていません。
- ☞ 高齢化社会に対応したバリアフリー化、子育て世帯の定住促進化の検討を進める必要があります。
- ☞ 空き家の所有者へ適正な管理をお願いするとともに、空き家バンクへの登録を紹介していますが、空き家の減少にはつながっていません。

空き家数の推移



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

◆施策の取組方針

- ☞ 耐震診断・耐震補強をすすめ、一般住宅には補助金等で支援を行うことにより、地震に強いまちづくりをすすめます。
- ☞ 人口減少を防ぐためにも市内に定住し、住み続けられる居住環境が必要です。空き家の活用に向けた有効な仕組みづくりによる空き家の減少に取り組みます。

- ☞ 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないため、空き家の所有者に適正な管理をするように、空き家に関する協定を締結している（公社）須高広域シルバー人材センターなどへの相談を促します。
- ☞ 危険な空き家へは特定空き家の認定を進め、行政代執行等の適切な措置を行います。
- ☞ 公営住宅の適切な管理をすすめます。

◆主な取組内容

まちづくり課

取組項目	具体的な内容
一般住宅などの耐震診断・耐震補強の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇耐震診断の実施、耐震補強工事に対する補助金の交付 ◇補助制度に関する広報の実施
公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅に困窮する低所得者に対する公営住宅の提供 ◇適切な管理と建物の老朽化によるリフォームの計画的な推進 ◇突発的な災害等に備えた余剰住宅の確保と管理
空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇空き家等対策協議会との連携による特定空き家の認定、空家特措法に基づく行政代執行等による措置の実施

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
個人住宅の耐震補強補助件数（件）	53（2019）	60

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	住宅の所有者として適正な管理を行います
企業	空き家管理、利活用を行います
活動団体	協定を締結し、空き家管理について相談体制の強化を進めます

施策 24 公共交通の確保



施策の目指す姿

- 電車やバスなど公共交通の必要性を理解し、みんなで利用して支え、持続可能な公共交通の環境が整っているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「公共交通の確保」の満足度（%）	18.5（2019）	25.0
市民取組指標	「電車、バス、乗合タクシーを利用している」人の割合（%）	16.7（2019）	20.0

◆現状と課題

- ☞ 公共交通の利用者が減少し、維持・確保のための市の補填が増大しています。
- ☞ 増加している免許返納者が公共交通の利用に結び付いていません。
- ☞ 公共交通への市民の不満度が非常に高い割合になっています。利用者が減少し、維持確保が難しい状況について、地域全体の課題として考えることが必要です。

すずか市民バスの利用者数の推移



出典：須崎市 市民課

◆施策の取組方針

- ☞ 市民の移動の主な手段は自家用車であり、公共交通の利用者を増加させていくことは容易ではありませんが、移動手段を持たない方にとって公共交通は生活を支える大事な移動手段であるため維持するとともに、一層の利便性の向上を図ります。

- ☞ 関係機関、事業者等と連携し、事業として持続可能な取り組みとなるよう、多様な移動手段を考察し、また、須坂市が目指すまちづくりの推進を図るものとなるよう、地域公共交通計画を策定します。

◆主な取組内容

市民課

取組項目	具体的な内容
すざか市民バス、すざか乗合タクシーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇インター周辺の開発に合わせた公共交通の最適化 ◇イベントや広報を通したわかりやすい公共交通の利用に関する啓発 ◇地域公共交通計画の策定による持続可能な公共交通の構築検討
バスICカード導入によるサービス向上と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇すざか乗合タクシーへの導入による広範囲な利用の促進 ◇バス共通ICカード「くるる」を利用したイベントや広報の実施による利用促進
公共交通事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民、企業、行政の連携による「乗って残す、乗って活かす」活動の推進 ◇運転手不足解消に向け、事業者と連携した情報発信

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
すざか市民バス・すざか乗合タクシーの利用者数（人／年）	97,210（2019）	100,000
ICカード利用件数（件／年）	30,347（2019）	50,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	公共交通に関心を持ち必要性を理解し、積極的に利用して確保維持に努めます
企業	ノーマイカーデーの実施等により通勤の公共交通利用を推進します
活動団体	地域内のバス停等の環境整備に努めることにより、住民の公共交通への意識や理解を深め、公共交通の確保維持に貢献します

基本 施策

10

豊かな自然と調和する個性ある まちづくり

施策 25 ▶ 自然環境の保全



施策の目指す姿

- 市民のみなさんが身近で自然にふれあい、自然保護の啓発や実態把握に努め、効果的な環境保全がすすめられているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民取組指標	「環境にやさしい生活を実践している」人の割合（%）	51.1（2019）	60.0

◆現状と課題

- ☞ 豊かな自然環境を保全していくため、効果的な事業を選定し実施していくとともに、市民がわかりやすく取り組みやすい事業計画を策定していく必要があります。
- ☞ 生物多様性の保全では、スギナモなどの希少生物をはじめとする日本固有の在来生物の保全や、駆除の必要な特定外来生物について広報し、市民の理解と協力を得て生態系の保全に努めることが必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ 長期的な展望にたち、市民がわかりやすく取り組みやすい事業計画を作成し、市民と協働しながら取り組みます。
- ☞ 特定外来生物によって在来生物が減少していかないよう、駆除活動並びに広報・啓発に努めます。

◆主な取組内容

生活環境課

取組項目	具体的な内容
環境基本計画の推進	◇第三次環境基本計画及び環境行動計画の策定と長期的視点にたった事業の計画・実施
生物多様性の保全	◇開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全 ◇特定外来生物の駆除に関する広報・啓発活動の推進 ◇アレチウリ等の特定外来生物の駆除の効果的な手法の検討

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
特定外来生物の駆除回数（回）	5（2019）	8
希少生物の保全パトロール回数（回）	4（2019）	4

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	一人ひとりが自然に親しみ、自然環境の保全に取り組みます
企業	周辺の自然環境保全活動を実施します
活動団体	地域や市民と協力しながら自然環境保全活動を実施します

施策 26 須坂らしい景観づくりの推進



施策の目指す姿

- 須坂の特徴的な自然の景観と、建物、看板、花壇など人工的な景観が調和し、美しく須坂らしい景観づくりや賑わいを創出するまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「良好な景観の保全と育成の推進」の満足度（%）	39.8（2019）	46.7

◆現状と課題

- ☞ 特徴的な景観を残すため、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて引続き取り組み、合わせて歴史的建造物の保存・活用を進める必要があります。
- ☞ 老朽化による解体や建て替え、世代交代やライフスタイルの変化により歴史的建造物の減少が進んでいます。都市計画と連携しながら保存整備を考え、商業や観光などとの連携を探り、新しい取り組みを進めていく必要があります。
- ☞ 花と緑のまちづくりの推進については、高齢化により、オープンガーデン、花の植栽団体の参加者が年々減少しています。
- ☞ 臥竜公園は学び、憩いの公園として市民に愛され、国内外から観光客が訪れる須坂市最大のレジャー施設及び観光資源です。魅力向上のため、竜ヶ池周辺の桜樹勢回復、竜ヶ池の水質の改善、賑わいを創出するための先進的な官民連携事業の検討等が必要です。
- ☞ 都市公園等は地元の子どもの遊び場であるとともに、憩いや交流の場となっていますが、ベンチ、藤棚、遊具等の経年劣化がみられます。

◆施策の取組方針

- ☞ 関連する法令や計画と整合を図りながら、須坂市景観計画を見直し、須坂市屋外広告物条例の制定に向けた作業を進めます。
- ☞ 美しいまちなみの保全・創出、住民の意識啓発、地域固有の文化の継承・自然環境の保護などに向けた取り組みを支援します。
- ☞ 蔵の町並みにふさわしい景観の維持・保存のため、重要伝統的建造物群保存地区の選定に取り組みます。さらに町の賑わいを創出するため、歴史的な建築物を活用した店舗等の民間活用を促進します。
- ☞ 2031年に竜ヶ池開池100周年となることを踏まえ、先進的なりノバージョンによる活性化事業により、新しい「人々の交流や観光・産業の振興による賑わい」を創出し、豊かな自然、伝統や文化、思いやりやおもてなしの心、地域の人々の交流など古くから変わらない「須坂市の地域価値」を大きく育て、広く発信する取り組みを行います。
- ☞ 都市公園等の快適な環境整備に向け、公園施設の維持管理を適切に行います。

◆主な取組内容

まちづくり課

取組項目	具体的な内容
景観をいかしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇景観計画の見直し ◇景観計画に基づく市内の優れた自然環境、歴史、須坂らしい文化の維持・保全 ◇屋外広告物条例の制定に向けた取組み
歴史的資産をいかしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇他の行政団体との情報交換及び連携による多様な視点を取り入れた歴史的まちづくりに係る活動の推進 ◇歴史的・文化的に貴重な建築物の維持・保存・活用の支援
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民及び企業参加の協働作業による緑化及び花づくり運動、オープンガーデン事業の推進 ◇花と緑のまちづくり事業の見直しと効果的・特長的な事業の拡充の検討
臥竜公園・動物園の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇新しい人々の交流や観光・産業の振興による賑わいの創出 ◇官民連携等のリノベーションによる活性化事業の推進 ◇ふるさと納税・ネーミングライツ（※1）・クラウドファンディング（※2）・企業や個人の応援基金の募集等による運営や施設整備に対する財源確保
都市公園等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇公園内の遊具等施設の維持管理と計画的な改修及び更新

※1:「ネーミングライツ」…施設の名称に愛称を付与することができる権利（命名権）。

※2:「クラウドファンディング」…不特定多数の人が通常インターネット経由で組織が抱える問題解決のため財源の提供や協力等を行う仕組み。

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
歴史的建造物の登録件数（件）	40（2019）	58
動物園の年間入園者数（人）	126,656（2019）	150,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	須坂の景観、町並みに関心を持ち保存や活用を図ります 花や緑による潤いのあるまちづくりを推進します
企業	景観の保全や町並みの維持を図り、賑わいの創出や、社会貢献につなげます 花苗及びガーデニングに特化した各々の事業者のアドバイスを参考に緑化を推進します
活動団体	地域と連携し美しい景観の維持や賑わいの創出につながる取組みを目指します 市と積極的に連携し、協働で市域の花壇等を整備します

施策 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策



施策の目指す姿

- 地球温暖化防止のための意識改革・生活様式の見直しがすすめられているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	地球温暖化防止を意識して生活している人の割合（%）	—	60.0
市民意識指標	循環型社会の推進を目指しリサイクルを意識している人の割合（%）	75.5（2019）	78.5

◆現状と課題

- ☞ 快適な環境を守るためには、市民、事業者等が自分の問題と認識し、活動することが不可欠です。
- ☞ 市民一人当たりのごみの搬出量が増加しており、引き続き市民の皆さんに、ごみ減量化の取組みを働きかけることが必要です。
- ☞ 清掃センターやストックヤードの課題の解決に向けて、取り組んでいく必要があります。
- ☞ 地球温暖化防止のため、小水力発電をはじめとする環境への負荷が少ない再生可能エネルギー等へのシフトが必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ 次世代へ与える影響を踏まえ、市民、事業者の皆さんに CO2 削減をはじめとする環境問題や環境に配慮したライフスタイルの見直しや事業活動への取組みを働きかけます。
- ☞ 地域に即した、再生可能エネルギー等に関する研究を行い、その導入についての検討や支援を行っていきます。
- ☞ ごみ処理施設のほか、市民生活に欠かせない、し尿処理施設・火葬場・霊園などの維持管理については、引き続き適切な管理等に努めます。
- ☞ 清掃センターの焼却施設の解体撤去と、その跡地利用について関係者間で具体的な検討を進めます。

◆主な取組内容

生活環境課

取組項目	具体的な内容
再生可能エネルギー等の導入と温室効果ガス削減の推進	◇太陽光発電システムの設置、太陽熱利用システム及びペレットストーブ設置等の補助 ◇小水力発電事業等の再生可能エネルギー等事業を計画する事業者への支援
各種公害対策	◇迅速な発生源の特定と除去、原因の究明・再発の防止
環境対策に関する広報・普及啓発	◇家庭や企業のCO2削減やごみ減量の取組みに関する普及啓発 ◇ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）に関する普及啓発
水資源の保全と活用	◇実態調査の結果に基づく地下水の更なる活用 ◇持続可能な地下水の保全と活用の推進
ごみの減量化・資源化の推進	◇ごみ指定袋の有料制度、生ごみたい肥化施策によるごみの減量化 ◇ごみの分別に係わる情報提供、マイバッグ持参の啓発によるレジ袋削減の推進、エコサポートすぎか等の資源物拠点回収によるごみの資源化 ◇不法投棄対象物となりやすい大型家電製品等の回収を行う市役所前拠点回収によるごみの資源化と不法投棄防止施策への取組み
ごみ処理広域化の推進	◇長野広域連合及び構成市町村と連携したごみ処理の広域化の推進 ◇一般廃棄物最終処分場建設地区の地域振興
処理施設の適正な維持管理と検討	◇各処理施設及び車両等の計画的な整備や修繕等の実施による適正な維持管理 ◇各設備等の老朽化に伴う設備更新の必要性と時期についての検討 ◇不燃ごみ（粗大ごみ含む）処理を継続するための必要な設備更新等の実施 ◇清掃センター焼却施設の解体撤去と跡地利用の検討
し尿処理施設、火葬場の適切な管理と運営	◇運営主体である須高行政事務組合及び構成市町村との連携による施設の適切な維持管理と安定的運営のための費用負担
霊園の整備と管理	◇合葬式墓地の需要増加など時代に合った墓地形態の検討 ◇返還区画等の空区画の再募集による区画の提供
人とペットの調和のとれた共生社会の実現	◇須坂市ドッグランの運営サポートによる適正飼養とマナー向上の推進 ◇猫の室内飼育の推奨、飼い主のいない猫への不用意なえさやり防止等の啓発、猫繁殖制限手術助成事業の継続 ◇総合防災訓練におけるペット同行避難等による飼養者の防災意識向上と避難場所等における受入体制の醸成

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
一人一日当たりのごみの排出量（g）	747（2019）	741
CO2削減のための補助件数（太陽光・太陽熱・ペレットストーブ等）（件）	40（2019）	40
マイバッグの持参率（％）	—	80.0

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	ごみの分別やリサイクル、減量化に努めます 地球温暖化の原因となるCO2を削減するため、環境に配慮した行動をします
企業	
活動団体	

基本目標 6 活力と賑わいのある自立したまち

- 農林業、商工業・観光業・サービス業との連携を進めるなど、既存産業の高付加価値化や新産業創出を目指します。
- 個々の属性に関わらず雇用機会が豊富にあり、起業にチャレンジしやすいまちを目指します。

3つのチャレンジ

継承

- 全国有数の果物産地を支えてきた農業者の技術の継承
- ものづくりの技と精神の伝承
- 社会全体の財産としての森林
- そこに暮らす人々による歴史や伝統の継承

進化

- ICT を活用した農業の栽培技術等の革新
- 航空レーザ測量やドローン等による森林情報の把握
- AI・IoT 等を活用した新技術・新製品の開発
- ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応した観光振興

学びと行動

- 一人ひとりが地域産品の価値を知り、周囲に勧めるなど地産外商の取り組み
- 森林が有する多面的機能への理解
- まちの活力や賑わいの創出に向けて、民間事業者、関係機関、行政がそれぞれの強みを生かした役割を実践

基本 施策

11 多様な産業の活力あふれる まちづくり

《総合戦略》重点戦略1「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」関連施策

施策 28 農業の活性化



施策の目指す姿

- 須坂の土地や気候を活かした付加価値の高い農業が活発に行われ、市内外から新規就農する人が生まれるまちを目指します。

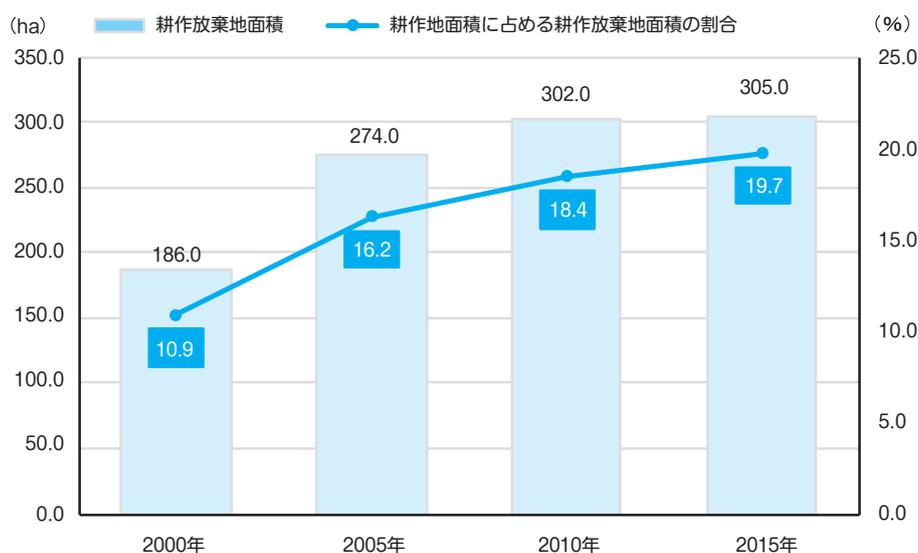
【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	農業産出額（千万円）	866（2018）	950
市民意識指標	「農業の活性化」の満足度（%）	33.4（2019）	40.0
統計指標	年間就農相談件数（件）	46（2019）	50

◆現状と課題

- ☞ ぶどうを中心とする果実の価格が安定して伸びており、農業産出額も好調に推移していますが、気候や市場の変動による価格の下落のリスクに備えておく必要があります。長期的には地球温暖化による影響も加味し、新しい品種や栽培方法等の研究に取り組んでいく必要があります。
- ☞ 農業の担い手の高齢化と人手不足が進行することにより、遊休農地が発生するという負のスパイラルを改善していくための取組みが求められます。特に中山間地の担い手の減少や遊休農地の増加が顕著になってきています。

耕作放棄地の推移



出典：農林水産省「農業センサス」2015年

◆施策の取組方針

- ☞ 主力である果実の付加価値をさらに高めるとともに、プロモーション等の活動を継続し、ブランド力の向上を図ります。
- ☞ 県及び関係機関と連携し、新規就農者をはじめとする後継者を育成・支援するとともに、外国人労働者の活用研究やシニアの活用、農福連携など幅広い人材の確保につとめます。
- ☞ ICTの活用によるスマート農業の導入の可能性を探り、農作業の省力化を検討します。
- ☞ 地域にある県の農業試験研究機関（農業試験場・果樹試験場）と連携し、最新の情報や技術を活用し農業振興を図ります。

◆主な取組内容

農林課

取組項目	具体的な内容
高品質・付加価値の高い農産物のPR	<ul style="list-style-type: none"> ◇全国でも有数の果物産地として、JA等、他団体との連携による安定的生産と更なるブランド力の向上と連携による情報発信 ◇地域に残る信州伝統野菜（八町きゅうり、村山早生ごぼう、沼目越瓜<small>しろうり</small>）の普及 ◇銀座NAGANOやインターネット等を活用したプロモーションの実施 ◇観光部局との連携による有効的なイベント実施に向けた情報収集
グリーンツーリズムなど体験・交流型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇農村暮らしの良さを伝えることで移住・定住につながる取組みの実施 ◇情報発信の強化 ◇農業体験を伴う修学旅行等の積極的な受け入れ ◇農家の副業としての農家民泊の推進
有害鳥獣被害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇猟友会への委託及び自己防衛による鳥獣対策の推進 ◇電気柵の委託管理の検討 ◇放置果樹や生ごみの適正管理に関する啓発 ◇有害鳥獣に関心を持ってもらうためのセミナーや狩猟免許の取得促進等を通じた環境づくり ◇鳥獣被害軽減に向けたジビエ利活用の研究
次世代型農業の研究	<ul style="list-style-type: none"> ◇自動草刈機、ロボット、作業アシストスーツ等、農作業の省力化の支援 ◇モバイル型タブレット端末による農地の現状調査 ◇電気柵管理システムの全ルート導入と新しい維持管理体制の構築・維持管理の負担軽減 ◇ドローンやAI、ICTを活用した最新の栽培技術の情報収集と活用の可能性の検討
耕作放棄地解消対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇農地バンク制度のチラシ・申請書の配布による制度の周知、利用促進 ◇遊休農地解消補助金の周知、利用促進 ◇人・農地プランや中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 ◇地域、農業委員会、農業関係団体等が一体となった取組みによる解消の推進
基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇農道・用排水路の整備
家畜防疫対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇家畜農家数の減少による須高家畜防疫協議会、消毒実行組合など関係機関の運営方法の見直し ◇そのさと有機センターのあり方についての検証
農業後継者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇新規就農者用作業場、里親農業者、優良園地の確保等、新規就農しやすい環境の整備 ◇市内外の非農家出身者への広報 ◇国、県などの支援事業の有効活用 ◇農家子弟などの後継者が回帰しやすい環境づくり
労働力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者施設などとの連携や外国人労働者の活用など幅広い人材の確保 ◇農業サポートセンター事業による農業サポーターの確保と技術講習会の開催
農業経営者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇認定農業者等、地域の担い手へ農地の集積と支援による経営力の向上 ◇JA、長野農業農村支援センターとの連携による作業時間の把握、効率化促進 ◇認定農業者向けに講演会等の実施による情報提供

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 （2025年）
新規就農研修給付金給付者数（人）	57（2019）	107（累計）
耕作放棄地解消面積（ha）	57.5（2019）	82.5（累計）
中間管理事業を活用した農地の集約集積面積（ha）	5.0（2019）	25.0（累計）

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	農産物のおいしさを市内外へPRします
企業	農産物のおいしさを市内外へPRします ICT技術の研究に取り組みます 農産物を使った加工品の開発・販売に取り組みます
活動団体	農産物のおいしさを市内外へPRします 農産物のブランド化に取り組みます 電気柵の維持管理に取り組みます グリーンツーリズムなど体験・交流型農業に取り組みます 将来の地域農業の担い手や農地の利活用を示す人・農地プランの更新と実質化に取り組みます

施策 29 森林の保全・活用



施策の目指す姿

- 適切な森林の育成管理と基盤整備により、森林を社会全体の「緑の財産」として次の世代に引き継ぐまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	間伐整備の実施面積（ha）	1,138.15（2019）	1,400（累計）

◆現状と課題

- ☞ 森林経営計画が樹立されず、長期にわたって間伐が実施されていない私有林の人工林が約 2,600ha あり、間伐等の森林整備を進める必要があります。

◆施策の取組方針

- ☞ 森林経営管理制度により森林整備を進めるとともに、木材利用の推進、作業道等の整備等、森林整備の促進に関する事業について森林環境譲与税を財源としながら進めます。

◆主な取組内容

農林課

取組項目	具体的な内容
森林経営管理制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ◇森林経営の意向調査の推進 ◇森林経営管理事業の実施
森林の保健機能の増進	<ul style="list-style-type: none"> ◇森林ウォーキングや自然散策を楽しむための森林環境の保全や里山遊歩道の整備・利活用 ◇施設、設備等の維持管理の委託
間伐事業の推進と間伐材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇森林経営管理制度及び森林経営計画制度の運用による森林整備の推進 ◇森林環境譲与税を財源とした間伐材の利活用の推進 ◇林道施設の維持管理の実施
治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇自然災害による被災箇所の復旧 ◇予防治山としての防災減災措置の実施
松くい虫などの防除対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇被害木伐倒駆除及び地上薬剤散布により被害のまん延防止の推進 ◇被害木の適期の駆除

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 （2025年）
経営管理権を設定した森林面積（ha）	0（2019）	20（累計）

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	社会全体の財産である森林について関心を持ち、資源を活用します
企業	森林経営計画に基づいた施業の集約化を図ります
活動団体	地域住民の参画による里山の整備・利活用をすすめます

施策30 強みを活かした新産業の創出



施策の目指す姿

●生産性の高いものづくりやサービス産業が行われているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	製造品出荷額（百万円）	133,766（2018）	130,015
統計指標	新技術・新製品開発件数（件）	2（2019）	10（累計）

◆現状と課題

- ☞ 多様な産業が混在する市内製造業等の産業構造を分析し、企業等の要望を参考にしながら施策に反映していく必要があります。
- ☞ 産業コーディネーター、産業アドバイザーを積極的に活用している企業がある一方、未活用の企業も多く、積極的な活用促進に向けて周知を進めていく必要があります。
- ☞ 新たな企業を誘致するための空き用地が十分でないことが課題となっています。また、工業系の用途地域外や市街化調整区域内の既存企業の拡張についても法規制により思うように進んでいません。
- ☞ 創業希望や投資等に対する相談等が活発に行われておらず、起業マインドを高めていく取組みの強化が必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ AI・IoT を活用した新技術・新製品の開発や関係各課と連携した開発手法の検討などを継続し、Society5.0 時代の新産業創出を目指します。
- ☞ 新たな産業団地造成のための調査研究をすすめます。
- ☞ 新型コロナウイルスの影響や働き方改革など、社会情勢の変化に応じて臨機応変に創業支援策を講じていきます。

◆主な取組内容

(1) 既存産業の高度化・高付加価値化

産業連携開発課

取組項目	具体的な内容
地域企業の技術力、経営基盤の強化	◇産業コーディネート・アドバイ事業を中心とした産学官金連携事業による企業の技術開発、研究開発の支援

取組項目	具体的な内容
地域企業の技術力、経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の産業人の育成、企業の経営基盤強化のための産業人材育成事業の一層の充実 ◇ものづくり補助金、グループ補助金等、多種多様な補助金の活用に向けた情勢の把握 ◇市内企業で構成される各研究会等による課題発見・解決の取組支援
提案公募型事業（競争的資金）の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◇国・県などの提案公募型事業（競争的資金）の導入による技術開発・研究開発の支援 ◇補助金の周知と申請の促進
組織横断型推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◇庁内関係各課との連携によるプロジェクト推進体制の整備
販路開拓の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇展示会・商談会への出展支援 ◇信州首都圏総合活動拠点「銀座 NAGANO（ショップスペース）」の出品支援
産学官金連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇AI・IoT活用研究会を活用した先進的な取組みに関する情報の収集 ◇研究会メンバーの充実と次世代を見据えた産業人材の育成 ◇事業者の業務改善、AI・IoTを活用した新たな事業の開発等につながる先進事例に関する勉強会等の実施

(2) 新産業創出・企業誘致

産業連携開発課

取組項目	具体的な内容
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業の事業拡大等のための造成用地（ものづくり産業用地第2次用地）への誘致 ◇地域未来投資促進法など期限のある開発手法以外の活用の検討 ◇小規模企業のための、小さな面積の用地（空き工場等）のあつ旋
創業希望者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇創業支援事業計画に基づく創業支援セミナーの開催、ワンストップ窓口の設置など創業希望者（IT人材等）への支援
産学官金連携の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇共同研究施設、企業間の交流スペース等を備えたネットワーク拠点施設として、信州大学須坂市研究連携センター（SSRC）の活用促進 ◇企業経営者が主体となった地域の課題解決の推進

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
国県などの公募型支援金等申請書作成にかかる支援件数（件）	39（2019）	200（累計）
産学官金連携にかかる各種研究会の会員数（社・団体）	175（2019）	190

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	須坂で生まれた新製品、新技術に関心を持ち、積極的に発信します 個々のおかれている環境や属性に関わらず、多くの市民が就業します
企業	産学官観連携による新産業の研究に取り組みます 各研究会内での企業間連携、経済団体との連携を図ります
活動団体	多様な働き方のスタイルに対応した受け皿・体制づくりを行います

施策31 雇用機会の充実と産業人材の育成



施策の目指す姿

- 働く意欲を持った人たちが、その知識や能力をいかし、豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	産業人材育成講座の参加者数（人）	117（2019）	130（2025）

◆現状と課題

- ☞ ICT化、働き方改革など、雇用を取り巻く環境が大きく変化している中、雇用者を確保し、企業を発展させるためには、AI、IoT、ビッグデータなどの新技術を柔軟に取り入れていく必要があります。
- ☞ 若者層の県外への流出や自然減の影響から、多くの産業分野で人材不足が深刻になっています。

◆施策の取組方針

- ☞ 社会の変化や技術革新に応じ、AI・IoT等の新たな技術を習得した企業が求める人材の育成を支援し、市内産業の生産性の向上を目指します。
- ☞ 多様な働き方を推進し、年齢や性別、障がいの有無などの個々の属性にとらわれず、全ての人々が安心して地域で働くことができる環境を整えます。
- ☞ 企業、県、長野広域等と連携し、若者が地域で働きやすい機会を創出していきます。

◆主な取組内容

産業連携開発課

取組項目	具体的な内容
企業が求める産業人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇新しいものづくりの技術・手法（IoT・AI技術、生産管理・IE手法等）の技術講座の実施 ◇会員企業や受講者へのアンケート実施によるニーズの大きい講座の企画
職業観の早期醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◇高校2年生の職業見学事業の実施 ◇次世代を担う小中学生を対象とした、ものづくりの楽しさを学ぶ講座の実施

取組項目	具体的な内容
若者労働者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇新卒者などと企業とのマッチングの機会の提供 ◇市外の実業高校等と市内企業のインターンシップ調整
須坂市版デュアルシステム(※1)に係わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇デュアルシステム協力企業会事務局の業務を通じた、学校・企業間連携の円滑化 ◇デュアルシステムでの就業体験、企業実習の受入れ支援などによる産業人材の育成 ◇須坂創成高等学校創造工学科の取組みに関する市外中学校等へのアピール強化 ◇地元企業（デュアルシステム協力企業）への就職率向上
就業支援センター（愛称「ゆめわーく須坂」）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇求職者、在職者に対する就業相談の充実 ◇子育て支援センターと連携した相談体制の充実 ◇「まいさぼ須坂」など他の支援機関との連携や役割分担の明確化 ◇求職者の早期就業に向けたセミナー実施
働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇セミナー及びワークショップ、就労相談等を通じた子育て世代の女性の働き方に関する総合的な支援 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」（※2）の周知及び同制度の申請啓発と登録企業の広報 ◇ワーク・ライフ・バランスの促進による市内企業の労働力確保

※1 「デュアルシステム」…専門高校や専門学校あるいは公共職業能力開発施設や認定職業訓練施設などが、座学と企業内の実習を並行して実施する職業訓練システム。

※2 「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」…ワーク・ライフ・バランスの促進や多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取組を行っている事業者を認証する長野県の制度。

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
高校2年生の職場見学会アンケートで訪問企業に興味を持った人の割合（%）	77.8（2019）	80.0
市が主催・共催する就職相談会への参加者数（人）	788（2019）	900
職場いきいきアドバンスカンパニーへの認証（社）	4（2019）	8

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	個々のおかれている環境や属性に関わらず、多く市民が就業します
企業	多様な働き方のスタイルに対応した雇用の受け皿・体制づくりをすすめます
活動団体	

基本 施策

12 — 交流と賑わいのあるまちづくり

《総合戦略》重点戦略1「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」関連施策

施策 32 商業の活性化



施策の目指す姿

- 個性的で魅力のある店が集まり、歴史ある町並みを感じながら歩いて買い物を楽しめるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	年間商品販売額（億円） ※須坂長野東インター周辺開発に関する金額は含まない	852.9（2016）	900
市民意識指標	「商業の活性化」の満足度（%）	19.9（2019）	25.0
市民取組指標	「日用品などできるだけ市内のお店で買い物するようにしている」人の割合（%）	58.2（2019）	65.0

◆現状と課題

- ☞ 少子高齢化や新型コロナウイルス等の影響により、商業を取り巻く環境は大変厳しくなっており、地域を形成する中小店舗の存続が危ぶまれています。
- ☞ 須坂駅周辺や歴史的な町並みが集中する地域は、市民が生活、活動する拠点であるとともに、歴史・文化・暮らし・なりわいなどを生かした質の高い空間として、市民や来訪者が魅力を感じることができる都市交流拠点としても重要な役割を担っています。
- ☞ これまでも魅力的な個店や商店街づくりの促進、各種イベントの開催等を支援し、にぎわいづくりに取り組んでいますが、須坂長野東 IC 周辺開発もすすむ中、須坂市に来られる方を都市交流拠点に引き込むための取組みや、大型商業地域を中心とする開発地域との連携が、今後より一層重要になります。

中心市街地と須坂長野東 IC 周辺地区との連携



◆施策の取組方針

- ☞ 都市交流拠点では、大型商業施設との競合ではなく、「まちゼミ」や「まちの駅」、地域おこし協力隊活動など各個店の独自性やお客様とのつながりを大切に取組みを行います。
- ☞ 創業希望者及び事業承継を検討している事業者に対しては、関係機関と連携し、さまざまな面で支援を行います。
- ☞ 大型商業施設出店計画に対しては、出店計画の段階に応じて、事業者と密接に調整しながら支援を行います。
- ☞ 地域資源や特色を活かし、この土地ならではの雇用の創出と地域の活性化のための創業の実現を支援します。

◆主な取組内容

商業観光課

取組項目	具体的な内容
魅力的で個性的な店への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇「わざわざ店等開設支援事業補助金」などによる出店準備や経営継続の資金支援、事業計画、手続きなど関係機関や関係者との一体的支援体制の構築 ◇地域おこし協力隊制度による外部視点、ノウハウを活用した支援
集客イベントなどへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇須坂市観光協会、須坂商工会議所、須坂市商店会連合会などとの連携によるイベント実施支援 ◇イベント、取組みの周知によるリピーター、新規参加者の獲得 ◇事業者が主体的に実施する事業の拡大 ◇従来型の単発イベントのあり方の見直し
インフラ整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共的インフラとしての効果的・効率的運用の強化 ◇街路灯などの老朽化による撤去や縮小化に対する支援
大型商業施設との連携と機能活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇観光情報の発信と地域観光資源の活用 ◇農産物など地域資源の販売 ◇須坂市周辺地域の食や食文化を楽しむ場の提供 ◇地域の文化・風土の魅力を発信するイベントの実施 ◇開発事業者や関係機関との密接な連携
創業及び事業承継への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇「創業支援等事業計画」に基づくワンストップでサービスを提供する体制構築 ◇長野県事業引継ぎセンターや金融機関、須坂商工会議所との情報共有による円滑な事業承継のための相談支援体制の充実

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
新規開設店舗累計数（店舗）	5（2019）	37

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	他のまちにはない須坂の良さに着目し、再認識します 須坂のまちの魅力と豊かさを自ら楽しみます
企業	事業を通じて、須坂のまちのにぎわいづくりに貢献します
活動団体	さまざまな活動を通じて、須坂のまちのにぎわいづくりに貢献します

施策 33 地域資源を活かした観光の振興



施策の目指す姿

- 蔵の町並み、素晴らしい自然や景観などの観光資源を磨き、須坂でしかできない体験を観光客に提供できるまちを目指します。
- 豊かな自然と歴史文化に恵まれた観光資源を磨き、市民にも訪れた人にもやさしいまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「観光産業の振興」の満足度（%）	12.4（2019）	25.0
市民意識指標	「須坂市を観光地として市外の人にすすめている」人の割合（%）	20.0（2019）	25.0

◆現状と課題

- ☞ 新型コロナウイルスの影響により、観光産業全般が打撃を受けています。ウィズコロナ時代における観光産業のあり方を検討し、新しい生活様式に対応しながら、市民、地域事業者が安心して観光客を受け入れるとともに、観光客も安心して訪れることのできる観光地づくりを行っていく必要があります。
- ☞ 何度も訪れたい観光地であり続けるために、観光資源の磨き上げや地道な観光PRを行っていく必要があります。
- ☞ 広域的な観光資源の連携と戦略的広報の重要性はさらに増すと考えられます。市町村の枠を超えた広域的な取組みのできる人材の育成が必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ 観光案内看板の設置、観光施設間の連携等、観光資源の線的・面的な整備を行い、まると博物館構想を核とした観光振興を図ります。
- ☞ インター周辺開発地域の大型商業施設において、観光資源を最大限に活用し、観光振興に取り組みます。
- ☞ 観光分野は専門性や地域の特色など幅広い知識と経験が必要とされ、それらに精通した専門の人材の確保が重要です。

◆主な取組内容

商業観光課

取組項目	具体的な内容
観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ◇須坂の伝統や歳時記なども含めた、積極的な観光情報 PR・情報の発信 ◇年代別の効果的な情報発信手段の分析 ◇費用対効果等の観点から SNS などのインターネットサービスを活用した PR への転換
インバウンド（外国人旅行者）対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇新型コロナウイルスの状況に応じたインバウンド誘客策の検討 ◇地域の魅力的なコンテンツ開発 ◇外国人観光客事業者の受入体制の充実、人材育成支援 ◇長野県、長野県観光機構等と連携した取組み
既存観光資源の連携と活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇「まるごと博物館構想」を核とした「人」・「地域資源」で紡ぎだすまちの元気創出事業の実施 ◇須坂長野東 IC 周辺地域の大型商業施設との連携 ◇観光資源である「米子大瀑布」（指定名称は「米子瀑布群）」、「峰の原高原」、「五味池破風高原」の磨き上げ ◇各種ウォーキングイベントを通じた地域の魅力発信と着地型旅行商品及び体験商品の開発 ◇長野県、近隣市町村と連携した「サイクルツーリズム」の取組み ◇車イス等の旅行弱者へ配慮した「ユニバーサルツーリズム」の取組み ◇峰の原高原観光協会との連携によるペンション宿泊と各種体験、地元交流型の宿泊滞在促進の取組み ◇体験型の教育旅行（商業、暮らし体験プログラム）招聘の取組み ◇信州フィルムコミッションネットワークと連携したロケの招聘 ◇峰の原高原スキー場の再生に向けた具体的支援策の検討
広域観光資源の連携と広報	<ul style="list-style-type: none"> ◇隣接県及び県内市町村等との広域的な観光資源の連携による効果的な広報 ◇小布施町、高山村と連携した広域観光圏事業の取組み（須高地域広域観光協議会）
観光施設の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設整備を行った観光施設の適切な維持管理 ◇将来的な費用負担を考慮した維持管理

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
観光地利用者数（人）	816,200（2019）	800,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	自身の住むまちに誇りを持ち、まちづくり活動に取り組みます
企業	
活動団体	

施策 34 特色を生かした地域振興の推進



施策の目指す姿

- 須坂市の様々な魅力が全国に発信され、全国に広く認知されることにより、産業の活性化や交流人口・関係人口の増加につながるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	「地域ブランド調査」による須坂市の認知度（%）	13.6（2019）	20.0
市民取組指標	「特産品を市外の人にすすめている」人の割合（%）	28.2（2019） （※）	35.0
市民取組指標	「須坂市を観光地として市外の人にすすめている」の割合（%）	20.0（2019）	25.0

※ 2019年度に実施した市民総合意識調査では「農産物を市外の人にすすめている」人の割合（%）として調査・把握した数値である。

◆現状と課題

- ☞ ふるさと納税の状況からみても須坂の農産物などの特産品は高い評価を得ていますが、須坂市の認知度に結び付いていないことが課題です。
- ☞ ふるさと納税の寄附者、ふるさと信州須坂のつどいの参加者、蔵の町並みキャンパスを体験した学生など、交流・関係人口をいかに増やし、地域振興につなげるかが課題となっています。

◆施策の取組方針

- ☞ SNS等を活用して須坂の様々な魅力を全国にPRします。
- ☞ 大学や企業等との連携により、地域の魅力を向上させるとともに、若者に須坂をPRします。
- ☞ ふるさと納税寄附者に返礼品以外の物産品や宿泊施設、観光名所などをPRし、物産購入促進や交流・関係人口の増加につなげます。

◆ 主な取組内容

政策推進課

取組項目	具体的な内容
信州須坂ふるさと応援団など人的ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 応援団員に対するメールマガジン等の情報発信による会員増加 ◇ モニター制度としての積極的な活用 ◇ 「ふるさと信州須坂のつどい」等の開催による地域のPR、人的交流、都市圏における認知度向上、新たな応援団員の獲得 ◇ 「ふるさと信州須坂のつどい」のプログラムの刷新の検討
信州須坂ふるさと応援寄附金の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 寄附返礼品のやり取りを通じた関係人口の創出と継続的な関係構築の仕組みづくり ◇ 寄附ポータルサイトを活用した特産品のPRと返礼品提供事業者の拡充
地域づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各種助成金制度の一層のPR、申請のサポートなどを通じた地域づくり団体の活動支援
「産学官民」の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域振興に関係する様々な分野での大学や企業等との連携 ◇ 蔵の町並みキャンパス事業によるまちなかの賑わい創出及び学生から出されるアイデアの活用

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
信州須坂ふるさと応援寄附金の返礼品提供事業者数（件）	50（2019）	75

◆ 共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	市外の知人・友人にふるさと納税やSNS等を通じて須坂市の様々な魅力をPRします
企業	魅力ある特産品をつくります
活動団体	市外の知人・友人にふるさと納税やSNS等を通じて須坂市の様々な魅力をPRします

基本目標 7 市民とともにつくる持続可能なまち

- ICT化を進めるとともに、民間活力を活かしたスピード感のある効率的な行政運営を目指します。
- 地域の魅力を発信し、住みたいまち、選ばれるまちを目指します。
- 対話や信頼関係に基づき、住民や自治組織と行政が共創するまちづくりを目指します。

3つのチャレンジ

継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 共創のまちづくりの基盤となる自治組織の存続と担い手育成
進化	<ul style="list-style-type: none"> ● SNSなど効果的なインターネットメディアを活用した広報広聴活動 ● オンライン申請やAI・RPA（※）の導入など、Society5.0時代にふさわしい行政運営による業務効率化 ● 新しい生活様式等を踏まえた職員の働き方の革新
学びと行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源や課題の見える化と共有の場づくり ● 自助・互助（住民）、共助（共創）、公助（行政）の役割の理解とまちづくりへの協働・参画意識の向上

※ 「RPA」…Robotic Process Automationの略。ソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。

基本施策 13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり

施策 35 広聴・広報の充実

16 平和と公正をすべての人に



17 パートナシップで目標を達成しよう



施策の目指す姿

- 市民との対話や、市民アンケート、各種調査などで市民の幅広い意見や、日頃感じていることなどの情報を集め、行政情報を分かりやすく提供できるまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民取組指標	「広報須坂」を読んでいる人の割合（%）	86.5（2019）	90.0
統計指標	市公式ツイッター・フェイスブックのフォロワー数（人）	9,560（2019）	10,000

◆現状と課題

- ☞ 広報須坂、市ホームページだけでなく、ツイッター・フェイスブックの活用に対する職員の意識が弱いため、これらに対する高い意識を持つことが必要です。SNS を経由した情報を市民が取得できる環境を整えることが必要です。

◆施策の取組方針

- ☞ 市が知らせたい情報と住民の求める情報が合致する情報発信を行います。
- ☞ ツイッター・フェイスブックなど SNS を活用した広聴・広報を充実させます。
- ☞ SNS を経由した情報を市民が取得できるように、ICT や SNS の活用に関する研修等を開催します。
- ☞ 新しい生活様式の中で、必ずしも対面にとらわれない時代に合った広聴・広報のあり方について検討を行います。

◆主な取組内容

政策推進課

取組項目	具体的な内容
広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民と市長との直接対話の機会充実 ◇各種研修会等への積極的参加による交流と情報収集 ◇オンラインシステムの活用によるデジタル化に対応した広聴
広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇見やすいホームページの作成 ◇ホームページアクセシビリティ（様々な閲覧環境対応性）の向上 ◇CMS（コンテンツ管理システム）の機能充実 ◇広報紙の充実 ◇パブリシティの積極的な実施と、メディアを通じた情報発信の充実 ◇職員自ら情報発信する体制の整備 ◇市民が関心を寄せる事業を組み立て、情報発信に繋げていく取組み ◇民間事業者と連携した情報発信 ◇マスコミとの良好な関係と連携によるパブリシティ広報の更なる充実 ◇災害時の迅速で正確な広報 ◇デジタル化に対応した電子媒体の活用による広報 ◇LINE を活用した情報発信

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市公式フェイスブックを見た人の数（人）	183,595（2019）	200,000
市公式ツイッターを見た人の数（人）	4,597,752（2019）	5,000,000

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	スマートフォンなど ICT を活用し、市の情報を入手する環境や意識の向上に努めます
企業	SNS を活用した情報提供等を通じ、企業間や市民、行政とのコミュニケーション作りと情報拡散に努めます
活動団体	SNS を活用した情報提供等を通じ、活動団体相互や市民、行政とのコミュニケーション作りと情報拡散に努めます

施策 36 ICT 等による利便性の向上と業務効率化の促進



施策の目指す姿

- ICT 等の最新技術を活用し、効率的な行政運営をするとともに、情報格差や地域格差が改善され、市民が便利で快適な生活を送れるまちを目指します。
- 法令を遵守し、業務の効率化、経費削減と職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランス、在宅勤務など新たな働き方実現を目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民意識指標	「ICT による利便性の向上と効率的なシステム運用」満足度（%）	13.3（2019）	20.0

◆現状と課題

- ☞ まだオンライン対応していない手続きについて、オンラインでの申請ができるよう進めていく必要があります。
- ☞ 情報セキュリティ対策においては、業務の効率化を考慮しながら、国でも新たなモデルを検討しているところであるため、それらを参考にしながら適切な対策を講じていく必要があります。
- ☞ 限られた人材で地方自治を担うための職員のスキルアップや組織体制の整備、評価制度の構築をどのように進めていくかが課題となっています。

◆施策の取組方針

- ☞ 市民の手続き簡素化によるサービスの向上と、事務効率の向上を目的とした窓口受付のオンライン化について研究を進めます。
- ☞ 的確な行政事務を推進するため、職員は自ら積極的に知識の研鑽に努めます。
- ☞ 市民のニーズに合わせた情報発信やオンライン申請対応、他の施策を推進する上での手段等として ICT 活用を促進します。
- ☞ 行政と地域の総合的な情報化や官民によるデータ活用推進など、市の情報化に関する取組みについて市民と共有を図るよう努めます。
- ☞ 常に先進事例の情報収集に努めます。
- ☞ 業務の効率化、経費削減と職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランス、在宅勤務など新たな働き方実現のため、導入経費と効果、維持管理労力などを見極めながら、RPA などの新たな電子システムの適切な導入を進めます。
- ☞ 市政の公平な執行に寄与するため、情報公開制度を適正に運用します。
- ☞ 個人情報の適正な収集や使用、管理を徹底します。
- ☞ 近隣市町村との広域連携により、行政サービスの充実と地域の一体的な活性化を図ります。

◆主な取組内容

(1) ICTによる利便性の向上と効率的なシステム運用

政策推進課 / 市民課

取組項目	具体的な内容
利便性の向上と業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ◇オンライン申請への積極的対応 ◇AIやRPAの活用など、新しい技術の検証、導入による業務効率化 ◇費用対効果のバランスを踏まえた、各種申請書の記入における自動化・省略化等にかかる検討
情報セキュリティ対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇個人情報等のセキュリティ確保を担保した業務効率化の推進 ◇ICTに関する技術の積極的な情報収集 ◇費用対効果を十分考慮した、住民の財産を守るセキュリティ体制の確保
情報格差の改善	<ul style="list-style-type: none"> ◇5G（第5世代移動通信システム）の整備状況など民間によるインフラ整備状況を注視した情報格差を生まない体制の構築 ◇関係課等の連携による経済的理由や身体的理由等から生じる情報格差への適切な対応 ◇市民の操作や設定が容易となるような情報発信のあり方や工夫の検討
オープンデータの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇官民連携によるオープンデータの公開と活用の推進 ◇市民にとって有益と思われるデータの積極的な公開

(2) 市民とともに歩む、信頼され活気ある組織・体制づくり

総務課 / 政策推進課

取組項目	具体的な内容
業務の成果向上と効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の徹底 ◇職員提案制度の実施や業務の洗い出しと可視化による市役所業務の改善 ◇行政評価による業務の成果及び課題の的確な把握と公表 ◇総合計画等と連動した行財政改革プラン2025の効果的な運用 ◇組織単位にとらわれない横断的な視点を持った行政運営
情報公開と個人情報保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇個人等、第三者の権利利益への配慮と市民の知る権利を保障し、市政の公正な執行に寄与するための情報公開制度の適正な運用 ◇個人情報保護等に関する職員研修の実施による職員のスキルアップ
法令等の順守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇決裁過程における内部チェック機能強化と法令違反への誠実な対応 ◇個人情報等の機密情報の漏えいや、事務事業の不適切な執行等を防止するための職員のコンプライアンス意識の強化 ◇顧問弁護士との連携による法律問題への迅速な対応と、法的な紛争を未然に防ぐ予防法務の充実 ◇情報セキュリティや個人情報保護等に係る研修を通じた職員の意識啓発
職場内の環境対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇節電、省エネ対策の推進 ◇労働安全衛生法に基づく、快適職場指針やストレスチェックの活用による職場環境の改善と職員の心身の健康増進 ◇庁内環境を改善するための空調設備の整備
一人ひとりの職員が能力を發揮し、自己実現できる職場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇明確な目標設定や柔軟な役割分担、密接な職場内コミュニケーション等による職員の主体的な業務推進 ◇市民サービスの向上や業務改善と職員の意識啓発とを結びつける体制や仕組みの構築 ◇ICTの積極活用等による事務軽減の推進と、より職員が達成感を得られる業務に注力できる環境、体制の整備

取組項目	具体的な内容
魅力ある働きがいのある職場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇役割分担の明確化と、相互に認め合い協力しあえる職場環境の整備 ◇時差出勤・テレワーク等の導入による多様な働き方の推進
職員の能力育成と人材確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇効果的な人事評価制度や研修プログラムをはじめとする、職員が常にスキルを高めることができる人材育成システムの構築 ◇質の高い行政サービスの確保を図るための昇任・降任・能力開発等の各制度が連動した一体的な人事制度の構築 ◇職場の活性化を実現するための適正な定員管理と人員配置の実施
堅実な法規審査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇法令や他の例規との整合による、円滑な業務執行 ◇法制執務研修の実施等による法規審査のスキルアップ体制の充実 ◇法律改正、制度改正に対する注視及び積極的な情報収集 ◇自治体法務サポートセンターや顧問弁護士の活用、各部署との連携による適切な例規改正の実施
文書事務の適正化を徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇職員研修や、文書事務のチェックによる公文書事務の適正化の徹底 ◇文書管理方法や決裁システムの効率化に関する検討
長野広域連合及び構成市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇構成市町村との連携により、広域行政需要に適切に対応し、住民サービスの充実と効率的な行財政運営を推進
須高行政事務組合及び構成市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇構成市町村との連携により、住民サービスの向上を推進
将来像の実現に向けた柔軟な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ◇市を取り巻く社会や経済状況に合わせた、将来像実現のために必要となる施策の柔軟な推進 ◇PDCA サイクルによる十分な効果検証と見直しの実施
連携中枢都市圏の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇長野市を中心とした長野地域の市町村とスクラムを組み、それぞれの市町村の強みを生かし、弱みを補うことによる圏域全体の活性化（生活、福祉、交通、観光など様々な分野での取組み）

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
国が示すオンライン利用促進対象手続きで市が実施している手続きのうち、市がオンライン化している手続きの割合（%）	13.6（2020）	30.0
市が所有するデータのオープンデータ公開件数（件）	22（2019）	30
長野地域連携中枢都市圏が実施する事業に取り組んだ累計数（件）	43（2019）	55
個人情報保護・情報セキュリティ研修のテスト合格率（%）	99.2（2019）	100

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	ICTの利活用に慣れるとともに、情報収集やオンライン手続きを積極的に利用します

主 体	期待される役割
市 民	今後、各種サービスとの紐づけに重要となるマイナンバーカードの取得とマイナンバー関連の動向に関する情報把握に努めます
企 業	税の申告などを含めた市の手続きにあたっては、オンライン申請の利用を積極的に行います
活動団体	市の手続きにあたっては、オンライン申請の利用を積極的に行います

施策 37 ▶ 長期的展望に立った財政運営



施策の目指す姿

- 財政状況の長期展望を踏まえた上で、市税等の自主財源をはじめ、あらゆる財源の確保に努め、収支バランスの取れた財政運営がされているまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	財政力指数（※1）	0.581（2019）	0.590
統計指標	経常収支比率（※2）（%）	91.7（2019）	90.0 未滿

※1「財政力指数」…地方公共団体の財政力を示す指標。国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられる。

※2「経常収支比率」…人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等の合計額に占める割合。一般に、数値が低いほど、財政の弾力性が高いことを示し、数値が高いほど財政が硬直化していることを示す。

◆現状と課題

- ☞ 財政健全化の指標である実質公債費比率（※3）と将来負担比率（※4）は、黄色信号である早期健全化基準（※5）を大きく下回っており、健全財政を維持しています。
- ☞ 近年多発する未曾有の自然災害や、新型コロナウイルス感染症などの新たな社会情勢では市税収入の減収など財政運営に大きな影響を与える可能性があることから、長期的な視点での財政運営がより必要な状況です。
- ☞ これまで安心・安全なまちづくりを目指して、公共施設の耐震化や学校給食センター建設、令和元年東日本台風災害からの復旧・復興に取り組んできた結果、公債費は増加傾向であり、基金残高は減少傾向であることから、将来に向けて、更なる財源の確保や、経常経費を含めた事業見直しなどの歳出削減が必要な状況です。
- ☞ 須坂市滞納整理対策チャレンジプランにより滞納整理を進め、収入未済額の削減に努めているほか、活用見込みのない市有財産の処分や、国・県・各種団体の助成を積極的に活用して財源確保に努めていますが、恒常的な財源である市税収入の増加が重要な課題となっています。
- ☞ 公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置や活用、効率的な維持管理を行っていますが、30年以上経過している施設の割合が増加しており、施設の老朽化が課題となっています。

※3「実質公債費比率」…地方公共団体が負担する負債返済額が、地方税や普通交付税を中心とする一般財源の規模に占める割合。

※4「将来負担比率」…地方公共団体が将来負担すべき負債残高が、地方税や普通交付税を中心とする一般財源の規模に占める割合。

※5「早期健全化基準」…実質公債費比率：25.0%、将来負担比率：350.0%

◆施策の取組方針

- ☞ 新たな社会情勢など、今後の財政状況への影響を考慮した中・長期の財政計画を策定し、長期展望を持った財政運営を進めます。
- ☞ 優先順位や費用対効果などを検討し、歳出削減・節減に向けた事務事業の見直しを行います。
- ☞ 市税などのスマートフォン決済などをはじめとした、収納環境の充実・拡充を進めるとともに、公平公正な賦課徴収に努めます。
- ☞ 活用見込みのない市有財産について、積極的に処分を進めます。
- ☞ 公共施設等総合管理計画個別計画を適宜見直すとともに、施設の老朽化などを十分考慮し、将来的な施設の統廃合を含めた施設の適正配置、長寿命化などに取り組みます。

◆主な取組内容

総務課 / 財政課

取組項目	具体的な内容
財政状況の公表	◇他自治体の公表事例等も参考にした、わかりやすい財政状況の公表
財政計画の策定	◇基本計画の実施計画策定と併せた中・長期財政計画の策定
予算編成への市民参加	◇議会や、各種団体・市民との懇談会等で出された意見等の予算への反映
健全財政の継続	◇健全化判断比率に関する適正数値（早期健全化基準以内）の維持
歳入の確保	◇活用する見込みのない普通財産の処分 ◇公共施設の使用料など受益者負担の適正化 ◇国、県、民間の補助金や事業など外部資金の効果的な活用 ◇インターネットオークションを活用した不用物品の売却
歳出の節減	◇優先順位を明確にした、費用対効果による事業の見直し ◇定型業務の合理化や ICT 化の推進による経費節減の推進
公共施設など行政が持つ財産の総合的管理の推進	◇長期的視点に立った、最少の経費で施設の効用を最大にするための公共施設等総合管理計画個別計画の見直し ◇公共施設の長寿命化・効率化・省エネルギー化などによる総合的かつ計画的な施設管理の推進

税務課

取組項目	具体的な内容
収納環境の充実	◇口座振替、クレジットカード公金収納やコンビニ収納、地方税共通納税の推進など、収納環境の充実 ◇普及状況、費用対効果等を十分に踏まえたスマートフォン決済による収納方法の拡充
収納体制及び対策の強化	◇須坂市滞納整理対策チャレンジプランによる滞納者の実態を踏まえた滞納整理と進行管理の実施 ◇滞納整理状況の市民周知を通じた納税意識の向上と啓発の実施 ◇職員の徴収知識・ノウハウ研鑽のための研修会実施

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値 （2025年）
市税徴収率（滞納繰越分を含む）（％）	96.1（2019）	98.6
実質公債費比率（％）	9.5（2019）	12.0 未満
将来負担比率（％）	20.1（2019）	30.0 未満

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	市の財政状況等に日頃から関心を持ち、納税意識の向上に努めます
企業	市の財政状況等に日頃から関心を持ち、納税意識の向上に努めます
活動団体	共創や自助による活動意識の向上に努めます

基本
施策

14 — 活力にみちた共創のまちづくり

《総合戦略》重点戦略2「須坂市への新しい人の流れをつくる」関連施策
 《総合戦略》重点戦略3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」関連施策

施策 38 ▶ 移住定住の促進及び若者の結婚支援



施策の目指す姿

- 県内外の移住定住希望者の様々なニーズに応えられるよう、相談体制・情報発信・受け入れ体制を充実させ、更なる移住定住者が増えるまちを目指します。
- 若い世代の結婚希望者が結婚しやすいまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
統計指標	行政のサポートによる移住者数の累計（人）	186（2019）	336
統計指標	結婚支援事業を通じた成婚数の累計（件）（※）	13（2019）	15

※現状値は2015～2019年度の累計であり、目標値は2021～2025年度の累計。

◆現状と課題

- ☞ これまでの仕事と住居を一括して紹介する「移住支援信州須坂モデル」についてPDCAサイクルを回し、成功と失敗のモデル検証を行い、成功率を上げるためバージョンアップを図り、移住情報の質・量とも向上させていく必要があります。
- ☞ オンラインによる移住相談が主流になることも見込まれますが、効果も含めて検証していく必要があります。
- ☞ 住むことができる「空き家」の確保は移住者増加施策にとって重要な要素であるため、引き続き空き家バンクの充実を図ることが課題となっています。
- ☞ 移住後の口コミ効果について検討する必要があるため、移住定住コーディネーターを設置し移住者のフォローアップをする必要があります。
- ☞ 結婚を希望している若者が数多くいるが、なかなか結婚まで結びつかないという現状があります。

◆施策の取組方針

- ☞ オンラインを効果的に活用した相談の仕組み（首都圏にいても実際に須坂にいるような体験など）、動画等による視覚的な情報発信など、時代やICT技術の進歩を十分に活用した「かゆいところに手が届く移住相談」を実施します。
- ☞ 「移住定住コーディネーター」を配置し、より移住者目線に立ったきめ細やかな相談体制を構築します。

- ☞ 移住希望者への情報発信手段について、ニーズ変化に合わせて取捨選択をし、効果検証も行いながら、最も効果的な発信方法の研究と随時のバージョンアップを実施します。
- ☞ 結婚を希望する若者を対象に、カウンセリングやマッチング・自己啓発・交流の場などを創出します。

◆主な取組内容

政策推進課

取組項目	具体的な内容
県内外からの移住定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「移住支援信州須坂モデル」による移住者への受皿の提供と移住後のフォローアップの充実 ◇地域おこし協力隊を積極的に活用した移住定住の促進
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇欲しい人に欲しい移住情報が伝わるための発信チャンネルの充実 ◇文字や写真だけでなく、動画なども活用した情報発信の充実 ◇オンラインを効果的に活用した相談の実施や ICT 技術の進歩を十分に活用した「かゆいところに手が届く移住相談」を実施 ◇移住定住コーディネーター配置による移住希望者への情報提供
移住定住先としての知名度アップ	<ul style="list-style-type: none"> ◇空き家を求める移住希望者の需要に合わせ、空き家バンクの充実 ◇移住者受入協力求人企業の確保 ◇オンラインを活用した移住体験ツアーや空き家バンク情報の提供実施
若者の結婚支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇結婚希望者の活動を支援する結婚相談所の運営 ◇結婚を希望する若者を対象にした自己の魅力及びコミュニケーション能力の向上などを図れる講座等の提供 ◇結婚希望者が気軽に参加できる交流イベントなどの機会の提供

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
空き家バンク掲載物件登録件数の累計（件）	84（2019）	160
動画による移住情報コンテンツ登録数の累計（件）	0（2019）	120
オンライン相談会の相談件数の累計（件）	0（2019）	150
交流イベントなどでのカップル成立数の累計（組）	—	120

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	移住者の受入支援や理解に努め、受入れに対する地域の担い手となります 結婚支援に関する各種講座やイベントへの参加について、知人等への情報提供を積極的に行います
企業	移住者受入協力企業として、就労面での移住者の受け皿を担います 結婚支援に関する各種講座やイベントへの参加について、従業員等への情報提供を積極的に行います
活動団体	移住検討の際の就業相談や住居に関する相談など、移住者の受入れ支援の担い手となります 結婚支援に関する各種講座やイベントへの参加について、会員等への情報提供を積極的に行います

施策 39 ▶ 協働・市民参画の推進



施策の目指す姿

- 市民、活動団体、民間企業など地域で活動している様々な組織や個人が、行政と協力しながら主体的に地域の課題解決に取り組むまちを目指します。

【成果指標】

指標の種類	指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
市民取組指標	「区（自治会）の会議・行事・美化清掃・クラブ等の活動に参加している」人の割合（％）	37.6（2019）	50.0
市民取組指標	「市民として、さまざまな形で市政（須坂市のまちづくり）に参加している」人の割合（％）	16.2（2019）	25.0

◆現状と課題

- ☞ 防災面から地域コミュニティの重要性が叫ばれていますが、市民意識調査の結果を見ると地域コミュニティについては重要度が低下してしまっています。
- ☞ 「自分たちの暮らす地域は自分たちでつくる」という共助の意識醸成を図ることと、負担感の少ない区運営が図られるような支援体制や仕組みづくりが必要となっています。
- ☞ 地域コミュニティの中心となる区における役員のなり手不足が深刻化しています。
- ☞ 協働による事業は、市の各分野で実施されていますが、多様な活動主体の把握や一元化がされていない現状です。

◆施策の取組方針

- ☞ 地域の課題解決をより効果的かつ効率的に行うため、地域における「共助」の意識醸成を図ります。
- ☞ 「自助」、「共助」、「公助」による協働のまちづくりの推進を浸透させ、市民自らの主体的な行動を促します。
- ☞ 区役員のなり手不足など、区運営の困難さに対しては抜本的な見直し等も含め、解決に向けた相談・支援を行っていきます。
- ☞ 市から依頼する審議会などの各種委員等は選出方法を見直し、区役員の負担軽減を図ります。
- ☞ 市民との協働による事業や多様な活動主体に関する情報提供を積極的に行います。

◆主な取組内容

(1) 多様な活動主体の参画による地域社会づくり

市民課 / 生涯学習推進課及び全課

取組項目	具体的な内容
地域で活動している様々な組織や個人にかかる支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種団体等における活動の輪を広げることや、市民の活躍の場を確保するための周知啓発 ◇SNS等を通じた各所管による地域貢献事例等の情報発信
地域づくり活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域公民館を拠点とした各町の公民分館や、地域づくり推進委員会の地域づくり活動に対する支援 ◇人口の減少、高齢化等による担い手不足、活動の衰退など、地域が抱える課題の解決に向けた支援

(2) 地域コミュニティの活性化

市民課

取組項目	具体的な内容
区及び区長会活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇区長と市長との意見交換会等、様々な機会を通じた地域と行政の情報共有の促進 ◇地域コミュニティの活性化のための補助金交付や各種助成事業の申請支援 ◇審議会等各種委員の選出方法の見直し ◇配付文書の縮減や市へ提出する各種様式データの集約化による事務負担軽減
地域課題への取組みに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◇区の連携により地域課題に取り組む活動の周知啓発 ◇SNS等による情報発信と情報共有の推進

【プロセス指標】

指標名	現状値（年度）	目標値（2025年）
地域の課題解決に向けた様々な組織と行政による会議等の開催数（回/年）	—（2020）	15
SNS等を通じた各所管による地域貢献事例等の情報発信数（件/年）	0（2019）	50

◆共創のまちづくりに向けた各主体の役割

主体	期待される役割
市民	市政への関心を高めるとともに、自らが住みよい活力あるまちづくりに主体的に取り組めます
企業	地域活性化のため行動するとともに、より良い地域づくりのため、地域や社会の課題解決に取り組めます
活動団体	地域課題の発見と解決に向けて主体的に取り組めます

4. 国土強靱化地域計画

(1) 国土強靱化の概要

① 国土強靱化の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等を教訓にさまざまな対策を講じてきたものの、甚大な被害を受ける度に長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

これを避けるために、過去の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013年（平成25年）12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

これを受けて国では国土強靱化基本計画を閣議決定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

本市においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、強靱化計画を総合計画と一体的に策定し、各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

② 強靱化を推進する上での考え方

基本構想におけるまちの将来像『「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂』を強靱化する上での将来像とし、次に示す「国土強靱化基本計画」の4つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限に生かし、市の強靱化を推進します。

- ☞ 人命の保護が最大限図られること
- ☞ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ☞ 市民の財産及び公的施設に係る被害の最小化
- ☞ 迅速な復旧復興

③ 取組み推進上の留意点

強靱化計画は、市民や関係機関との協同により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組みを推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

(2) 国土強靱化にかかる基本目標

国及び長野県の「基本目標」と、国及び長野県が「起きてはならない最悪の事態」で設定した事前に備えるべき目標との調和を図りつつ、また、過去に発生した自然災害（地震、風水害）を教訓としながら須坂市の強靱化を推進するため、須坂市国土強靱化地域計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり国土強靱化にかかる「基本目標」を設定します。

【国土強靱化にかかる基本目標】

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 二次的な被害を発生させないこと
7. 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

この国土強靱化基本目標と、長野県強靱化計画に示されている想定するリスクのうち、本市の地域特性を考慮し、須坂市における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限 図られること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">命を守る</div>	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	河川の氾濫、土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 命を救う	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 行政・通信機能を確保する	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	市職員・施設等の被災により行政機能の大幅な低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 命をつなぐ	4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油・都市ガス・LPガス等のサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと 経済活動を維持する	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
6 二次的な被害を発生させないこと <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">二次的な被害を防止する</div>	6-1	河川の氾濫、土石流、地すべりなど土砂災害による二次的被害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次的災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所における環境の悪化
7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">復旧・復興する</div>	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開（※）等の遅れによる復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※道路啓開…大規模地震発災時などにおいて、道路を塞ぐがれきの処理や簡易な段差修繕などにより、救援ルートを開けること。

(3) 強靱化に向けた取組み

① 強靱化の推進に向けた分野の設定

取り組むべき施策については、本計画の目指すまちの姿を基本目標として、分野を設定します。

《設定する分野（目指すまちの姿の基本目標）》

- 1 多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち
- 2 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち
- 3 子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち
- 4 一人ひとりが学び、高め合うまち
- 5 安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち

- 6 活力と賑わいのある自立したまち
- 7 市民とともにつくる持続可能なまち

②各分野の強靱化に向けた取組み

本計画の各分野（目指すまちの姿の基本目標）における施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

強靱化の推進に向けた取組みについては、各施策のページに記載しています。

さまざまな取組みを通じて

- ☞ 被害をできる限り少なくすること
- ☞ 被害を受けた時、迅速に復旧復興すること

を目指します。

(4) 起きてはならない最悪の事態と 分業別施策との対応一覧表

基本目標	基本施策	施策	1 人命保護が最大限図られること					2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること							
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5			
			住宅の倒壊や住宅密集地の火災による死傷者の発生	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	河川のはん濫、土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備による避難の遅れによる死傷者の発生	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備による避難の遅れによる死傷者の発生	飲料水等の長期にわたる不足	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
1	多様性を認め合い、誰のまもりが活躍できるまち	1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり													
2	みんなで支えあい健やかに暮らせるまち	2 健康長寿のまちづくり	2 健康づくりの推進												
			3 地域医療支援体制の推進												
			4 生きがいづくりと介護予防の推進												
			5 高齢者福祉の充実												
		3 みんなで支えあう福祉のまちづくり	6 地域福祉の推進												
			7 障がい者福祉の充実												
			8 生活困窮者への支援												
			9 切れ目のない子育て支援の充実												
3	子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	4 安心して子育てができるまちづくり													
		5 次代を担う人材を育むまちづくり													
		10 特色ある教育の推進													
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	6 主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	12 多様な生涯学習の推進												
			13 文化・芸術・交流活動の推進と継承												
		7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	14 スポーツ活動の充実												
			15 防災体制の充実												
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	16 消防・救急体制の充実												
			17 交通安全対策の推進												
			18 消費生活の安全確保と意識向上												
			19 地域安全活動の推進												
			20 土地の有効利用の促進												
		9 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	21 安定的な上下水道の運営												
			22 道路整備や治水対策の推進												
			23 安心して快適な住環境の促進												
			24 公共交通の確保												
			25 自然環境の保全												
10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	26 須坂らしい景観づくりの推進														
	27 循環型社会の推進と地球温暖化対策														
	28 農業の活性化														
6	活力と賑わいのある自立したまち	11 多様な産業の活力あふれるまちづくり	29 森林の保全・活用												
			30 強みを活かした新産業の創出												
			31 雇用機会の充実と産業人材の育成												
		12 交流と賑わいのあるまちづくり	32 商業の活性化												
			33 地域資源を活かした観光の振興												
			34 特色を生かした地域振興の推進												
7	市民とともにつくる持続可能なまち	13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり	35 広聴・広報の充実												
			36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進												
			37 長期的展望に立った財政運営												
		14 活力にみちた共創のまちづくり	38 移住定住の促進及び若者の結婚支援												
			39 協働・市民参画の推進												

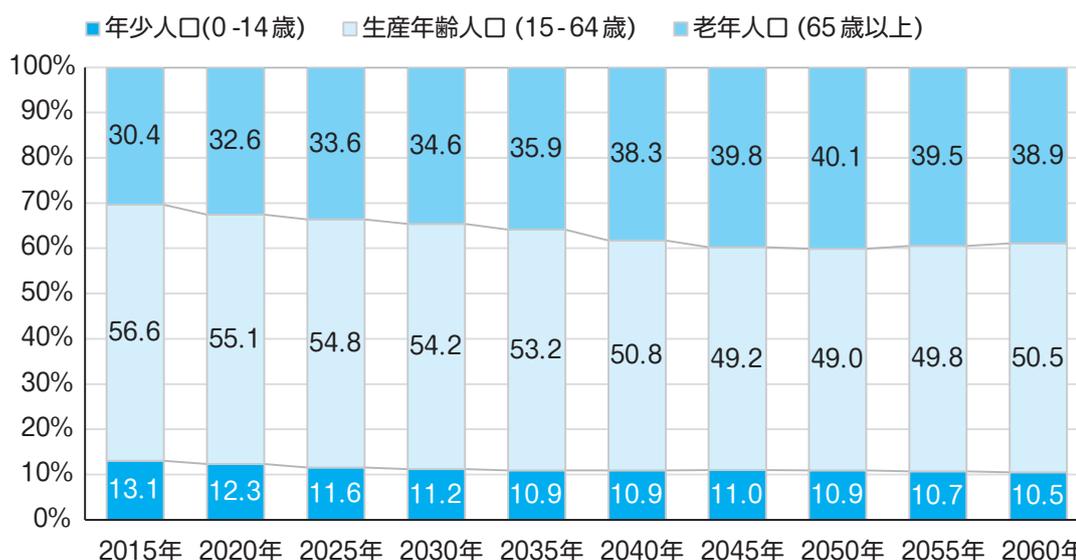


資料編

1. 須坂市人口の将来展望（人口ビジョン）

(1) 年齢3区分の人口と構成比の推移

本市の総人口を年齢3区分別にみると、2015年時点で年少人口（0-14歳）は6,622人、生産年齢人口（15-64歳）は28,702人、老年人口（65歳以上）は15,401人です。年齢区分別の構成比は2015年時点で生産年齢人口は56.6%ですが、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によれば、2050年にかけて減少が続きます。一方、老年人口割合は2050年には2015年よりも10%程度増えることが予想されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(単位：人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	50,725	48,862	46,789	44,571	42,294	39,981	37,723	35,490	33,208	30,881
年少人口 (0-14歳)	6,622	6,034	5,421	4,983	4,614	4,367	4,141	3,866	3,559	3,253
生産年齢人口 (15-64歳)	28,702	26,919	25,637	24,154	22,501	20,300	18,573	17,401	16,540	15,605
老年人口 (65歳以上)	15,401	15,909	15,732	15,433	15,179	15,315	15,008	14,223	13,109	12,023

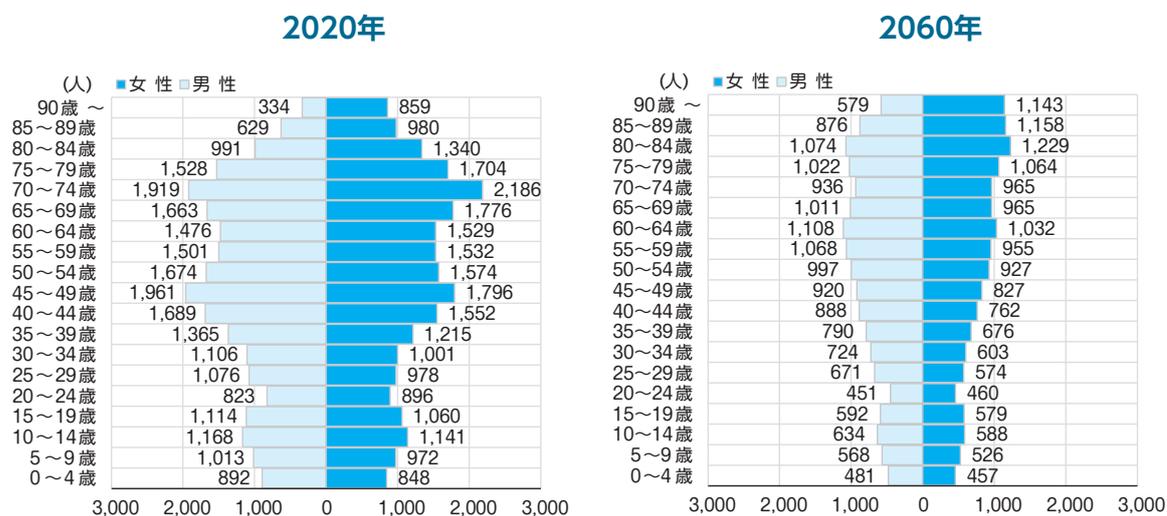
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※人口推計は年齢5歳階級別に行い、算出された数値について、小数点以下を四捨五入していることから、年齢3区分の人口合計が総人口に合致しない場合があります。(構成比についても、年齢3区分ごとに算出された割合(%)について小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)

1. 須坂市人口の将来展望（人口ビジョン）

(2) 人口ピラミッド

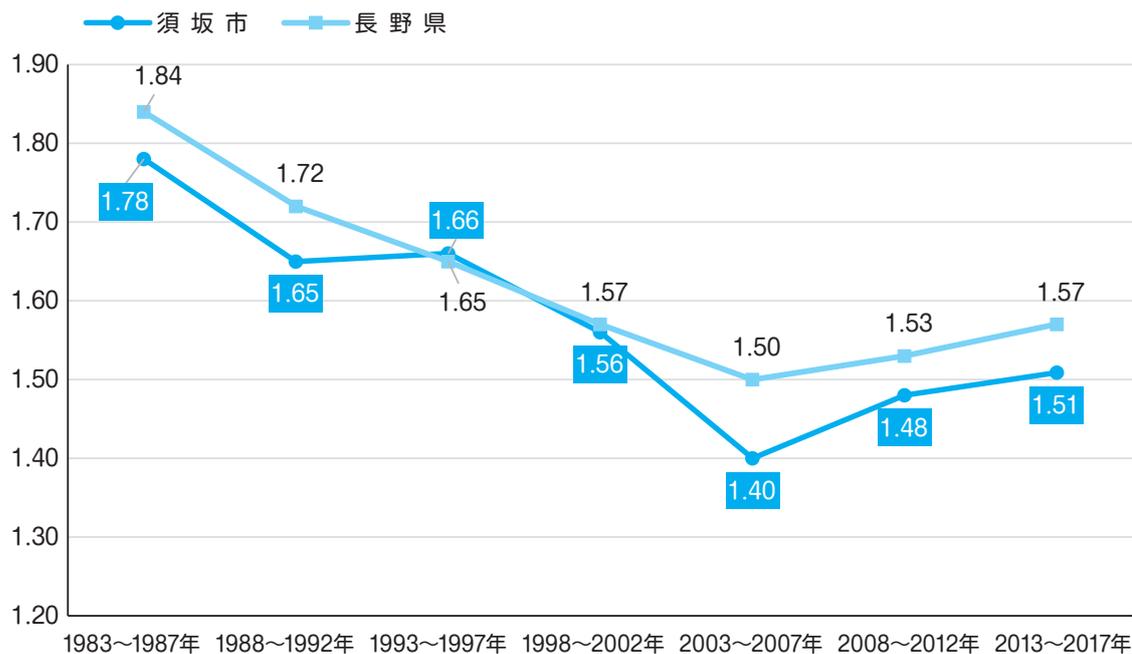
本市の2020年の人口ピラミッドは、65～74歳の第1次ベビーブーム世代、40～49歳の第2次ベビーブーム世代において大きく膨らんでおり、「ひょうたん型」になっています。社人研推計のとおり人口減少が進行すると、2060年の人口ピラミッドは2020年に比べて全体的な人口のボリュームが縮小するとともに、年齢が上がるほど幅が広がる「逆三角形型」の構造になると予想されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は低下傾向が続いていましたが、2003～2007年以降上昇に転じています。長野県平均と比べると、低い水準で推移しています。

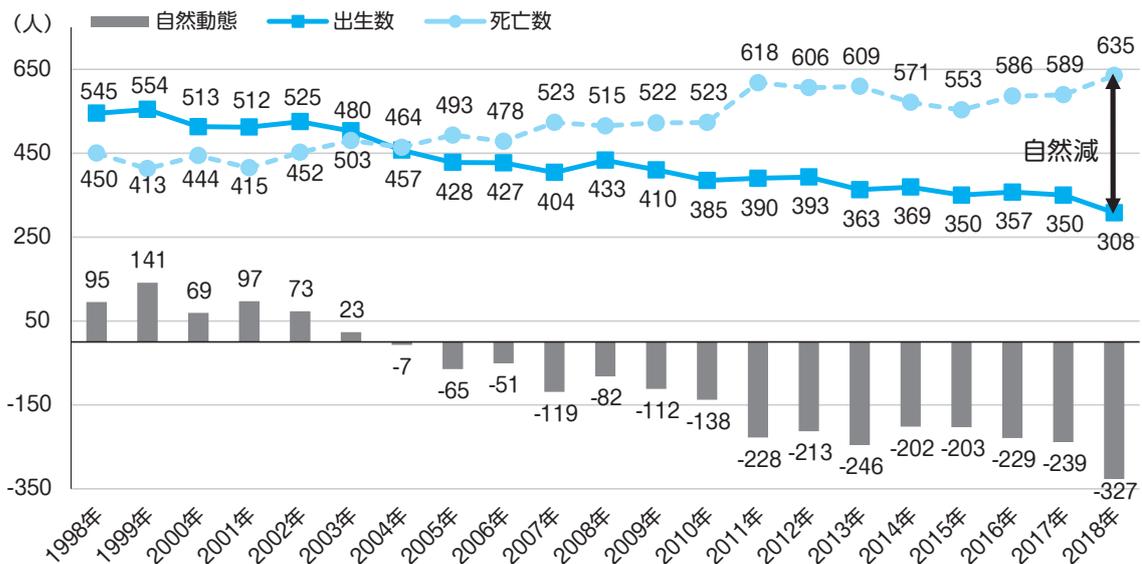


出典：2017年まで 厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」によるベイズ推定値

(4) 自然増減と社会増減の推移

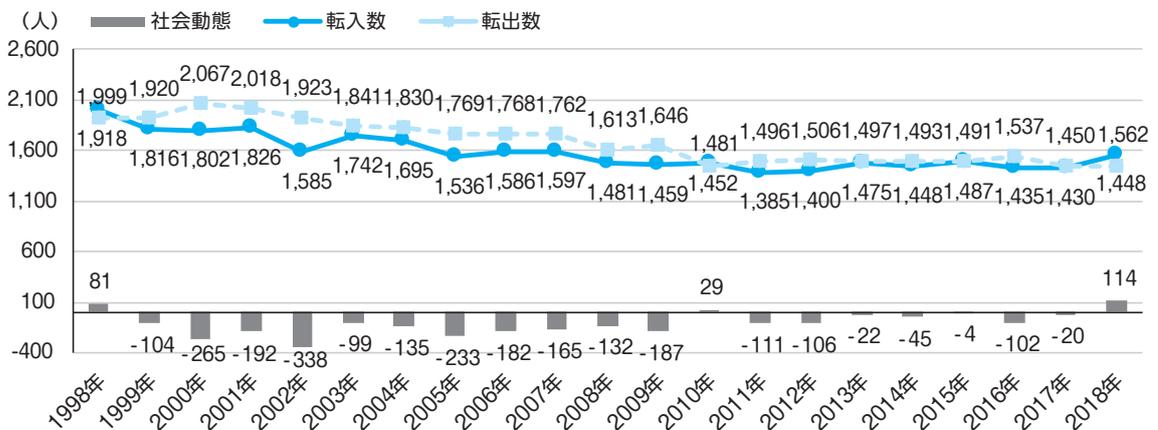
自然動態をみると、2004年以降死亡数が出生数を上回り、自然減の傾向が続いています。一方、社会動態をみると、概ねどの年も転出数が転入数を上回り、社会減の傾向となっていますが、2010年以降は社会減の幅が小さくなり、転出・転入がほぼ均衡して推移しています。

自然動態の推移（再掲）



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

社会動態の推移（再掲）

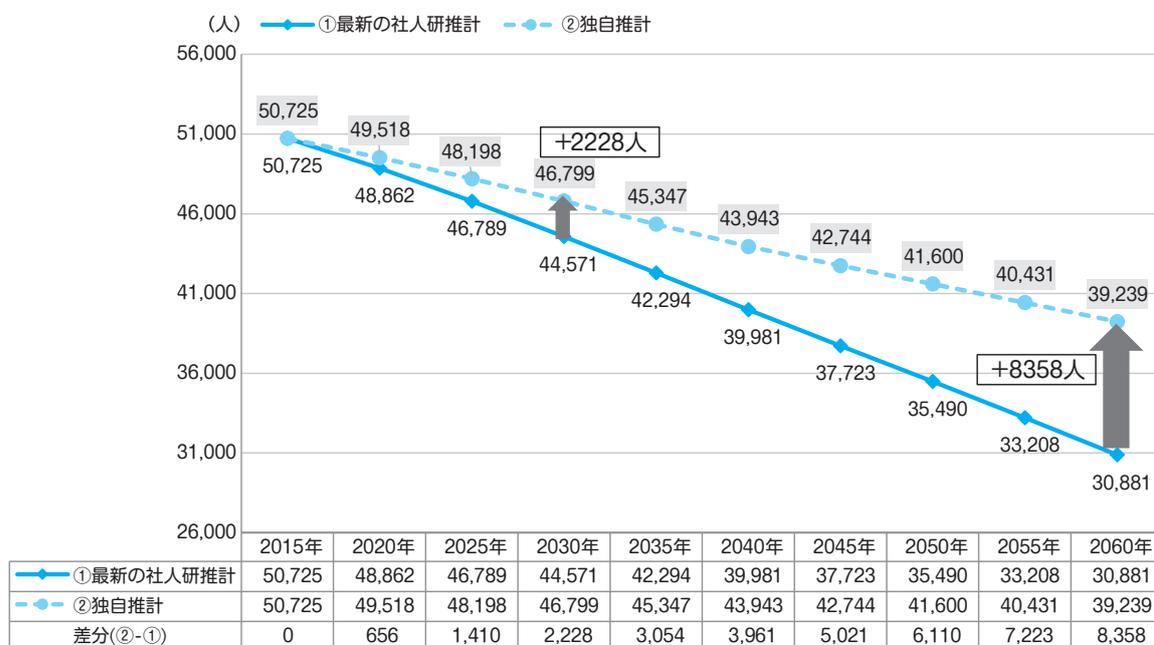


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

1. 須坂市人口の将来展望（人口ビジョン）

(5) 将来人口の独自推計

社人研推計では、2015年の総人口50,725人が、2060年には30,881人まで減少するとされています。本市では出生率と純移動率の仮定値を下表の通りの条件で独自に設定し、2030年に46,799人（社人研推計より2,228人増）と推計し、それに基づいて2030年の目標人口を46,800人に設定しました。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

推計パターン	仮定値の設定条件	
社人研ベース	出生率	2015年の全国の子ども女性比と各自治体の子ども女性比との比をとり、その比が2020年以降2045年まで一定として、市町村ごとに設定 ※社人研の推計期間は2045年までであり、以降は2065年まで同程度で推移すると仮定
	純移動率	2010年～2015年の純移動率を基準とし、これが2020年→2025年にかけて定率(2025年までに1/2)で縮小、2025年以降は縮小された値が一定で推移 ※社人研の推計期間は2045年までであり、以降は2065年まで同程度で推移すると仮定
本市独自推計	出生率	社人研の2015年人口推計を基準として、合計特殊出生率が2040年にかけて人口置換水準の2.07に上昇し、その後は均衡して推移すると仮定
	純移動率	純移動率が2015年の後は均衡(±ゼロで推移)し、加えて子育てで世帯を中心に移住政策などを強化することにより5年ごとに100人の社会増が起ると仮定 ※「5年ごとに100人の社会増」の仮定の内訳 5～9歳:10人、10～14歳:10人、25～29歳:20人、30～34歳:20人、35～39歳:20人、40～44歳:20人。なお男女比は各年代で1対1としている。

(6) 人口の将来展望を踏まえた課題の整理

■社会を支える現役世代の確保

社人研推計が示すように、このままの水準で人口減少が進めば、2060年には現在人口の6割の3万人程度にまで人口規模が縮小してしまいます。加えて、老年人口が多く、生産年齢人口が少ないという逆三角形型の人口構造になることが予想され、社会を支える担い手となる現役世代の確保が重要課題といえます。

■社会増による人口の維持

人口構造を踏まえると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向は続くことが予想されるため、転出者を転入者が上回ることによる社会増を目指すことで、人口減少を最小限に抑え、人口を維持していく必要があります。

■移住定住の促進及び若者の結婚支援による出生数の増加

長年減少傾向が続いていた合計特殊出生率は回復の兆しが見えています。本市の移住政策は成果があがっていることから、引き続き若者世代・子育て世代を重点とした移住促進により新しい人の流れを創り、出生数の増加につなげていくことが重要です。

■若者世代・子育て世代に選ばれる魅力あるまちづくり

そのためには、若い世代や子育て世代にとって、豊かで安定した暮らしができ、住みやすく魅力あるまちとして本市が選ばれる必要があります。活力ある産業の振興と雇用確保、結婚・出産・子育て支援などの充実が求められます。

2. 「市民総合意識調査」の主な結果（抜粋）

【調査の目的】

第六次須坂市総合計画基本構想および前期基本計画の策定に向けて、過去10年間の須坂市の取り組みを振り返るとともに、これから10年先を見据えた「目指すべき将来都市像」や重視すべき政策・施策、市民協働の可能性を把握することを目的に実施しました。

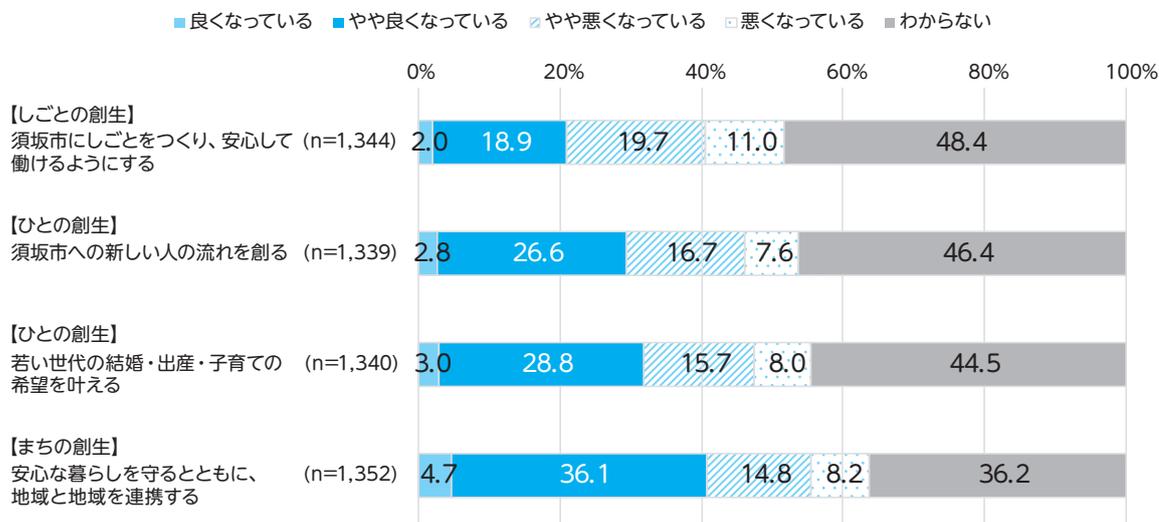
【調査概要】

- ・調査対象者 : 須坂市内に住む18歳以上の男女 3,000人
- ・抽出方法 : 住民基本台帳からの無作為抽出
- ・調査方法 : 郵送調査
- ・調査期間 : 2019年7月11日～8月9日
- ・有効回答者数 : 1,400人（回答率 46.7%）

※パーセント数字は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問は、回答数を有効回答者数で除した割合を示しているため、割合の合計が100%を超えています。

(1) 重点プロジェクト（総合戦略の基本目標）の評価

- ☞ 4つの重点プロジェクトのうち、市民が「良くなっている」（良くなっている＋やや良くなっている）と感じている比率が最も高いのが「安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」（まちの創生）です。反対に、最も低い重点プロジェクトが「須坂市にしごとをつくり、安心して働けるようにする」（しごとの創生）です。
- ☞ 「ひとの創生」のうち、「須坂市への新しい人の流れを創る」の重点プロジェクトでは、市民の実感としては「良くなっている」と感じる人は約3割にとどまり、半数近くが「わからない」となっており、移住施策の成果に関する市民への情報提供が必要といえます。
- ☞ 「ひとの創生」にかかるもう一つの重点プロジェクト「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」は、3割を超える市民が評価しています。



(2) 総合計画基本目標・施策の評価

基本目標・施策ごとに満足度・重要度を整理したものです。基本目標の単位では、「③豊かな自然あふれる地域環境を守り、安心して安全に暮らせるまちづくり」が満足度・重要度ともに最も高くなっています。本市が誇る豊かな自然環境や安心安全な暮らしをこれからも守っていくことが求められているといえます。

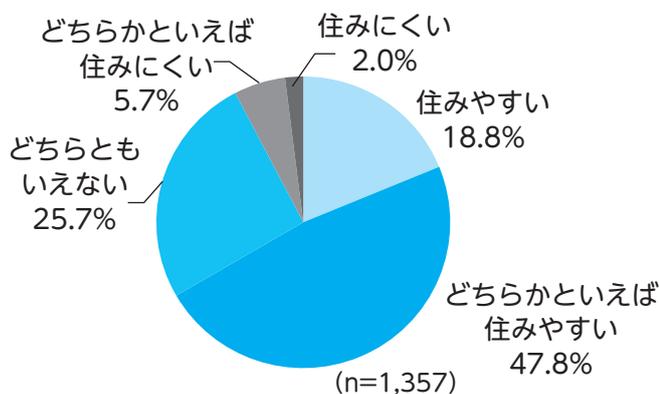
一方、「⑤みんなの活力があふれるまちづくり」の満足度は他の基本目標に比べて低く、産業の活性化や雇用機会の充実が課題となっています。

基本目標	満足度 (%)	重要度 (%)	No	施策	満足度 (%)	重要度 (%)
①みんなが助け合い、健康に暮らせるまちづくり	33.8	70.8	1	健康づくりの充実	60.3	73.0
			2	地域医療を支える体制づくり	47.9	79.9
			3	みんなで助け合う福祉の充実	28.1	60.4
			4	高齢者福祉の充実	29.6	76.1
			5	障がい者福祉の充実	20.5	67.9
			6	生活困窮者への支援	13.5	58.1
②子どもたちが未来に夢をもてるまちづくり	29.8	68.0	7	特色ある魅力的な学校づくりの推進	31.6	64.5
			8	児童・青少年健全育成の推進	28.8	64.8
			9	子育て環境の充実	28.6	71.5
③豊かな自然あふれる地域環境を守り、安心して安全に暮らせるまちづくり	36.9	74.5	10	自然環境の保全	41.2	63.0
			11	環境を守る活動の推進	34.0	65.7
			12	循環型社会の形成と環境衛生施設の適切な管理	43.6	70.5
			13	防災体制の充実	35.1	75.7
			14	消防・救急体制の充実	48.2	78.2
			15	交通安全対策の推進	26.3	78.4
			16	地域安全対策の推進	34.0	72.5
			17	消費生活の安全	41.6	70.1
④多様な文化を学び育て、交流する創造的なまちづくり	32.0	44.0	18	生涯学習の機会充実	34.2	43.6
			19	生涯学習・文化芸術・歴史を大切にしたまちづくりの推進	33.9	43.2
			20	スポーツ活動の充実	32.9	46.8
⑤みんなの活力があふれるまちづくり	11.5	61.6	21	農業の活性化	33.4	63.1
			22	森林の多面的機能の維持保全と共生	18.6	54.4
			23	既存産業の高度化・高付加価値化の促進	13.3	52.4
			24	新産業創出・企業誘致の推進	11.2	57.5
			25	商業の活性化	19.9	67.4
			26	観光産業の振興	12.4	55.3
			27	観光資源の活用	21.4	53.8
			28	雇用機会の充実と産業人材の育成	8.9	61.8
			29	労働環境の整備と勤労者福祉の増進	10.9	60.7
⑥みんなが快適に生活できるまちづくり	24.8	67.7	30	土地の有効利用の推進	9.0	63.5
			31	良好な景観要素の保全と育成の推進	39.8	55.0
			32	水環境の保全と水道水の安定的な供給	63.9	77.1
			33	橋や道路整備の推進	26.6	71.3
			34	安心して快適な住環境の推進	23.4	61.8
⑦みんなが主役のまちづくり	17.8	48.6	35	公共交通の確保	18.5	66.7
			36	人権が尊重される社会の実現	26.6	52.7
			37	男女共同参画社会の実現	22.4	50.7
			38	多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進	20.8	42.3
			39	特色をいかした地域振興の推進	24.0	51.5
			40	情報発信、広聴・広報の充実	42.0	53.7
			41	ICTによる利便性の向上と効率的なシステム運用	13.3	40.0
			42	地域コミュニティの活性化	30.7	44.5
			43	地域資源をいかした移住定住の促進	13.6	42.1
			44	市民と共に歩む、信頼され活気ある組織・体制づくり	19.6	49.1
			45	長期的展望に立った財政運営	14.2	54.0

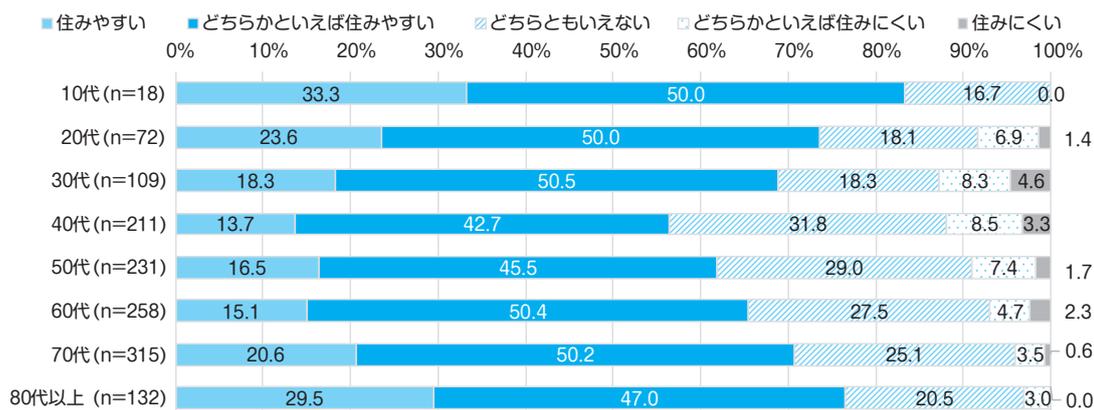
(3) まちの評価

ア. 住みやすさ（再掲）

「住みやすい」と評価する人は市民全体で66.6%と高い比率となっています。年代別にみると、10～20代の若い世代や70代以上の高齢世代で特に住みやすいという評価が高くなっています。一方、30～40代の子育て世代や働き盛り世代で「住みにくい」の回答割合がやや高くなっています。

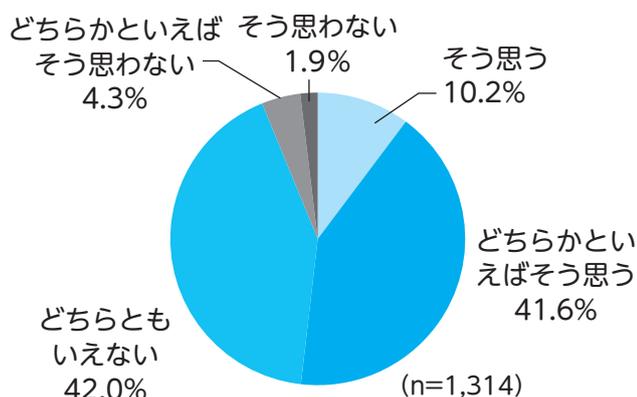


[年代別]

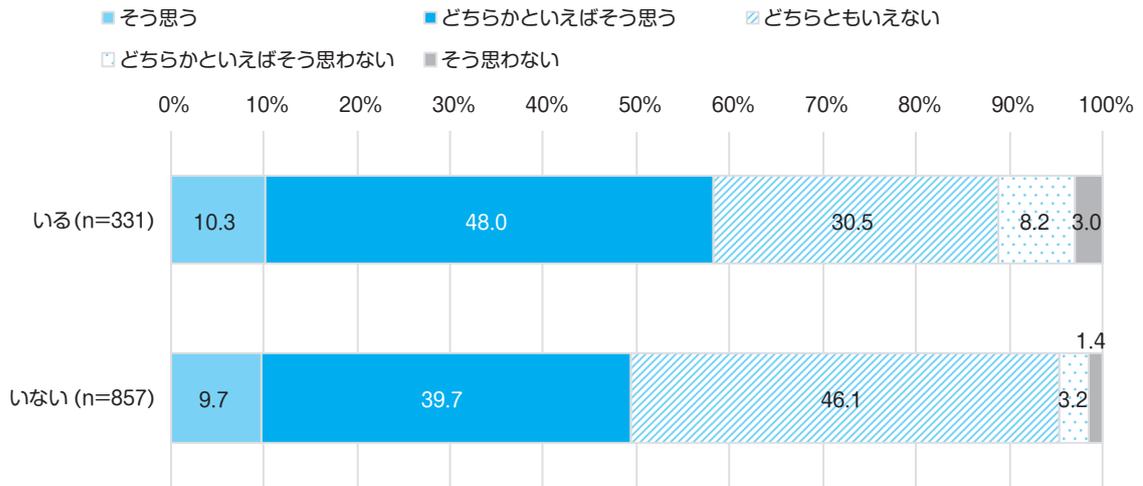


イ. 子育てのしやすさ

市民全体では「子育てしやすいまち」と評価する人は51.8%です。18歳未満の子どもがいる家庭ではいない家庭よりも高く評価されています。

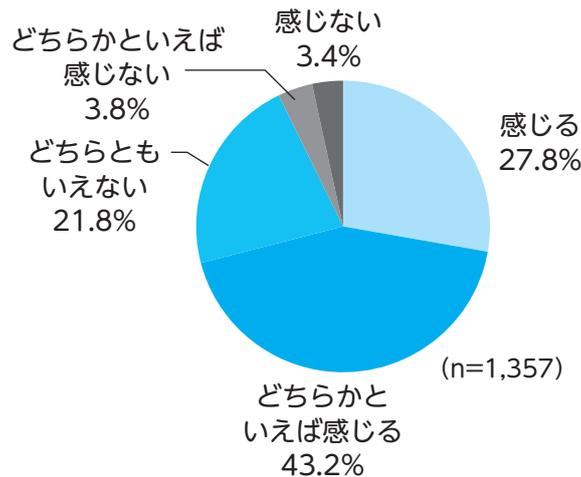


[18歳未満の子どもの有無別]

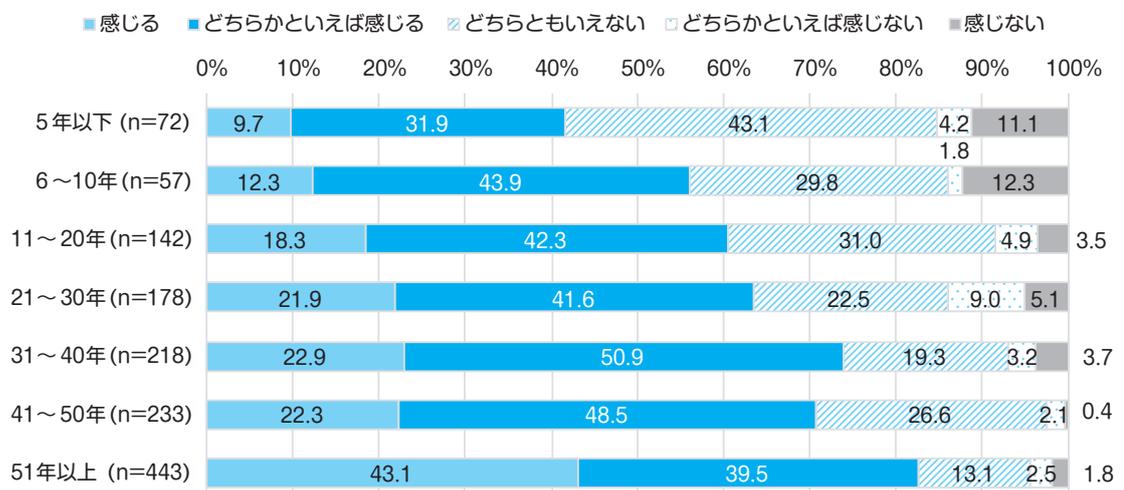


ウ. まちへの愛着度 (再掲)

市民全体の71.0%が「須坂市に愛着を感じる」としており、愛着度は高くなっています。居住年数が長くなるほど愛着度が増す傾向があります。

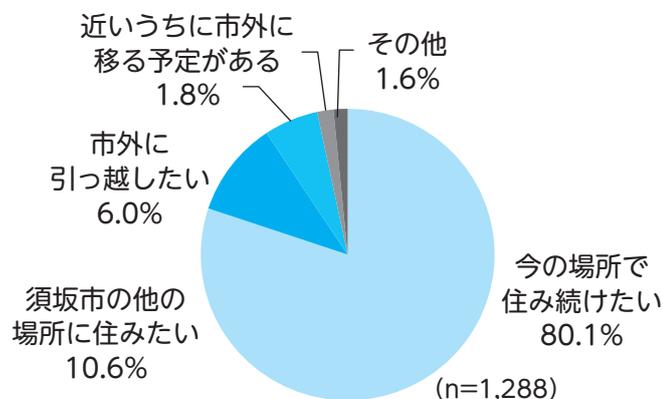


[居住年数別]

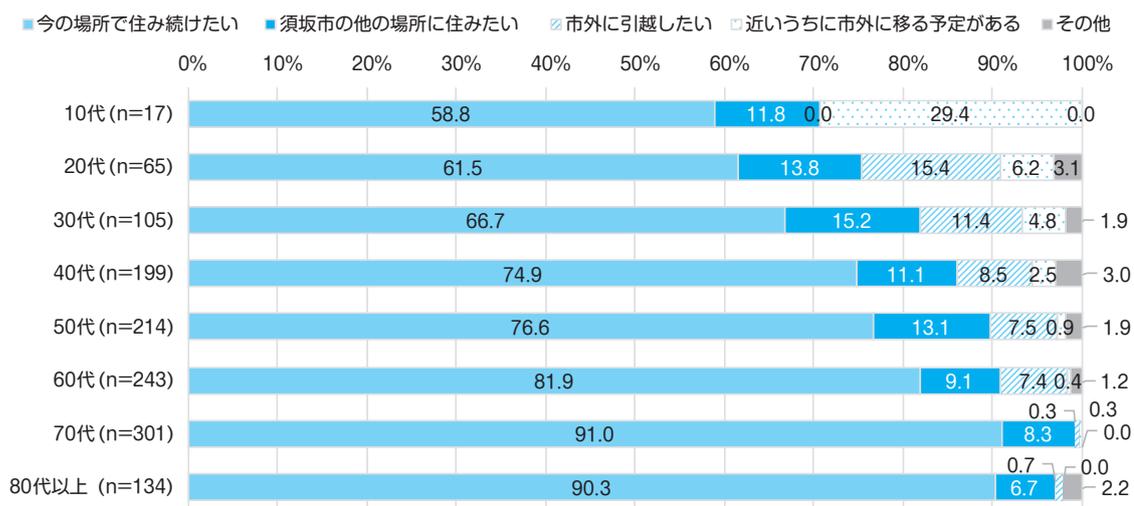


エ. 継続居住の意向（再掲）

市民全体の90.7%が市内に「住み続けたい」としており、強い定住志向がみられます。年代が上がるほど継続居住の意向が強くなり、若年層の定住促進が課題といえます。

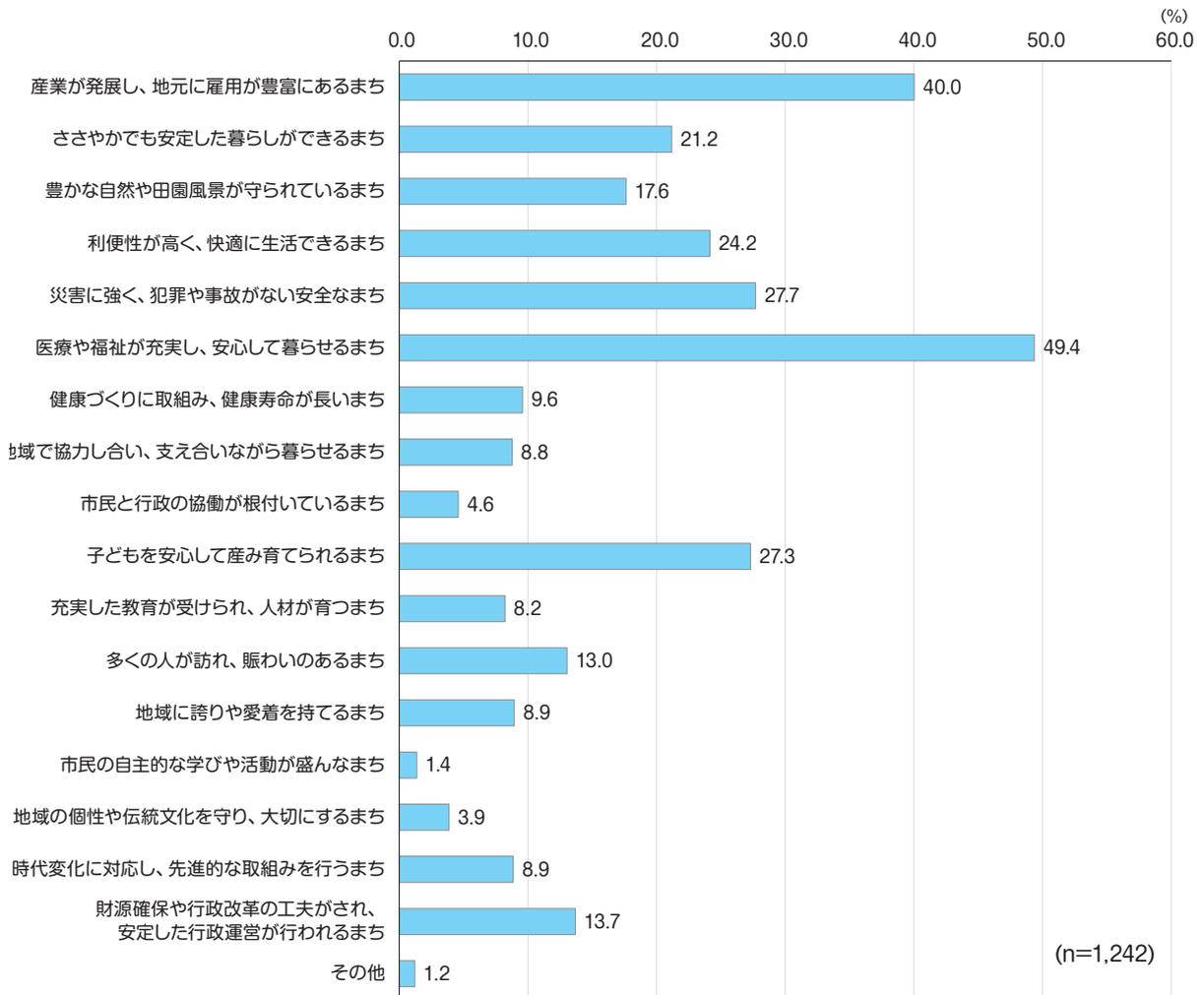


〔年代別〕



(4) まちの将来像について

これからの10年間でどのようなまちになってほしいかを聞いたところ、「医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまち」「産業が発展し、地元で雇用が豊富にあるまち」を望む人が4割以上となっています。ついで、「災害に強く犯罪や事故がない安全なまち」「子どもを安心して産み育てられるまち」「利便性が高く、快適に生活できるまち」「ささやかでも安定した暮らしができるまち」がそれぞれ2割台となっています。



3. 「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点戦略と総合計画における各施策との対応表

基本目標	基本施策	施策	重点戦略1	重点戦略2	重点戦略3	重点戦略4		
			稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	須坂市への新しい人の流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる		
1	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1 一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	1 人権尊重・共生社会の実現			●		
2	みんなで支えあい健康やかに暮らせるまち	2 健康長寿のまちづくり	2 健康づくりの推進				●	
			3 地域医療支援体制の推進					
			4 生きがいづくりと介護予防の推進					
			5 高齢者福祉の充実					
		3 みんなで支えあう福祉のまちづくり	6 地域福祉の推進					●
			7 障がい者福祉の充実					
			8 生活困窮者への支援					
			9 切れ目のない子育て支援の充実			●		
3	子どもの個性と力かのびのび育つ教育のまち	4 安心して子育てができるまちづくり	10 特色ある教育の推進		●			
		5 次代を担う人材を育むまちづくり	11 児童・青少年健全育成の推進		●			
			12 多様な生涯学習の推進				●	
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	6 主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承					
			14 スポーツ活動の充実					
		7 文化・芸術・スポーツ活動に熱心なまちづくり	15 防災体制の充実				●	
			16 消防・救急体制の充実				●	
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	8 安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	17 交通安全対策の推進					
			18 消費生活の安全確保と意識向上					
			19 地域安全活動の推進				●	
			20 土地の有効利用の促進				●	
			21 安定的な上下水道の運営					
		9 快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	22 道路整備や治水対策の推進					
			23 安心で快適な住環境の促進					
			24 公共交通の確保					
			25 自然環境の保全					
		10 豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	26 須坂らしい景観づくりの推進					
			27 循環型社会の推進と地球温暖化対策					
			28 農業の活性化	●				
6	活力と賑わいのある自立したまち	11 多様な産業の活力あふれるまちづくり	29 森林の保全・活用					
			30 強みを活かした新産業の創出	●				
			31 雇用機会の充実と産業人材の育成	●				
			32 商業の活性化	●				
		12 交流と賑わいのあるまちづくり	33 地域資源を活かした観光の振興		●			
			34 特色を生かした地域振興の推進		●			
			35 広聴・広報の充実					
7	市民とともにつくる持続可能なまち	13 未来志向型の行政経営を行うまちづくり	36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進					
			37 長期的展望に立った財政運営					
			38 移住定住の促進及び若者の結婚支援		●	●		
		14 活力にみちた共創のまちづくり	39 協働・市民参画の推進					

4. 総合計画前期基本計画施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体が2030年までに目指すべき方向性と同様であり、SDGsの7つの目標を十分意識しながら総合計画における各施策を推進することでSDGsの目標達成に貢献することができます。

基本目標		基本施策		施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	
基本目標		基本施策		施策		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	
1	多様性を認め合い、誰もが活躍できるまち	1	一人ひとりが大切にされ活躍できるまちづくり	1	人権尊重・共生社会の実現	●			●	●	
2	みんなで支えあい健やかに暮らせるまち	2	健康長寿のまちづくり	2	健康づくりの推進		●	●			
				3	地域医療支援体制の推進			●			
				4	生きがいづくりと介護予防の推進			●	●		
				5	高齢者福祉の充実			●			
		3	みんなで支えあう福祉のまちづくり	6	地域福祉の推進	●		●			
				7	障がい福祉の充実	●		●	●		
				8	生活困窮者への支援	●	●	●	●		
				9	切れ目のない子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
3	子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち	4	安心して子育てができるまちづくり	10	特色ある教育の推進	●		●	●		
		5	次代を担う人材を育むまちづくり	11	児童・青少年健全育成の推進			●	●		
4	一人ひとりが学び、高め合うまち	6	主体的に学び合い、学びを生かすことができるまちづくり	12	多様な生涯学習の推進				●		
				13	文化・芸術・交流活動の推進と継承				●		
				14	スポーツ活動の充実			●	●		
				15	防災体制の充実	●				●	
5	安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち	8	安全・安心で心穏やかに暮らせるまちづくり	16	消防・救急体制の充実	●					
				17	交通安全対策の推進			●			
				18	消費生活の安全確保と意識向上	●		●			
				19	地域安全活動の推進						
				20	土地の有効利用の促進						
		9	快適で便利な都市基盤のあるまちづくり	21	安定的な上下水道の運営				●		
				22	道路整備や治水対策の推進				●		
				23	安心で快適な住環境の促進						
				24	公共交通の確保				●		
				25	自然環境の保全				●		
10	豊かな自然と調和する個性あるまちづくり	26	須坂らしい景観づくりの推進								
		27	循環型社会の推進と地球温暖化対策				●				
		28	農業の活性化		●						
6	活力と賑わいのある自立したまち	11	多様な産業の活力あふれるまちづくり	29	森林の保全・活用						
				30	強みを活かした新産業の創出						
				31	雇用機会の充実と産業人材の育成						
		12	交流と賑わいのあるまちづくり	32	商業の活性化					●	
				33	地域資源を活かした観光の振興						
				34	特色を生かした地域振興の推進						
				35	広聴・広報の充実						
7	市民とともにつくる持続可能なまち	13	未来志向型の行政経営を行うまちづくり	36	ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進					●	
				37	長期的展望に立った財政運営						
		14	活力にみちた共創のまちづくり	38	移住定住の促進及び若者の結婚支援						
				39	協働・市民参画の推進						

5. SDGs の17の目標及び169個のターゲットと総合計画における施策との関係（「ターゲット内容」は総務省仮訳を利用）

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
 <p>ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>			
1	1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進
2	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進
3	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進
4	1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 18 消費生活の安全確保と意識向上
5	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	15 防災体制の充実 16 消防・救急体制の充実
6	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	—
7	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進
 <p>ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>			
8	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2 健康づくりの推進 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実
9	2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	2 健康づくりの推進 9 切れ目のない子育て支援の充実
10	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	28 農業の活性化
11	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	28 農業の活性化
12	2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
13	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	—
14	2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	—
15	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	—
 ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			
16	3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
17	3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
18	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
19	3.4	2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進 4 生きがいづくりと介護予防の推進 5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 14 スポーツ活動の充実
20	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進
21	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	10 特色ある教育の推進 17 交通安全対策の推進 22 道路整備や治水対策の推進 24 公共交通の確保
22	3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
23	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進
24	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	2 健康づくりの推進 3 地域医療支援体制の推進 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
25	3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	2 健康づくりの推進 11 児童・青少年健全育成の推進
26	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾病のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	2 健康づくりの推進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
27	3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	—
28	3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	2 健康づくりの推進 10 特色ある教育の推進 18 消費生活の安全確保と意識向上
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 4 質の高い教育を みんなに </div> <div> ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する </div> </div>			
29	4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	10 特色ある教育の推進
30	4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	9 切れ目のない子育て支援の充実
31	4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	1 人権尊重・共生社会の実現 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
32	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
33	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障がい者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	1 人権尊重・共生社会の実現 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
34	4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	10 特色ある教育の推進
35	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	1 人権尊重・共生社会の実現 4 生きがいづくりと介護予防の推進 10 特色ある教育の推進 12 多様な生涯学習の推進 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 14 スポーツ活動の充実
36	4.a	子供、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 12 多様な生涯学習の推進
37	4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	—
38	4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	—
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 5 ジェンダー平等を 実現しよう </div> <div> ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う </div> </div>			
39	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進 15 防災体制の充実
40	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	1 人権尊重・共生社会の実現 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
41	5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	—
42	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	1 人権尊重・共生社会の実現
43	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	1 人権尊重・共生社会の実現 15 防災体制の充実
44	5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	—
45	5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	—
46	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	1 人権尊重・共生社会の実現 36 ICTによる利便性の向上と業務効率化の促進
47	5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進
 ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する			
48	6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	21 安定的な上下水道の運営
49	6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	21 安定的な上下水道の運営 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
50	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
51	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	—
52	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	—
53	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用
54	6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
55	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
 ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する			
56	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	—
57	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
58	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
59	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
60	7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	—
 ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する			
61	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	—
62	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	30 強みを活かした新産業の創出
63	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	30 強みを活かした新産業の創出
64	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
65	8.5	2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	1 人権尊重・共生社会の実現 4 生きがいづくりと介護予防の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進
66	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	7 障がい者福祉の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年の健全育成の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
67	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	—
68	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	1 人権尊重・共生社会の実現 10 特色ある教育の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成
69	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 32 商業の活性化 33 地域資源を活かした観光の振興 34 特色を生かした地域振興の推進
70	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	—
71	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	—
72	8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	—
 ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			
73	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	15 防災体制の充実 17 交通安全対策の推進 20 土地の有効利用の促進 21 安定的な上下水道の運営 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 24 公共交通の確保 36 ICT等による利便性の向上と業務効率化の促進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
74	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	30 強みを活かした新産業の創出 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 32 商業の活性化 34 特色を生かした地域振興の推進
75	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	—
76	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	22 道路整備や治水対策の推進 24 公共交通の確保 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
77	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	—
78	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。	—
79	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	—
80	9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	—
 ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する			
81	10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	—
82	10.2	2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	1 人権尊重・共生社会の実現 4 生きがいづくりと介護予防の推進 5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 10 特色ある教育の推進 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 14 スポーツ活動の充実 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援 39 協働・市民参画の推進
83	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	1 人権尊重・共生社会の実現 5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 10 特色ある教育の推進 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援
84	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	1 人権尊重・共生社会の実現 3 地域医療支援体制の推進 5 高齢者福祉の充実 7 障がい者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 31 雇用機会の充実と産業人材の育成 37 長期的展望に立った財政運営
85	10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
86	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	—
87	10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	—
88	10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	—
89	10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	—
90	10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。	—
 ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する			
91	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	5 高齢者福祉の充実 23 安心で快適な住環境の促進
92	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	17 交通安全対策の推進 24 公共交通の確保
93	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	20 土地の有効利用の促進 21 安定的な上下水道の運営 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 24 須坂らしい景観づくりの推進
94	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 33 地域資源を活かした観光の振興
95	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	15 防災体制の充実 16 消防・救済体制の充実 21 安定的な上下水道の運営 23 安心で快適な住環境の促進
96	11.6	2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
97	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 12 多様な生涯学習の推進 13 文化・芸術・交流活動の推進と継承 14 スポーツ活動の充実 15 防災体制の充実 19 地域安全活動の推進 20 土地の有効利用の促進 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 24 公共交通の確保 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用 39 協働・市民参画の推進"

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
98	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	20 土地の有効利用の促進 22 道路整備や治水対策の推進 24 公共交通の確保 28 農業の活性化 29 森林の保全・活用 30 強みを活かした新産業の創出 32 商業の活性化 33 地域資源を活かした観光の振興 34 特色を生かした地域振興の推進 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援
99	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	15 防災体制の充実 16 消防・救急体制の充実 22 道路整備や治水対策の推進 23 安心で快適な住環境の促進 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
100	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。	—
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 12 つくる責任 つかう責任 </div> <div> <h2 style="margin: 0;">ゴール12</h2> <h3 style="margin: 0;">持続可能な生産消費形態を確保する</h3> </div> </div>			
101	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	—
102	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
103	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	18 消費生活の安全確保と意識向上 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 28 農業の活性化
104	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	18 消費生活の安全確保と意識向上 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
105	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	18 消費生活の安全確保と意識向上 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
106	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	—
107	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	37 長期的展望に立った財政運営
108	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	10 特色ある教育の推進 18 消費生活の安全確保と意識向上 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用 32 商業の活性化 33 地域資源を活かした観光の振興 34 特色を生かした地域振興の推進 38 移住定住の促進及び若者の結婚支援
109	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	—
110	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	—

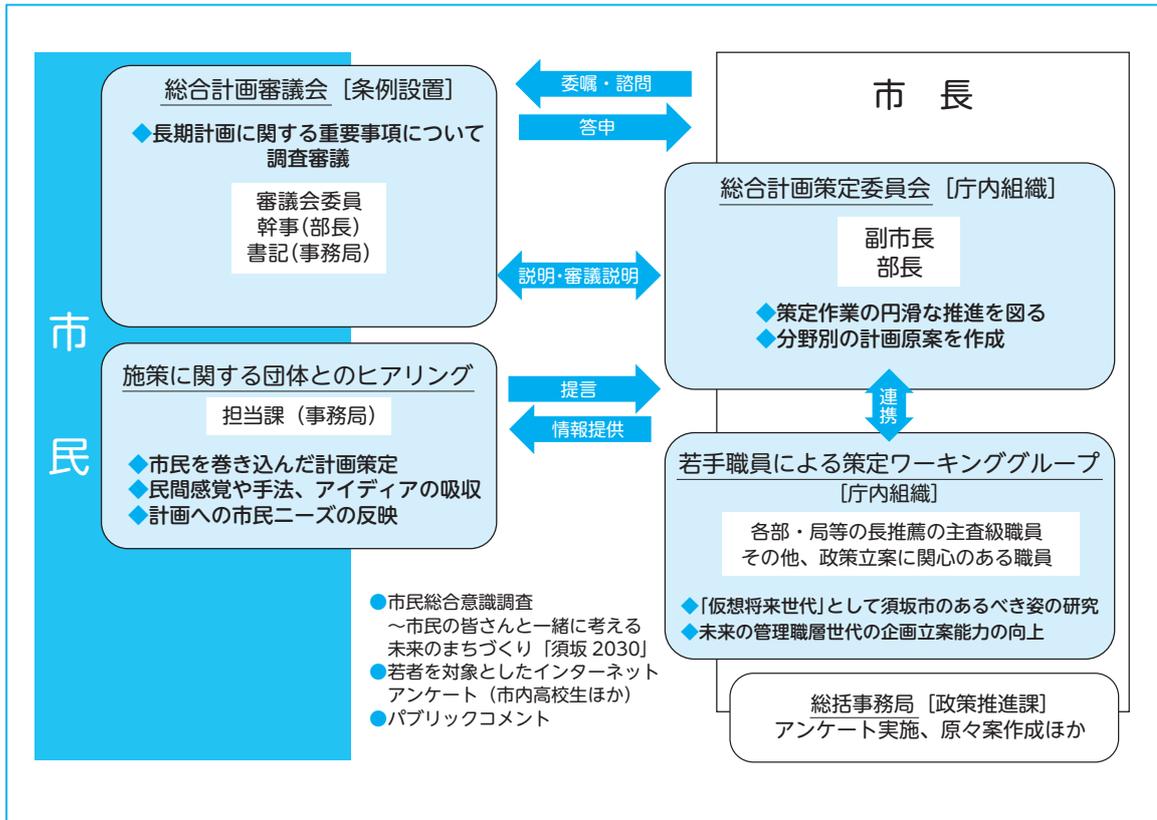
通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
111	12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	—
 ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる			
112	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	15 防災体制の充実 16 消防・救急体制の充実 21 安定的な上下水道の運営 23 安心で快適な住環境の促進 29 森林の保全・活用
113	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	25 自然環境の保全
114	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	24 公共交通の確保 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
115	13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	—
116	13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	—
 ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			
117	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
118	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策
119	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	—
120	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	—
121	14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	—
122	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	—
123	14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
124	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	—
125	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	—
126	14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	—
 ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する			
127	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	21 安定的な上下水道の運営 25 自然環境の保全 26 須坂らしい景観づくりの推進 27 循環型社会の推進と地球温暖化対策 29 森林の保全・活用
128	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	29 森林の保全・活用
129	15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	—
130	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。	25 自然環境の保全 29 森林の保全・活用
131	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	25 自然環境の保全 29 森林の保全・活用
132	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	—
133	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	—
134	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	25 自然環境の保全
135	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	25 自然環境の保全
136	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	—
137	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	—
138	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	—
 ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する			
139	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	1 人権尊重・共生社会の実現 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 19 地域安全活動の推進

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における 対応施策名
140	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	1 人権尊重・共生社会の実現 5 高齢者福祉の充実 8 生活困窮者への支援 9 切れ目のない子育て支援の充実 10 特色ある教育の推進 11 児童・青少年健全育成の推進 19 地域安全活動の推進
141	16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	5 高齢者福祉の充実 6 地域福祉の推進 7 障がい者福祉の充実 18 消費生活の安全確保と意識向上
142	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	18 消費生活の安全確保と意識向上 19 地域安全活動の推進
143	16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	—
144	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	35 広聴・広報の充実 36 ICTによる利便性の向上と業務効率化の促進 37 長期的展望に立った財政運営
145	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	1 人権尊重・共生社会の実現 39 協働・市民参画の推進
146	16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	—
147	16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	—
148	16.1	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	36 ICTによる利便性の向上と業務効率化の促進
149	16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	—
150	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	1 人権尊重・共生社会の実現 7 障がい者福祉の充実
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> <div> <p>ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> </div> </div>			
151	17.1	資金/Finance 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	—
152	17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	—
153	17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	—
154	17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	—
155	17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	—
156	17.6	技術/Technology 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	—

通番	ターゲット	ターゲット内容	総合計画前期基本計画における対応施策名
157	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	—
158	17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。	—
159	17.9	能力構築/Capacity-building 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	—
160	17.1	貿易/Trade ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	—
161	17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	—
162	17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含み世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	—
163	17.13	体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	—
164	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	—
165	17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	—
166	17.16	マルチステークホルダー・パートナーシップ/ Multi-stakeholder partnerships 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	—
167	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	全施策(39施策)
168	17.18	データ、モニタリング、説明責任/ Data, monitoring and accountability 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障がい、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	—
169	17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	—

6. 計画づくりの体制



7. 審議会委員名簿 (敬称略)

区分	氏名	摘要
学識経験者	遠藤 守信	(審議会 会長) 信州大学 特別特任教授
	西原 秀次	(審議会 会長職務代理者) 須坂市産業活性化戦略会議 会長 蔵の町並みキャンパス推進協議会 会長
	高野 健光	株式会社八十二銀行須坂支店 支店長
	土本 俊和	信州大学 教授
	遠藤 守	名古屋大学 准教授
	寺田 克	長野県立信州医療センター 院長
市長が必要と認める者	二夕村 朝比古	須坂市区長会 副会長
	永井 康彦	須坂市社会福祉協議会 会長
	山上 久子	須坂市保健補導員会 会長
	春原 博	須坂商工会議所 専務理事
	神林 利彦	須坂市農業委員会 会長
	高橋 洋子	須坂市男女共同参画推進市民会議 会長
	永田 繁江	須坂市民生児童委員協議会 会長
	本藤 浩史	須坂市観光協会 会長
	竹前 美枝子	須坂市連合婦人会 会長
	川口 千春	須坂市PTA 連合会 副会長

※役職名については委員委嘱（2019年8月）当時の役職名で記載しています。

8. 計画づくりの経過

年	月	総合計画 審議会	総合計画策定 委員会(庁内)	策定ワーキング グループ(庁内)	各種調査の実施 ・意見募集等	備考
2019年	6		5日 第1回			議会報告 (全員協議会)
	7			9日 第1回	市民総合意識調査 7月11日～ 8月9日	
	8	29日 第1回 諮問		5日 第2回		
	9			27日 第3回		
	10			29日 第4回		
	11		11日 第2回	19日 第5回		
	12	9日 第2回				
2020年	1					
	2	13日 第3回	7日 第3回			
	3	24日 第4回	19日 第4回			議会報告 (全員協議会)
	4		30日 第5回			施策評価及び理事 者との政策対話(施 策評価ヒアリング)
	5					
	6	第5回 (書面開催)				
	7		14日 第6回		若者アンケート調査 / 高校生対象アン ケート調査 7月8日～22日	
	8	24日 第6回	12日 第7回			
	9	第7回 (書面開催)			関連団体ヒアリン グ等の実施 9月11日～30日 パブリックコメン ト実施 9月10日～30日	
	10	9日 第8回	6日 第8回			議会基本構想審査 特別委員会(3日間)
	11	10日 第9回				
	12					議会基本構想等審 査特別委員会 議会提案・議決

9. 第六次須坂市総合計画づくりにおける市民の方の参加経過

(1) 市民総合意識調査の実施

- 調査対象者 : 須坂市内に住む18歳以上の男女 3,000人
- 抽出方法 : 住民基本台帳からの無作為抽出
- 調査方法 : 郵送調査
- 調査期間 : 2019年7月11日～8月9日
- 有効回答者数 : 1,400人 (回答率 46.7%)

(2) 若者を対象にしたアンケート調査の実施

- 調査方法 : ながの電子申請システムを利用したインターネット調査
- 調査期間 : 2020年7月8日(水)～7月22日(水)
- 対象者 : 18歳～49歳までの方(7月1日現在)
- 有効回答数 : 316人

(3) 将来の進路や仕事に関する意識・希望アンケート調査

- 調査方法 : ながの電子申請システムを利用したインターネット調査
- 調査期間 : 2020年7月8日(水)～7月22日(水)
- 対象者 : 須坂市内の高校生(7月1日現在)
- 有効回答数 : 586人

(4) 「須坂市パブリック・コメント手続運用指針」に基づく意見募集

- 意見募集期間 : 2020年9月10日(木)～9月30日(水)
- 閲覧場所 : 市ホームページ、市役所情報コーナーでの閲覧、中央地域公民館を含む10地域公民館及び図書館
- 実施結果 : 意見件数 31件 (提出 個人5名、団体7団体)

(5) 施策に関連する団体とのヒアリング(施策担当課ごと実施)

- 実施期間 : 2020年9月11日(金)～9月30日(水)
- 実施団体 : 45団体 (のべ)

10. 答申書

令和2年11月11日

須坂市長 三木 正夫 様

須坂市総合計画審議会
会長 遠藤 守信

第六次須坂市総合計画・前期基本計画について（答申）

令和元年8月29日付 31政第81号において、第六次須坂市総合計画・前期基本計画について諮問を受け、市民視点及び専門的見地から審議会において慎重に審議を重ねてまいりました。

また、市民総合意識調査、各種アンケート、パブリックコメント等を通じて多くの皆さんからご意見をお寄せいただき、計画原案に反映させることができました。

今後は、社会と経済の動向を踏まえ、時代の変化に柔軟に対応しながらこの前期基本計画に掲げた39施策の取組みを着実に実施することを求めるとともに、その推進にあたっては、市民と一体となった積極的な取組みが行なわれることを願い、将来にわたって住みよい、安心して暮らせる活力あるまちの実現を望みます。

総合計画を推進するにあたり、特に重視いただきたい点を別紙に示すとともに、審議の結果を別冊のとおり答申いたします。

なお、審議会における意見のまとめとして「総合計画審議会具申意見集」を添付しますので、計画を推進するにあたっては十分留意されるよう要望します。

別冊：第六次須坂市総合計画（前期基本計画）答申

答申にあたって

「第五次総合計画の成果及び課題を踏まえた第六次総合計画の推進」

第五次須坂市総合計画は、将来像を「一人ひとりが輝き、磨かれた『ほんもの』の魅力あふれるまち 須坂」とし、「にせもの」や「作りもの」ではなく、私たちの思いが込められている須坂だけにある「ほんもの」を市民との共創により増やしていきたいとの思いをもって計画を推進されてきた。

前計画策定当時から社会や技術が大きく変化し、利便性が向上したものの、新型コロナウイルスをはじめとする感染症や、いつ起こるか分からない大規模災害といった危機への対応など環境変化や社会変動のリスクは山積している状況である。こうした激動の変化が予想される今後10年間においても、前計画での成果と課題を踏まえ、本市がこれまで築き上げてきた有形・無形の資産である「ほんもの」を生かし、さらに磨き上げながら、様々な困難にチャレンジできる実効性のある総合計画として推進されたい。

「あらゆる主体が切磋琢磨し役割と責任を果たす「共創」による総合計画の推進」

大きな変化が予想される今後の社会にあっては、「市民・企業・活動団体・行政」の4者が知恵を出し合い、それぞれの立場で役割と責任を果たすことがこれまで以上に重要となる。第六次総合計画の将来像である「『豊かさ』と『しあわせ』を感じる共創のまち 須坂」を実現するため、一人ひとりのありたい目標は異なっても、それぞれが多様性を生かしながら切磋琢磨し、また、協力することで「豊かさ」や「しあわせ」を市民で共有することができる。

本計画は基本計画の各施策において「共創のまちづくりに向けた各主体の役割」を明記し、将来像に掲げる共創の視点をより明確にした。施策の推進にあたり、各主体の役割を意識し、一層の共創により計画を推進されたい。

「チャレンジ指針（継承・進化・学びと行動）を意識した計画の推進」

ICT（情報通信技術）化やグローバル化の進展、人口減少の加速など、社会情勢や市民を取り巻く環境が日々刻々と変化する中、須坂の強みや魅力を磨き、みんなで育て、次代に継承していくことが重要である。

また、「Society5.0社会」の中で新たな技術を行政運営、産業、暮らしの各方面に積極的に取り入れる「進化」の視点も重要である。そして最も大切なのは困難な時代にあっても一人ひとりが自分事として地域の課題と向き合い、地域及び周囲のために学び、そして行動する。その行動が地域のきずなと活力を生み出し、強く安定した地域を形成するものと考えている。本計画にはこれらの視点をまちづくりの基本指針（チャレンジ指針）として盛り込んだ。

本指針を全ての施策を進める上での横串として位置付け、計画を推進されたい。

「SDGs（持続可能な開発目標）の基本目標に掲げた方向性との対応を意識した計画の推進」

人権問題や環境問題などをはじめ、多様な社会課題について行政が目指す方向は国が目指す方向とも一致しており、国も市町村が地域の諸問題の解決にSDGsを活用することにより地方創生を推進するよう推奨している。

また、コロナ禍におけるニューノーマル（「新たな日常」や「新しい生活様式」）の構築に向けた活動が展開される中、様々な施策を長期的視点であるSDGsと連動して進めることが効果的であり、地域経済及び生活などの変革の大きなチャンスとなり得る。

このような背景から、本計画では基本構想にSDGsの視点を明記し、国際的な目標の方向性との対応を意識しながら施策を進めることを宣言し、各施策にもSDGsの基本目標との紐づけを行う形で策定したため、施策との対応を十分意識して計画を推進されたい。

「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

第六次須坂市総合計画

〈基本構想・前期基本計画〉

発 行 2021年3月 須坂市

企画編集 須坂市総務部 政策推進課

長野県須坂市大字須坂1528番地の1

電話 026-245-1400(代)

FAX 026-246-0750

印 刷 佐藤印刷株式会社

「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

須坂市市民憲章

美しい自然に恵まれ、輝かしい伝統を受けついできたわたたくしたちは、
須坂市のかぎりない平和と発展を願い、
誇りと責任をもって、ここにこの憲章を定めます。

- 1 清潔で美しいまちをつくります。
- 1 健康で仕事に励みます。
- 1 人間性を尊重し、おたがいに協力します。
- 1 教養を深め、郷土の文化を高めます。
- 1 明るく心豊かな家庭をきずきます。

昭和49年11月1日制定

健康長寿発信都市



須坂JAPAN
Suzaka